

第8日目（9月11日）

○議 長（塩谷寿雄君） おはようございます。早朝より傍聴者の皆様、お越しいただきましてありがとうございます。これより本日の会議を開きます。

○議 長 ただいまの出席議員数は22名であります。

また、私が午後から欠席いたします。届出を副議長に提出し許可を得ていますので、併せて報告いたします。新潟日報社より写真撮影の願いが出ていますので、これを許可します。

〔午前9時30分〕

○議 長 本日の会議は、議事日程（第3号）のとおり一般質問といたします。

○議 長 質問時間制限は、市長等答弁時間を含め、1人当たり質問総時間で60分以内といたします。また、議場の表示タイマーを総時間60分の減算表示とし、60分を経過しますとブザーが鳴り、質問の途中でもそこで終了となりますのでよろしくお願いいたします。なお、残時間が10分になりますと1鈴、5分になりますと2鈴が鳴り、モニターの色が赤くなりますので目安にしていただければと思います。

初回の質問時に限り登壇して行っていただきます。降壇後は、質問席に着席をお願いいたします。質問内容を制限するものではありませんが、極力皆様から簡潔明瞭な質問をしていただきたく、ご協力のほどお願い申し上げます。併せて、答弁につきましても簡潔明瞭に答弁いただきますようよろしくお願いいたします。なお、一問一答方式の登壇での質問及び答弁は、最初の質問項目についてのみ、まとめて行っていただきます。

また、会議規則第62条第4項に基づき、市長が質問者に質問の趣旨を確認する質問をする場合は、当該発言の前に「質問します」と挙手をし、議長に発言を求め、許可を受けてから行ってください。市長の質問回数に制限はありませんが、市長の質問及びそれに対する質問議員の答弁は、議員の質問時間に含めないことといたします。よろしくお願いいたします。

○議 長 勝又貞夫君より資料配付の願いが出ておりますので、これを許可し、配付のとおりといたします。

○議 長 質問順位1番、議席番号9番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 皆さん、おはようございます。議長より発言を許されましたので、通告に基づき、9番議員の勝又が一般質問することとします。質問順位1番ということで、大変緊張しています。前回は最終日の大トリでありました。別に両端が好きなわけではないのですが、議長のくじであります。それはそれとして、約3年の間、この議場はそれぞれの席がアクリル板で仕切られていましたが、今回からアクリル板が外された議場となりました。このすっきりした議場で一般質問を行う最初の議員ということで、気を引き締めてやってみたいと思います。

私が議員に当選させていただいた頃、峠を越えた隣の自治体のある市議員に言われたことを思い出します。議員になれた頃の初心を忘れないこと。そして議員として取り組むべきテーマを3つ決めなさいと言われてました。4つでもいいからテーマを絞って、そのテーマについて勉強しなさいということであったわけですが、取り組むテーマが5つ以上と多くなる

と力が分散されて、成果につながるような議員活動ができなくなる可能性もあるとアドバイスをくれたのであります。

また、そのときにこれからは総花的な議員は要らないのだという話をされて、私は驚いたことを思い出します。そして物事は是々非々で判断し、反対のための反対発言を繰り返すような議員にならないよう、忠告を受けたことを思い出します。その意味で、この神聖な議場において、私はあまのじゃくのような存在にはなりたくないものと思っています。

それにしても、人それぞれで、大勢が集まれば様々な考え方があるということでもあります。今日この場に集まっている執行部の方々は、市役所、すなわち行政のまさに頭脳集団であります。この最高のスタッフの指揮命令系統の頂点に立つ市長に対し、この議場で公に質問できることは私の喜びとするところでもあります。この壇上に立って思うことはいつも同じで、市の行政を少しでもよくするにはどうしたらよいかということでもあります。今回もまた提案型で質問したいと思います。

今回の2つの質問は水道水と農業用水に関するもので、水シリーズであります。壇上では最初の水道事業について質問します。

1 水道事業について

水道事業についてであります。水道水は市民の生活にとって最も重要なライフラインの一つであることは言うまでもありません。では、市民生活に密着した水道事業についてお尋ねすることとします。

私が議員になって2年目の頃、地元の友人から「日本一高い水道料金を何とかしろ」と言われたことを思い出します。その後、総務部長のところに行って、我が市の水道料金は日本一高いと言われましたが、本当のことでしょうかと聞いたときに、部長は「日本一かどうかは分かりませんが、新潟県で最も高い料金かもしれない」と言いながら、畔地浄水場の水道課に電話して確認してくれました。私の見ている前で確認し、「やはり新潟県で一番高いようです」と言って苦笑いしていたことを思い出します。

その後、水道課を訪問して、当市の水道使用料金の改善すべき点や県内のほかの自治体の水道の料金体系について意見交換を行ったことがありました。実はこのような改善が必要だという考え方ははるか以前からあったもので、この議場にいる多くの議員が様々な場面で水道料金の不公平性について改善が必要だと語ってきたわけであります。ここ二、三年の間に始まった動きではありません。

水道使用料金を高く設定しているのには、それなりの歴史的な背景があるからで、決して市民を相手に金もうけするための料金設定ではないことを、まず我々ははっきりと理解しておくべきと思います。また、行政のシステム全体は水道料金だけで回っているわけではありません。行政全体でバランスを取りながら執行しなければ、どこかに綻びが出てくるに違いありません。それゆえに行政には忍耐と努力が求められます。

今回の水道事業の質問に入りましょう。水道事業についてやはり思うことは、市民の口に直接入るものであり、ゆえに市民の命に直接関わる最も重要な事業だということでもあります。

では、お尋ねします。

(1) 水道使用料金の改定に至るまでの過程と、県内のほかの自治体の水道料金との比較についてお尋ねします。

(2) 6月6日の水道水の飲用水としての使用停止の判断は適切であったと考えているかについてお尋ねします。①その判断に法的な根拠はあったかどうか。②再発防止の考え方や、その対策はどのようなものか。③万一のときの情報伝達について、市民から改善を望む声がありますが、どのような対策を考えているか、お尋ねします。

今回の質問の調査のために、畔地浄水場の水道課と本庁舎の総務課を繰り返し訪問したわけですが、そのたびに非常に丁寧な対応を受けたことをこの場で申し上げたいと思います。

第1問目の質問は以上であります。時間に制限がありますので、答弁においては要領よく簡潔にまとめていただくようお願い申し上げます。答弁次第では再質問しなくて済む可能性もあろうかと思えます。質問の時間配分は大項目の1問目に30分、2問目に25分、残り5分を予備として残しておくこととします。例によって質疑応答の流れ次第で多少時間がぶれることもあろうかと思えますが、そんなときにはどうかご容赦いただきたいと思えます。

前日も市長にはっきり申し上げましたが、今回も同じことを申し上げます。やじを飛ばしたいと思ったら自由にどうぞ。私に遠慮は無用であります。

壇上からは以上とします。

○議 長 勝又貞夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 改めまして、おはようございます。それでは今日から3日間、一般質問ということで一生懸命取り組ませていただきますので、よろしくお願いします。

まずはトップバッター、勝又議員、よろしくお願いいたします。やじを飛ばすということは私ほとんどありません、よほどのことがない限りは。なので、勝又さんには飛ばしたことはないと思えますし、やじも議会の華というところも私は先輩から教えてもらったことがあったのですが、あまり過度にやるとよくないということも十分理解しながらやっておりますので、そんなことではなくて、深みのある議論が展開できればというふうに思います。

提案型ということで、冒頭お話しされたこと、非常によく思います。私が市長だったら、市長どう思うか、こう思うが、市長どうかというのが、私は一般質問の一番テーマではなかろうかなと私は議会時代から思っていました。そういうような展開ができればと思っておりますので、よろしくお願いします。

1 水道事業について

早速ですが、水道事業のことです。まずは水道料金の改定に至るまでの経過、そして県内の自治体の使用料金との比較、これについて端的に申し上げたいと思います。水道料金改定、ここで言われていることにつきましては、まさにこの9月からでありますけれども、長年の大変大きな課題であった部分に、いよいよ始めるというかスタートするということがあります。

水道給水条例の一部改正については、令和5年3月の議会定例会において議決を皆さんからいただきまして、まさに今月の使用分から新料金になるということでもあります。

まず、料金改定に至るまでの経過であります。重要なライフラインの一つである水道の料金については、平成16年の市の合併以来、大変大きな課題となっております。議会でも何度も取り上げられてきました。殊に選挙というような大変民意を問うような場面では、まさにこのテーマが掲げられなかったことはなくて、私もいろいろな意味の公約の中にもそれらをもろもろ明記するようなこともありましたし、これは大きなテーマだったと考えております。

県内で料金としてはワーストワン。ただこのことも、料金が高いということが果たして正確に議論されたかということ、そうでもなかったという話を私この場所で何回か繰り返して聞いています。基本料金が高かったのです。では大きく使う、そういうものについてはうちは県内でも安いのです。そういうことが議論されたかということ、少しそこを飛び越えて、いろいろな意味で政治的イシューになり過ぎていなかったかという反省を私は持っていますが、議員いかがですか。分かっているらっしゃると思います。

家庭用10立方メートル当たりの水道料金は、当時から県内で最も高い料金でありました。加えて、基本水量を10立方メートルに設定していたということから、10立方メートルまでは同一料金。使用量の少ない単身世帯の方々や高齢者の世帯では、さらに割高な料金体系となっていたということは否めないと思います。これまで説明してきたとおりであります。

私が市長になった平成28年の暮れ、それ以前からこの不公平な負担を何とか軽減しようということで、高い水道料金に対する時限的な救済措置というのは、政策的な料金減免——本来水道は、普通であれば、かかった部分のそこから損をしないようにやらなければいけないわけですが、当市は作る料金のほうが使用料より高いということがいまだにやっているわけです。こういったところが問題なのであります。

これまで政策的な料金減免は様々な形で行われてきました。全部は言いませんけれども、一番最近では、もちろん福祉減免のこともあります。令和2年のコロナ禍においていろいろな意味で経済支援を申し上げていこうという中で、議会の皆さんからの発案そしてご提案によって、私どもそれを受けまして行った基本料金の2分の1、3か月間でありましたけれども、こういう減免も行ったのが記憶に新しいところでもあります。

このたびの水道料金改定につきましては、10立方メートルの基本水量が廃止される。そして皆さんから使用水量に応じて料金を負担していただくという口径別の料金体系になり——使用量の少ない世帯が割高な水道料金を感じてきたわけですね。この負担を、料金体系を改めていくということでもありますのでよろしくお願いいたします。

次に、県内の他の自治体との比較についてであります。この比較については、常に大きな関心を持たれていると思います。本来、市町村ごとにそれぞれの地域の地勢というか地形、それから水資源の環境ですね。私どもはダムからの取水——今これに頼りきらない新しい方向も加えていこうということでもあります。こういった水資源の環境、そして水道施設への

投資状況は様々であります。全然一律ではありません。であるために、単純な比較で例えば安ければよしというような、そんな簡単な話にはならないのであります。水道サービスの提供が持続的にできる適正料金であるかどうかという視点、これが重要であると考えています。

南魚沼市の場合は、畔地浄水場をはじめとした大規模施設への先行させた投資は他に先駆けて早いのであります。これは既に済んでいるという状況です、最初の先行投資は。この部分が企業債、そして利息の返還がいまだに多額であるということの原因にもなっているわけでありまして。県内でも高い水準の料金設定にせざるを得ないのが現状であると。

そのため、今回の料金改定では、事業者の皆さんも使っているものもあるわけなので、その兼ね合いもありまして、家庭用料金の大幅な値下げということにはなかなか至りませんでした。が、これまで水道料金が抱えていた課題を解決していく方向に向かおうということはありません、この第一歩であると考えています。口径別の料金体系に改定して、今後もこれから続けていかなければいけない料金見直しの基礎づくりを現在ようやくスタートさせることができたと考えているところです。

繰り返しになりますが、近隣市を見ても、これから私どもが先行して行ったようなことをやらなければいけない自治体があるのです。今全体で見ると水道料金はどの自治体も上げているのです。ここを言う人があまりいないから、私は時々悔しい思いをするのです。本当ですよ、全国的に。私どもは下げているのですから。そういうことをやはりきちんと伝えていただいて、この水道料金の問題はきちんと核心に触れた議論になると私は考えておりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です……（「2つ目」と叫ぶ者あり）失礼いたしました。最初に力が入り過ぎまして、すみません。2つ目の、ごめんなさい。6月6日の水道水の飲用水としての使用止めの、これは適切であったと考えているかということにお答えします。

まず1点目の、その判断に法的な根拠があるかということです。6月6日の水道水の飲用水としての使用止め、これは飲むことには不可、制限付きの生活用水の供給に至った経過は、前の日の6月5日、月曜日の午後5時半過ぎに畔地浄水場において、三国川から取水している水道原水を監視するバイオアッセイ——有名な言葉になりましたが、魚による水質監視装置であります。これに用いたウグイ9匹が、相次いでへい死した。浮いてしまったということです。このことから三国川の原水に何らかの異常が発生しているというふうに判断して、畔地浄水場の運転停止を行った。そして非常用水源による給水に切り替えたということになります。

原因が不明な中、浄水場の運転を続け水道水として供給することは、人の健康を害する恐れがあると判断して、水質検査により安全性が確認されるまでの間に取った水道事業者としての安全措置でありました。これは少しおさらいであります。この判断は、水道法の第23条、給水の緊急停止という項目がありまして、これに基づく措置であります。市民の健康を守るために講じなければならぬ、水道事業者としての大変大きな責務であるということから判断して行っております。

飲用不可——飲むことには使用しないでくださいとして、生活用水の供給を再開したことについては、今回3日間の中で別の議員もいろいろまた触れてくると思いますが、このことにつきましては6月6日火曜日の正午過ぎに、発生した次の日の6日の正午過ぎに検査機関から「農薬などの有害物質は検出せず」という報告を受けた。一番心配したのはその点でありましたから。このことを受けたことから、最悪の事態である大規模な断水を避ける、こういうこともやらなければならないということで——ここが非常に誤解も与えているところもあるかと思いますが、トイレやお風呂といった生活用水を維持するために、間もなく時間が経過すれば夕方になり、そしてこういったものを使う。もちろんトイレは24時間使うわけがあります。

こういうことから生活用水を維持するために、飲用水としての安全を担保する水質検査結果の最終報告が出る——出たのはその日の午後5時であります——までの間、ここが強調したいのですけれども、念のための安全措置です。その後、バイオアッセイの中の水槽は、原水を入れてもウグイがへい死しない状況も確認しているわけです。そういうようなところの段階を踏まえた上で、私としては——これを言うとまた叱られるかもしれませんが、飲んでも大丈夫という状況であるが、それでも念のために安全措置として行ったものでありまして、私どもとしては適切であったというふうに思っている次第であります。

これは申し訳ない、胸を張ってそう思ってやりました。逆だったら、私としては首が飛びますよ。そういう覚悟を持ってやったのでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

②番の再発防止の考え方、その対策ですが、今回の事故と同様に、水質異常の疑いがあれば、今回の緊急措置と同様、即座に畔地浄水場の運転を停止して、速やかな水質検査による安全確認を行うこと。また、実施可能なあらゆる手段を講じて原因の究明に当たる対応に、これは全く変更するものではありません。

外部の検査機関に委託している水質検査については、はっきり言って時間がかかったのです。緊急時に即応できる検査体制の強化、そういったことを再構築してほしいということ、この後、検査機関に私どもから要請をかけています。

そして2つ目は、今回のウグイへい死の原因となった窒素ガスの飽和度を計測する機器、こういったものを私ども自らが迅速に実施できる検査器具の購入も現在進めています。

3点目で申し上げますと、ウグイによる水質監視の水槽につきましては、今回のような窒素ガスが過剰に溶け込んだ場合の対策として、監視の水槽を2槽方式に改良して設備強化を行うこと。それによって飼育体制を改善しているところでもあります。加えまして、今回の事故を教訓に、少しでも早く原水の異常を発見できる方策として、引き込んでからの今の水槽だけではなくて原水で分かるように、畔地浄水場の約1.5キロメートル上流にあります三国川頭首工、ここで魚を用いたバイオアッセイのそういう監視ができないかなど、水質異常に対する監視強化の検討を現在行っているところであります。

最後になりますが、現在進めている地域別水源方式に向けた非常用水源井戸、これに我々はそういうことを取り入れていくということで進めてきておりましたが、この整備は間違い

なく有効であるということが、今回の事故で実証されたと思います。こういったこともありまして、ただ悪いことが起きただけではなくて、いろいろな意味をもって今後の対策をしていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

最後に、③番であります。万一のときの情報伝達について、市民から改善を望む声がある。対策はどうかということですが、今回のこの水道事案における情報発信では、防災メール、またはLINEによる情報発信、防災ラジオの緊急割り込み放送、市のウェブサイトでの情報発信を行いました。このほか、広報車による広報活動——これはなかなか沿道の皆さんからはちょっと酷評もいただいたのです。聞き取りにくい、速く走り過ぎる。こういったことは大変な問題であります。しかしながらこういうことを実施したところであります。

南魚沼市では同報系の防災行政無線——いわゆるサイレン柱から言葉のせりふを流すというか、言葉を流すそういうサイレン柱、同報系のサイレンと言いますが、これはうちは採用しておりません。とんでもない実はお金がかかることと、それだけではないのですけれども、実は効果があるのかという視点。聞き取れないのです。これは別に水道問題だけではないですから。災害のときは、大雨のときは聞こえませんが、大雪のときも聞こえませんが。それ以上にやはり有効な手段はこのラジオそして防災メール、LINEではなかろうかということで、そちらにかじを切ってきた。これは議場でも大いに議論があった時代があったのです。そういうことを経て、今に至っております。これに代わる手段が今ほど申し上げたところ、防災メール及びSNS——LINEとかXですね。昔はツイッターと言った、Xです。

それから今回の事案では防災ラジオを持っておらず、防災メール、SNSの登録をいただいている市民の方々に情報が届かなかったということから、防災メール等の登録について、チラシの全戸配布、また防災メールやLINEを使った登録の拡散依頼など、あらゆる手段を使って周知をしております。その結果ですが、9月5日現在の数字ですけれども、防災メール、LINEの登録は合計で1万7,669件。周知を行う前の6月7日、要するにこの水道事故といいますか、そのときから見ますと約5割増し、48%の増加となっております。

あとはまたご質問の中でいろいろお答えしたいと思います。いろいろな方法を今考えておりまして、この伝達手段につきましては、私どもも本当に身にしみて今回分かったことなので、ぜひこれは改善していかなければいけないと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議 長 9番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 水道事業について

市長より非常に丁寧な答弁をいただきました。それで(1)については、料金改定についての今までの経過、その考え方を市民とともに共有したいという意味で、改めてこの場で市長に語ってもらいたいと、そういう思いで行った質問であります。ということで、これについてはこれ以上触れないで、2つ目に移ってみたいと思います。

再発防止についてですけれども、このたびの件、いろいろ私なりに考えてみて、どこに問

題があったのかなど。それは様々な人が別の頭で物を考えれば、別な発想も出てくることでありますから、私の思いを多少語らせていただきます。30年の間、ウグイを飼いつけたという事柄のようですけれども、この地元で言うならハヨですね。大川を流れ水の中で泳ぐ魚であります。そういう流れ水の中で泳ぐ魚をわずか 50 センチメートル、60 センチメートルという限られた水槽の中に多くの個体をそこに置いて飼うということが適切であるかどうかという疑問が湧いてきました。たまり水のようなところ、多少水の出入りがあるわけですから申し上げますけれども、ああいう条件であれば、ウグイよりもっとほかの魚を水槽の中で飼うのもまたありかなど、そんなふうに思いましたが、この点についてちょっとお尋ねします。

○議 長 市長。

○市 長 1 水道事業について

このバイオアッセイはほとんどのそういう水を作る施設で全国的にかなり行われているということで、中に私が聞いているのは、カニを飼っているところもあつたり、いろいろな事例はあるのだそうです。だけれども、今のご質問はかなり専門性が問われていると思います。私が勝手なことも言えませんので、水道事業部局側から答えてもらうことにしますので、よろしくをお願いします。

○議 長 上下水道部長。

○上下水道部長 1 水道事業について

バイオアッセイの魚の種類でありますけれども、私どもはウグイ、ハヨであります。確かにその事業体を見ますと、メダカであつたり金魚であつたり様々なものがあります。ただし私どもは、三国川に一番なじんでいる魚といえますか、生息の多い魚ということでウグイを選定しているというところではあります。

以上です。

○議 長 9 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 水道事業について

よその自治体では別の魚を使っている事例もかなりあるということが確認できました。それで思うのですが、ウグイも飼い、そしてメダカも金魚も並べて水槽に飼うというような方法もあろうかと思えます。先ほど申し上げましたように、50 センチメートルや 60 センチメートルの限られた空間の中で、たまり水のようなそういう状態の中で泳ぐ魚ではないわけですから、多少別の選択肢といえますか、別の種類の魚もそこに置いておくべきではないかと、そのように思いましたので、こんな質問をしたのですが、今答弁を聞きましたので、これ以上は聞きません。

続いて、もう一つですけれども、用水路から水が入ってくる場所、取水口のすぐ近くで浄水場に入る水と検査用に流れてくる水が分かれています。浄水場に入るはるか以前といいたまいますか、80 メートルくらいはあろうかと思う距離、別の流れで流れてくる水であつて、ポンプで圧送しているということでもあります。浄水場に流れる水はポンプなど使わないわけですから。要するに何が言いたいかということ、検査用の水は別の条件の中を流れてきた水だ

ということであります。これについては私、どうしてこういうことなのだろうと思ったのですけれども、普通に考えると、浄水場に入った直後の水で検査をするというのが、素人が考えてもそれが筋だろうと思うのですが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 水道事業について

殊、この水道の問題というのは最大のインフラというようなところがありまして、答えることもできますが、やはり専門官から、専門部局から答えさせます。このような趣旨の質問であれば全て専門側から答えさせますので、これも水道部局からお願いします。

○議 長 水道課長。

○水道課長 1 水道事業について

畔地浄水場のウグイを飼っている水槽に向かう水については、畔地浄水場取水口から取ってすぐの水を分岐して水槽に投水しております。

以上です。

○議 長 9 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 水道事業について

私が今聞いたのはそういうことではなくて、浄水場に入る水と検査のところに戻っていく水が条件の違う流れであるという、そのことでもあります。片や、普通に流れればその水の重さで浄水場に入る。もう片やは、50 ミリメートルほどの口径のところをポンプで圧送するわけですから、その手前で枯れ木が引っかかったり、あるいは葉っぱが引っかかったりというようなことでいろいろ問題が起きることがあり得るというお話でありました。このたびのその大きな原因はそこにあるというような話を聞いたような記憶があります。浄水場に入った直後の水を検査のラインに戻すということのほうが、より市民にとってうなずけることではないかと、そのように思ったので聞いたのであります。いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 水道事業について

私はそこに話がずっと集中するのがちょっと信じられないところがありますが、同じ原水の水を使っているわけです。聞いたかに思うがというご発言がありましたが、少し控えてください。私ども全部公開しています。そのことにつきまして、またこれも上下水道部局側から答えさせます。

○議 長 上下水道部長。

○上下水道部長 1 水道事業について

勝又議員がおっしゃるように取水口直後の両方の水であります。両方の水ではあるのですけれども、水を作る浄水ルートとあと水を調べる検査ルートの違いだけであって、取る位置はまるきり同じですし、同じ水を処理しています。たまたま検査をするに管理棟まで約 100 メートル、200 メートル距離があるものですから、そのポンプを使わざるを得ないという形で、そのポンプを使っている、自然流下という違いはありますけれども、取っている場所に

については同じだという形で理解を願いたいと思います。

以上です。

○議 長 9 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 水道事業について

この問題について押し問答するつもりはありません。そんなわけで、この質問についてはこれくらいにします。

それであと情報伝達の方法ですけれども、様々な方法があつてしかるべきだと私も思います。それでLINEや市のホームページや防災ラジオ、あるいはスマホに入ってくる防災メールですか、そういう類いのものが有効に機能しているとは思いますが、どう考えても完全ではないわけです。

水を飲んでもいいと言われたその日の夕方の翌日の午後になってまだ、いつになったら水が飲めるのかというようなことを聞かれた人がいたというお話を聞いて、私も驚いたのですけれども、何らかのまた別の方法、あの手この手でどうすればいいかと。例えばこういう問題は消防団の方とか行政区の区長さんとか、あるいは老人会の役員さんとか、そういう市民の代表と行政が意見交換をしてマニュアルのようなものをつくるべきではないかと、私はそのように思いました。これについて、では簡潔にご答弁をお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 1 水道事業について

なるべく簡潔にしますが、殊、重要なことなので、やはりちゃんと用意もしてきていますので、きちんと答えます。なるべく簡潔にします。

今回、浮き彫りになったのは、防災ラジオの有償配布を希望されない、例えば携帯電話も持っていない方、例えば防災メールなどの登録やインターネットの利用も難しい方々——特には大変口幅ったい言い方ですけれども、ご高齢の方に多く見受けられると思います——への情報伝達の難しさが浮き彫りになったということです。そして様々に呼びかけをいたしました。

この防災メールなどは携帯電話をお持ちで、登録さえしていただければ、緊急情報を受け取る手段として非常に身近なものとして——携帯もしているわけですから、いいのですけれども、かつ重要なツールであります、それが難しい方々に対する情報伝達の手段として、これは今検討を始めているのは、あらかじめ登録した電話番号——これはご自宅の固定電話を想定しています——ここに緊急情報を自動で架電、流すそういうシステムがありまして、これを情報弱者を生まないために有用な手段であると考えているところです。前半のほうのことがやってもらえれば一番いいのですが、それでもできない方々がいる。ここです。

そして先ほど行政区長さん、消防団の皆さんという話がありました。誠に聞いているとそのとおりというふうに私も聞こえますが、しかし口伝え等々の伝達手段は逆に恐ろしいことの場合もあるのです。正しく本当にそれが伝わるかどうか。そういうことも考えていただきたい。私どもそこも考えます。もちろん地域の防災の共助といいますか、そういったものは

お借りしたい、力は。正しい伝達。しかしその前にしかるべきは、個々に正しい伝達がある人が知らない人に伝えるというシステムがつけられなければやっても駄目です。そういうことまで今考えて、今ほどのことも考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議 長 9番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 水道事業について

市長より丁寧な答弁をいただきましたので、いろいろの都合があります。

2 渇水対策について

次に移りましょう、大項目2問目であります。この夏の渇水対策についてお尋ねすることとします。今年の異常気象による日照りと渇水により農業に少なからずマイナスの影響が出ると考えられ、特にコシヒカリの品質低下が心配されています。今年のような気象状況は今後もあり得ることで、その対策が重要と考え、以下3点についてお尋ねします。

1問目、渇水時の対策について、行政としての対応マニュアルは明文化されているかどうかお尋ねします。

○議 長 市長。

○市 長 2 渇水対策について

それでは、勝又議員の渇水対策のほうのまず(1)番のご質問です。渇水時の対策について、行政としての対応マニュアルは、明文化されているものがあるかということですが、今回様々に多くの団体の皆さんと、例えば南魚沼地域渇水連絡協議会こういった開催とか、湯沢町、また各土地改良区、JAみなみ魚沼、NOSA Iなども含めまして様々に対応してまいりました。端的に申し上げますが、現状、市として明文化された対応マニュアルはありません。

しかし、今回の対応は——前回、平成30年に大渇水がありました。記憶に新しいのです。私もそのときには市長になっておりまして、このときの渇水の発生時と同じく、過去の渇水時の支援策の説明書、例えば手続の手順、こういったものを示したフローチャートなどがきちんと保管もされていて、ちゃんとそのときのことが忘れないようにももちろんなっております。そういったことを利用させていただく中で、半日程度で支援策のフレームを固めることもできましたし、要支援者へのアナウンスまで進めることができたものと考えております。経験が物を言ったというところだと思ひます。しかし、それを超える渇水だったことは間違いなくて、厳しかったということは否めません。

今回その対応マニュアルは必要と感じているのですけれども、この干害につきましても、発生状況、また今回のように電力会社との協力できる内容など非常に厳しいものがありました。こういったことを——社会的な情勢もそれらに加わってまいりますので、いかに早く関係者間で情報を把握して、状況に応じた支援をいかに早く行える体制をつくっておけるか。この点に尽きるものではなからうかと思ひます。マニュアルも大事なものと思ひますが、こういったことだと思ひます。

以上です。

○議 長 9番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 渇水対策について

こういう類いの対応マニュアルができていないという答弁がありました。前回5年前の様々な記録が残っていたので、迅速に対応できたという説明もありましたけれども、やはり行政としてその渇水対策についての手順書といたしましうか、状況判断を場当たりのやるのではなくて、きちんと手順を踏んで迅速にやれるような、そういう形に事前しておくべきだと思うのです。ネットや何かでいろいろ調べてみると、渇水対策マニュアルなんていうのが出てくるわけでありまして。ああいうものを見てみると、やはり我が市もそれなりのものをつくって、こういう場合にはこういう対応、こういう場合にはこういう対応というようなその流れがきちんとできていれば、より判断もスムーズにいくのではないかと、そんなふうに思いましたので、こんな質問をしたのですが、2問目に移ります。

農業用のため池の新設についての考えはあるかないかについてお尋ねします。

○議 長 市長。

○市 長 2 渇水対策について

それでは、2つ目のご質問にお答えします。ため池の新設について。県知事も記者会見等で話しておりますが、ため池については様々必要性を感じているという発言でありました。私もそのように思います。これまで市で新設したため池というのはないのですけれども、農業用ため池につきましては、県による県営土地改良事業の中での圃場整備に併せて、ため池やパイプラインの水源となるファームポンド——水を一時的に貯留する施設——こういった新設を実施して、これまでに31か所のため池が整備されています。31か所です。

現在、進めている市内の県営土地改良事業でも、ため池やファームポンドの新設計画のある地区は吉里地区、泉盛寺地区、仙石地区、大月地区、荒金・堂島新田地区などがあります。しかしながら、各土地改良区が行える団体営の事業でのため池の新設というのは、最も実現性が高いと考えられる地域用水環境整備事業の中でも、事業費が3,000万円以上ないと対象とならない。また、負担割合も国50%で県が25%、地元が25%となっていて、最低でも750万円の地元負担金が発生するということから、事業の実施がなかなか難しいというのが、これらが現状になります。

そのため、今後も地元負担金が2.5%から7.5%と、地元負担金が軽い県営土地改良事業での圃場整備に併せて、計画的にため池の新設を進めることが現実的と考えています。こういった中に今回の大変な事象を捉まえて、県や様々、国にももちろん——先般も行ってまいりましたけれども、そういうような中で新たな方向として、これが恒常化するのではなかろうかという危機感があるわけです、我々は。大雨が渇水かというような、そういうところに今時代背景があるので、ぜひともという話をこれから進めていかなければならないと思います。

以上です。先ほどのマニュアルもそのとおりでと思います。

○議 長 9番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 渇水対策について

市長から前向きな答弁をいただいたように思います。このたび私もこの質問をするに当たって、様々なところのため池を見てまいりました。藪神地域とか吉里地域、あるいはお隣の十日町の川西地域にも大きいのが幾つかあります。小さいものもある。そういう類いのものを見て、その周辺の人たちからいろいろお話を聞いたりして思ったのは、やはりため池があるかないとでは大違いだと。

市長ご存じのように、こういう渇水があるときというのは、もう水が不足する場所というのは決まっているわけです。だからその近くにため池を造って、あともう一つ思うのは、春の雪を排雪する、あの排雪する雪を川の端の付近に下ろすのではなくて、ため池の上手の辺りにああいう雪をどっさり山盛りにしておくというのも一つ方法ではないかなと。それが解けて流れれば水になると、歌の文句にもありますけれども、雪の扱いの好きな林市長ですから、ぜひこの提案もしてみたいと、私はそんなふうに思ったのです。国の補助金とかあるいは県の補助金等々、今お話があったとおり市が4分の1負担というお話でもありますがけれども、結局この地域の稲作にとって、全国に名を売ったコシヒカリという名前は本当にありがたい財産だと私は思っています。この日本一のコシヒカリという名前があることで、市長は全国どこに行っても「お米のおいしいところですね」と言ってもらえるわけです。

我が南魚沼市が何かいろいろ事業をするについても、直接あるいは間接的に様々な恩典を受けていると私は思います。この議場にいる人たちは全てそう思っているだろうと思います。そんな中でこの水についての考え方がやがては日本一のコシヒカリの収量、品質につながり、やがては——あまりこんなところで言っているのかどうかですけれども、ふるさと納税にもつながってくるということで、巡り巡って市としても大変ありがたい結果につながるのだということを、我々は共通認識としてこれに取り組むべきだろうと。

普通に考えると、750万円だとか、あるいは800万円だとか、いろいろ具体的な金額も計算できるのでしょうけれども、50億円を超えるふるさと納税のことを考えれば、市に残る果実分も含めていろいろ考え、あるいは1年で終わる事業ではなくて、毎年毎年ふるさと納税というものを様々な方面からいただいているわけです。何百万円かかるからどうしたこうしたというような考え方を改めて、この地域の財産であるところのコシヒカリについて、さらに条件をよくするというような考え方があってもいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 渇水対策について

このことはあってもいいかというのではなくて、私はもう5年前くらいから言っているのです。議場でも何度も発言したことがあります。市長になろうと思って歩いている頃、あれは確か藪神のどこかだったのですけれども、あるおじいちゃんに呼び止められて、「おまえ、市長になるつもりで歩いているのか」という話があって、あぜ道で2人で腰を下ろして話をしているときに、「雪をこんなに捨てているようなもったいないことしないで、これからは暑くなるのでまさにため池、または上流部に、高い位置に雪を排雪するように、おまえは考

えないのか」という話を1時間くらいこんこんと聞かされた。私はそのときから何か雪のことに立ち向かおうと思ったのかもしれないと思うくらい、ちょっと驚きな話だったのです。

その後、農林水産省の皆さんが来ていただいて、まさにそういうことができないかという検討も加えたのです。はっきり言って5年前には一笑に付されたくらい、その後取り合ってもらえる感じではなかったです。しかし、このたびのこれを見てどう思うかということや、この間雪に取り組んできた我々の思いを含めて考えた場合に、除雪費が今度は渴水対策になるということにもなります。そして今積み上げておくだけでなく、山の水を解かさない方法もある。スキー場で空いてきているところの雪をそのまま置いておいてもいい、例えば。そういう発想の転換ができるかということを含めて、排除せずに物を考えていきたいと考えております。

このたびのことを指をくわえて、ただ単に天災だなんて思っているわけにはいきません。そしてそのことに取り組むことは、そこから出る水の量なんてはっきり言って大したことないかもしれないです、降ってくる水より、湧いている水よりは。しかし、取り組んでいることに誇りを感じてくれる多くのユーザー、口にしてくれる皆さんがいて、加えてそれは観光にもつながるということを我々は考えて、やはりまちづくりをしていく必要があるのではなからうかなという思いがしています。

以上です。

○議 長 9番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 渴水対策について

市長よりさらに前向きな答弁をいただいたように思います。

最後の質問であります。3つ目です。天野沢の揚水機場の故障について、対応は適切であったか。復旧のめどはいつ頃になるのか。再発防止が重要と考えるが、今後の対策はどのように考えているかについてお尋ねします。

○議 長 市長。

○市 長 2 渴水対策について

天野沢の揚水機場の故障のことについてお答えします。まず初めに、少し断っておかなければいけないのがあるのですけれども、天野沢のこの揚水機場というのは南魚沼市のものではないのです。土地改良区の施設でありまして、私どもの施設ではありません。なので、答える内容として私がふさわしいのかどうか、ちょっとありますが、しかしながら西山地区の約700ヘクタールを潤している、そういう極めて重要な施設なのです。そういう点からお答えしますと、今ほどおっしゃっていただいたように、揚水機場に3基あるうちの1基が故障して、2基で運転せざるを得なくなったという連絡があったのが7月上旬なのです。あと細かい数字はちょっと省きます。少し時間がないようでありますので。

完了——復旧のめどにつきましては、土地改良区が国の補助事業である、そういう事業がありまして、これを活用して今年度中に復旧工事を完了する予定とのことで、市としては、当該事業の市の負担分である292万7,000円、約24%ですが、これを今定例議会の初日に皆

さんに補正予算として認めていただいたところであります。こういったことで進めております。故障したポンプが、口径 700 ミリメートル、そして出力も 280 キロワットという、非常に大きな特殊なポンプでありまして、復旧には一定の期間を要するという事です。

天野沢の揚水機場は国により整備されました国営造成施設ということでありまして、5年をめぐりにいろいろな機能診断をしているということでありまして、最近では平成 30 年に行っていましたが、今回の故障につながったということでありまして、予備のポンプを備蓄するなど、いろいろな方法があるのかもという提案もあるかもしれませんが、しかしながら、それほど簡単なポンプではないということもありまして、現在はやはり点検しながら、故障しないようにやっていくということが一番得策ではなかろうかと考えています。

○議 長 9 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 濁水対策について

天野沢の揚水機場のポンプについて、3つのうち、壊れたのは一番新しいポンプだと聞きました。平成 26 年のポンプです。一番古いのが平成 9 年、その次のものが平成 21 年というものだそうです。今回は 1 台で済んだわけですがけれども、2 台壊れたらどうなるのかというような、そういうことを実は関係者に聞いてみたのです。全くいい返事ができないわけです。このポンプは市が持っている持ち物ではなくて、土地改良区の持ち物だから、だから向こうが担当なのだということではなくて、この地元のコシヒカリに大きな影響があるわけですから、今後はより緊密に連携し合ってやっていくべきだと。予備部品をそろえとか、あるいは定期点検のやり方についてとか、様々な意見交換をするべきだと私は思います。これを最後の質問とします。

○議 長 市長。

○市 長 2 濁水対策について

よくご意見は分かりましたので、その旨でこれまでも進めているかと思いますが、さらにどういうことができるかということ、先ほどの水の利用なんかも含めまして、これは早急にやはりいろいろな考えを巡らし、そして関係者と一緒に取り組んでいきたいと考えております。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 以上で、勝又貞夫君の一般質問を終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。休憩後の再開を 10 時 50 分といたします。

〔午前 10 時 33 分〕

○議 長 休憩を閉じ、一般質問を続行いたします。

〔午前 10 時 50 分〕

○議 長 質問順位 2 番、議席番号 19 番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 おはようございます。桑原圭美です。通告に従いまして、一般質問を始めたいと思います。

少子化対策につながる分娩体制の充実を

少子化対策につながる分娩体制の充実をということで質問させていただきます。県立十日町病院が来年度4月から分娩を休止すると発表し、十日町市同様に我が市の妊婦にも少なからず影響が懸念されます。それは十日町市の医療機関で出産する南魚沼市民が相当数に上るからであります。地元や近隣で出産ができるということは、住民にとって重要な環境であり、定住人口の増加につながる政策といえ、この部分のサービス低下が見られる地域は顕著な人口減少にあります。人口減少による多くの課題がある中で安心して出産、子育てができることがはじめの一步と考え、以下のとおり質問いたします。

1、県立十日町病院の分娩休止が我が市の妊婦にどのような影響があると想定しているか。

2、十日町市の民間医療機関で出産する我が市の妊婦の割合が30%程度ある。この医療機関の負担が増加することが予想されるが、この負担軽減に関して自治体間で話し合い等はしているか。

3、魚沼基幹病院の分娩体制の充実は住民にとって重要だが、現状で課題等は出ているか。

4、医師確保は非常に難しい状況であるが、何とかしなければならない。医師国家試験合格者の約30%が女性であり、小児科医、産婦人科医の多くを女性が占めているが、出産を機に離職するケースが多い。女性医師の復職支援による医師確保策を検討するべきではないか。

以上、4点質問させていただきます。

○議長 長 桑原圭美君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、質問の2人目ではありますが、桑原議員のご質問にお答えしてまいります。

少子化対策につながる分娩体制の充実を

少子化対策につながる分娩体制の充実をということで4点。まず1点目からお答えしますが、県立十日町病院の分娩休止、近くで起きましたが、1つの大きなまたショックになっているのかなというところもあります。我が市の妊婦にどのような影響があるかということをお尋ねしておりますのでお答えしますと、南魚沼市では、十日町病院で出産を希望する方が年間1人か2人、十日町病院はいらっしゃいます。十日町病院では年間100件程度、これは令和4年では92件、令和3年では105件いらっしゃいました。この分娩を取り扱っておられまして、この分娩の休止後はまさに魚沼基幹病院、またはたかき医院さんでの分娩希望が多くなると、当然ですが予想されております。

南魚沼市においては、令和4年度で44の方がたかき医院さんで出生ということになっています。これは15%となっています。分娩数が増加することである程度の影響は、もちろん予想されておりますが、妊婦健診は引き続き十日町病院で受診できるというようなことから、その面では直接の影響は、担当課のほうの報告で申し上げますと、影響はあまりないのではないかと考えております。

魚沼圏域では出生数は年々減少しています。これが逆にいってほしいわけではありますが、出生数は年々減少しておりまして、平成29年度と——ついこの間でありまして、比較

して分娩件数が約67%まで減少してきているということでもあります。平成29年と比較です。県では地域の妊婦さんが安心して出産できる医療体制維持のために、たかき医院さんを支援すると言っております。これからの周産期医療をこれは堅持していかなければなりませんので、県からはさらなる対策を講じていただきたいと私どもも考えているところであります。

2点目のご質問の、十日町市の民間医療機関で出産する我が市の妊婦の割合が30%程度であると。ちょっとこれがどういうところを比較して30%か、もうちょっと聞いていただければと思いますけれども、ご質問の内容では30%程度であると。当該医療機関の負担が増加することが予想されると。

この負担軽減に関して自治体間で話合いがされているかということですが、たかき医院さんの状況につきましては、先ほどの答弁でも触れたとおりでありまして、新潟県が支援を表明しているということですが、圏域内の市町の間での話合いが行われているかということ、現在行ってはいません。市としては、安心して出産できるよう妊婦の様々な相談に応じ、妊婦さんに寄り添った支援を行っていきたいと考えているところでありますので、よろしくお願ひします。今後、こういった報道がされたばかりでありますので、これからはまだ分かりませんが、現在のところというふうにお考えいただきたいと思ひます。

3点目ですけれども、基幹病院の分娩体制の充実は住民にとって重要だが、現状ではその課題などは出ているかと。誠に重要だと思っております。基幹病院の産婦人科などからは、分娩体制の課題については、現在のところ特に伺ってはいません。しかし、県から、県全体の課題として分娩件数の減少、また産科医師の不足、そして医師の働き方改革——大きなテーマであります、そして産科のリスクと医療安全の重要性これらを踏まえながら、産婦人科特有の、これは当たり前でありますけれども24時間診療体制を維持して、持続的な周産期医療体制を確保するためには、二次医療圏ごとに医療資源を効率的に配置するなど体制を見直す必要があると示されているということでもあります。そのとおりかと思っております。

4番目のご質問ですが、医師確保が非常に厳しい状況、何とかしなければならない。思ひは一緒であります。医師国家試験の合格者の約30%が女性。小児科医そして産婦人科医の多くを女性が占めているが、出産を機に離職するケースが多いということで、復職支援に対するこのところを検討するべきではないかというご質問です。議員がおっしゃるように、近年の医師国家試験の合格者における女性の割合は約30%だそうであります。小児科、また産婦人科においては約35%が女性医師となっているということでもあります。

女性医師における医籍登録後の年数別の就業率というのがありまして、医籍登録後から徐々に下がると。そして登録後12年の段階では73%ほどに低下して、その後、徐々に今度は回復してくるということが言われているそうです。男性医師と比較すると、同様の傾向は見られないということでもありますので、女性医師、お医者さんがご自分の出産や育児などで一旦仕事を離れているのではないかということが推測をされているということだそうあります。

魚沼医療圏域では、医師不足と偏在というのが著しい。女性医師の確保だけではなくて、

男性医師も含めた医師の確保そのものが非常に難しい状況が続いている状況です。南魚沼市では、これまで女性医師に特化して支援策を検討してきたという経過はあまり見受けられなく、一自治体として取り組むには難しい課題であると感じています。

担当課によって、また医療現場のほうは、特に外山管理者とは以前からやはり女性の医師の問題については、前からもいろいろなところで話をしていきまして、実は支援策を検討してきた——なかなか具体的などころまでというのはあるかもしれませんが、しかし立ち向かってきているという方向性は持っておりまして、そういったところもちょっと触れておきたいと考えております。働きやすい、どういうやり方があるのかということとはよく議論になったところでもあります。

新潟県は、女性医師がワークライフバランスを大切にしつつ、キャリア形成をすることが可能な環境を整備するため、新潟県医師会に業務委託して、令和元年度には新潟県女性医師総合支援センターというのが開設されているということで、相談支援員を配置しているということだそうです。女性医師の復職希望が寄せられた際には連携を図りながら対応しているということでもあります。

南魚沼市としては、医師に限定した支援策だけでなく、やはり様々な分野で活躍する女性の復職などに向けた支援策というのは、一方で例えば介護現場もあるかと思えますし、ケアのところもありますが、様々な角度から検討していく必要がある。特にしかし、今回議員が取り上げられている周産期の問題につきましては、誠に重要な課題であるかと思っております、これに取り組むべきというふうに考えているところでもありますので、よろしく願いします。

以上です。

○議 長 19番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 少子化対策につながる分娩体制の充実を

ご答弁、丁寧ありがとうございます。1点ずつ再質問していきます。

(1)の質問、十日町市の現状、今お聞きしました。分娩を休止する理由が、働き方改革によって業務継続が困難になるということが大きな理由であると報じられております。これは我が市でも同じような状況が生まれているのかなと思います。私を含め議員というのは、民間で不採算な部分を公立でカバーするというところに賛同して、今までもいろいろな面で協力してきたと思うのですが、市長はこの働き方改革によって医療体制が維持できなくなるという現状を個人的にはどのように考えているかというのが、もしあればお聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 少子化対策につながる分娩体制の充実を

あまり——個人的な思いをお聞きなので申し上げます、大変なことだなというふうに思います。決してここだけで起きていることではなくて、全国的規模だと思えます。ただ全国の中でも偏在というのが言われています。西高東低とよく言われる、西側にお医者さんが多く

て東側には少ないということや、あとは地方と都市圏の偏在、これは誠に顕著なものがあるというような中であります。

今回の議会の皆さんとの一般質問のやり取りでは、多分五、六人の方が医療の関係のところにお話が集中してくると思いますが、この働き方改革が出ない人はいないと思うのです。どういうことが起きているかと言えば、それによって——我々例えば非常勤の先生方からたくさん応援を受けています。その非常勤の先生方を出される側も働き方改革の渦中にある、なってくるということですので、これがどんな意味を持ちますかということです。どうなるか。今回この大変シビアな問題が一般質問でいろいろな議論になると思います。誠に大変な問題ではなからうかと思えます。

今までできていたサービスが、誠に考えれば、今までは無理な仕事の環境下の中で支えてもらっていたところが、人としてというか、働き方として当然な数字に置き換えるということは、基本的には、簡単に言えば受ける側からすれば、サービスの低下にももちろんなるわけであって、提供する側もそうですけれども、そういうことはなからうかと思えます。

誠にこれまでなかったことが今起きようとしていると。それがもう来年の4月に迫っているということでもありますので、いかに大変な問題かということを考えざるを得ません。糸魚川の市長、この周産期の問題は市長会でももう涙声ですよ、上越まで行かなければいけないのです。あそこがどれくらい時間がかかるかということも含めて、様々な今課題が持ち上がっているということで、私どもとしては、今の魚沼圏域の中でやる判断としては、やはり先に手を打ちながらやっているのだなということもあり、評価ということはちょっと言葉がふさわしくないかもしれませんが、守り抜くためにやっている今手段ではなからうかという思いがしています。

○議 長 19番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 少子化対策につながる分娩体制の充実を

よく分かりました。それで、具体的に十日町病院での分娩件数を今お答えいただいて、これが今年度、来年度どうなるかというのはちょっと予測はできないわけですが、健診を十日町病院でやって、出産をたかき医院でやるということが、ちょっと女性には考えにくいというふうに言われました。健診をやる場所と出産する場所が違っていると、このままではなるのですけれども、この辺の懸念というかは、担当部署は何か考えていますか。

○議 長 市長。

○市 長 少子化対策につながる分娩体制の充実を

担当部署のほうに答えてもらいますが、当市でも同じことが言えるのではないのでしょうか、例えば民間の女性クリニックのところ。しかし、そういう機能分担型にいかないと、いくら議論しても今の医師の少数問題とかということクリアできないのではなからうかなという思いがするので、これは別に周産期というかそういう分娩の話だけではなくて、基幹病院と市民病院の在り方の問題だってあるかもしれませんし、そういうことが今大きなテーマであ

って、そこをいかに効率的にやっていくかではないかなと私は思うのです。これは担当の部局からまた答えてもらいます。

○議 長 　　こども家庭サポートセンター長。

○こども家庭サポートセンター長 　　少子化対策につながる分娩体制の充実を

議員のご質問ですけれども、妊婦健診と分娩の医療機関が異なるケースということですが、妊婦健診だけを受けるといった医療機関、市内にもありますので、健診を別の医療機関で受けていて、分娩は基幹病院ですとか、たかき医院といったケースはないわけではありません。ただ、同じところでやはり分娩したいといった方が大勢いらっしゃるというのは確かかと思えますけれども、別の医療機関でという方もいらっしゃいますので、その辺は大丈夫かというふうに考えております。

○議 長 　　19番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 　　少子化対策につながる分娩体制の充実を

ちょっと私が男性なもので、よくそこを理解しておりませんでした。別々のケースがあるということで納得ができました。

次、2番目の質問に入ります。これは先ほどの答弁で県が十分に支援を検討していくということの答弁がございましたので、ここはそれでいいのかなと思いました。たかき医院が年間200人近く、そして県立十日町病院が92人くらいの分娩取扱いということで、この数字を裏づけるような出版物を私見つけまして、集中出版という病院経営者が読む雑誌の調査によると、産婦人科医の勤務時間は、民間病院より自治体病院のほうが圧倒的に長いと。さらに自治体病院は常勤・非常勤医師とも少なく、長い勤務時間に反比例して分娩数は自治体病院は民間病院の50%以下、非常に非効率な部分があると。これは非常に十日町市の例と酷似していて、調査結果が合っているのかなと思いました。

先ほどの答弁で、県のほうが支援をしますと。そして自治体間同士では特に今のところ検討はしていない、話し合い等はしていないということがありますが、やはり民間のほうに負担がどうしてもいくのかなと容易に予想はされると思います。当該の民間医療機関への具体的な支援というのが今後検討が必要になった場合は、市は柔軟に対応できるのか、そこをお聞きしたいと思います。

○議 長 　　市長。

○市 長 　　少子化対策につながる分娩体制の充実を

この件につきましても、担当の部局から答えてもらうことにします。

○議 長 　　福祉保健部長。

○福祉保健部長 　　少子化対策につながる分娩体制の充実を

ただいまのご質問で今後速やかな支援ができるかどうかということですが、南魚沼市におきましても医師が不足している状態です。南魚沼市民病院、大和病院におきましても、婦人科は非常勤の医師でお願いしているという形になっておりますので、直接的な支援というのはなかなか難しいかとは思いますが、先ほどの市長からの答弁でもありましたとおり、妊産

婦に寄り添った中でいろいろな相談に応じたり、妊産婦の方が不自由にならないような体制を整えていかなければならないと、そういうようには考えております。

○議 長 19番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 少子化対策につながる分娩体制の充実を

人的な貢献というのは非常に医療資源的には難しいかなと思います。もし必要になれば予算的な配慮とかが今後必要になってきた場合は、ちょっと検討していただければなというふうに感じております。

次の3番に移ります。特に先ほどの答弁で問題等なく、私は納得する部分が非常に多かったです。24時間体制を取らなければならない部署でございますので、体制の維持と効率的にやるという方向で進む。これは答弁で非常に分かりやすかったと思っております。

前述の出版社の調査によると、産婦人科医が都市では余っていて、地方では足りないという状況をつくり出す理由の一つとして、妊婦さんの里帰り出産の希望が非常に多いという結果が出たそうです。基幹病院は市の医療機関ではございませんが、南魚沼市の住民や南魚沼市出身の妊婦さんが出産しやすい、よい環境をつくるということは、非常に大事な施策かなと思っております。

先ほど市長の答弁でもございましたが、国や県の方針として、分散している地方の分娩機能を中枢病院に集中させるということを非常に効率的に求めているわけですがけれども、私もこの集約化というのはこれからもどんどん進んでいくのではないかなと考えております。

ただこれは、遠方から通われる妊婦さん、利用者さんが不便になってしまうと。ここをどう克服するかをやはり同時に検討していかなければならないのではないかなと考えます。そのために、滞在型の出産ができるようにすべきかと考えました。里帰り出産を希望する方や遠方から通う妊婦さんが、気楽に過ごせる宿泊施設やアパート等を安価で提供することで、当市での出産を増やそうというような施策は検討できないものか、お聞きしたいと思っております。

○議 長 市長。

○市長 少子化対策につながる分娩体制の充実を

今ちょっと急にお話が、課題として投げかけられたので、こういった話があるということはいろいろな——このことを突き詰めて今やっているわけではないのですけれども、前からそういう話は伺っていますが、うちのほうでそういう需要がどのくらいあるのかなということも含めて、ちょっと担当部局のほうで今もしつかんでいけば、そういうこともやはり検討する必要があるのだとか、ちょっとまた、私のところまではちょっとまだ届いていないので、これにつきましてはちょっと答弁してもらおうことにします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 少子化対策につながる分娩体制の充実を

現状は私どもでは把握はできておりません。ただ、里帰り出産というのは、基本的にこちら出身の方がここから離れて、出産をしに来るといったことなので、考え方的には、基本的には実家に来て出産をするのかなということではないかとは思っております。そういう状況が

確保できない場合について、では泊まりですとか、そういう出産が必要になるかといったときに、今後の検討材料にはなるかと思えます。

以上です。あと、すみません。もう一点、糸魚川でもそうですけれども、遠方からの受診者、出産なさる方が多くなってきたということで、糸魚川では消防とデータを共有し合って、スムーズな搬送ができるような体制を検討しつつあるということです。そういう協議も今後必要になってくるかとは思えます。

以上です。

○議 長 19番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 少子化対策につながる分娩体制の充実を

そういった声もこれまでに多少あったということですが、やはり需要を待つのではなく、つくっておくということが大事かなと思います。北海道の例を挙げますと、やはり広大な大地ですので、集約化を進めると非常に不便になると。こういう滞在型の出産というのが若干増えてきつつある。しかし、利用は少なかったです。あまりないのですけれども、ただ、里帰り出産で実家で楽々過ごせるという環境も、これからはちょっとずつ変わっていくのかなとも思っていますので、ぜひこの辺は担当のほうでちょっと検討してみてくださいと思います。

最後の質問に入ります。医師確保、これは非常に難しいわけですが、簡単にはいきません。ただ、女性医師が非常に高い能力を持っていながら、出産を機に離職しているというケースが非常に多いと、先ほどの説明でもございました。徐々に回復傾向を、離職してから復職するケースはありますが、非常に空白期間、これがいろいろところで損失になっているのかなと考えております。数年前に私が女医の復職支援を行って医師の確保策ということで、日本医師会の女性医師バンクの活用をということで1回質問したことがございまして、これは非常に多くの登録があるそうです。南魚沼市もこれを活用するようなことをやって—男性医師の確保も必要なのですけれども、この部分の確保に向けてやってみてはどうかと思えますが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 少子化対策につながる分娩体制の充実を

このことにつきましても、担当部局にまずは答弁してもらおうと思いますが、加えて医師確保のことは、今は保健側のほうでやっていますが、病院事業のほうもすごくやっているのです。なので、少しそちらのほうからも必要があれば答えてもらう機会は、と思っておりますのでよろしくお願いします。

そして先ほどちょっと北海道のことを言われたので。実は先月、北海道に行ってきました、上士幌町に行ってきたのですけれども、あそこの町長さんとすごくいろいろ長い時間、話をさせてもらいました。地域おこし協力隊の中に助産師さんを積極的に採用して、来ていただいている、そのところでももちろん、お産婆というか、分娩はできなくても—非常に人口の少ない町ですけれども、そういう移住定住の問題も含めて、絡めながら町民に安心を与える

というようなところで非常に功を奏しているという話も伺ったので、今ちょっとそんなことも、お話があったので、なるほどと思いました。

そして、先ほど福祉保健部長のほうから答弁がありました。やはりその搬送できる救急の体制、例えば旦那さんがいないときもあるかもしれない。そういったところをきちんとやっていくのが非常にこの問題の実は核心に触れる部分なのかなということ、身内からの発言でありましたけれども、多分議員も納得できるところがあると思うので、私もそうだなと思って、これらのところはやはり一生懸命やっていく必要があるなと思いました。あとは、担当の部局側から答えてもらいます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 少子化対策につながる分娩体制の充実を

医師確保につきましては、病院部局、外山先生をはじめ、いろいろな方策で非常に苦しい中、医師を確保していただいております。寄附講座もそうですし、北里大学の地域枠の確保ですとか、いろいろご尽力いただいております。そういうところを徐々に今後引き継いでいければと思っております。病院で——私が言うのも何ですけれども、若手医師の研修ですとか、育成に非常に力を入れておまして、若手医師、研修医のリピーターというのかなり期待ができるようなお話も聞いておりますので、その辺は期待できるものだと、そのように思っております。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 少子化対策につながる分娩体制の充実を

病院事業のほうでは女性医師、多く働いております。いわゆる古典的というか、通常の常勤では、内科系は2名、歯科では2名いらっしゃいますし、若い女性というか、いらっしゃいます。それから今、福祉保健部長が答弁したように専攻医ですね、非常に多くの女性医師が働いています。

問題は、どうやってこういった妊娠・出産の関係の時期を、前後をクリアして採用するかということですが、制度としてつくるというよりも個別のケースで今取り扱っておりますのは、就業規則を変更して、朝8時半から5時15分まで働くというステレオタイプの働き方ではなくて、就業時間を少し朝遅くしたり夕方帰るのを早くしたりして、全体として何か社会保険が取れるような形に工夫する。あるいはイメージ的には1人の医師が、滅私奉公するような常勤の男性医師が月曜日から土曜日あるいは日曜日まで働いているのを、3人で女性医師がバトンタッチするような形でやれるようなことであればいいと思っております。実際今、全く同じような就業規則で働けといても、働いてくれる方はほとんどいらっしゃらないと思います。

したがって、医師が豊富な都市部においても多様な就業形態ということが鍵になっておまして、私どももちょっと個別具体的に、人それぞれ事情があるものですから、そういうことに応じて、そういう形で通常就業規則とは別のような形で雇用を実際今、検討しております。

以上であります。

○議 長 19番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 少子化対策につながる分娩体制の充実を

今、非常に面白いお話が出たと思います。就業規則の変更というのが働き方を——お医者さんが働きやすい方法を検討しているということで、これによってこの病院を選んでいただけるような状況が生まれたら非常にいいかなと思っています。今検討段階で、実際進んでいるということだと思うのですが、これは具体的にはいつくらいから始められるかとか、そういうことはありますでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 少子化対策につながる分娩体制の充実を

今やはりそういうことを、大分前から病院事業管理者はそういう話をしていまして、誠にそうだなと思っていて今回の質問が、大分たってからですけれどもありました。

このことにつきましても関連があると思うので、できれば病院事業管理者のほうから答弁をしてもらいたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 少子化対策につながる分娩体制の充実を

物事は一挙にというのは駄目にして、それで通常、個別のケースでやるときには、まず、最初に会計年度任用職員とって——昔の非常勤ですね、そういう方における、まず週何回であるとか、あるいは就業時間の変更であるとか、弾力的な働き方を当てはめた上で、そして安心していただいとということ。もう既に——会計年度任用職員にもいろいろな幅がありますけれども、そういった女性の医師が働きやすい形での会計年度任用職員の雇用というのはやっております。昨年からもやっております、今年もやっております。

ただそれを、今後常勤になってもらうというようなことにつきましては上手に、できれば来年度くらいにはそういった、今、桑原議員がご質問になっているような年齢のちょうどそういった時期のドクターについても実現したいと思っておりますし、さっき言った3人で1人をカバーするといいますか、そういうふうなことも来年度の医師の働き方改革に向けて、ぜひ何とか実現したいと思っております。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 以上で、桑原圭美君の一般質問を終わります。

○議 長 質問順位3番、議席番号7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 議長から発言を許されましたので、今回は大項目3点で質問をさせていただきます。

1 渇水対策について

1点目は、渇水対策について伺います。今年の夏の高温と小雨は農業に大きな影響を及ぼしましたが、米作りについては行政当局の迅速な対応により、消雪用井戸の活用などによって被害を最小限に抑えることができたのではないかと考えています。

産業建設委員会に示された資料では、約 20 ヘクタールの被害と報告されています。私も少しばかり田んぼをしていますが、穂が出て、間もなく取り入れ時期となった稲が収穫できなくなるというのは、農家にとっては大変なショックです。2 番目の質問とも絡みますが、地球温暖化によってこうした頻度がさらに増えることが予想され、国連事務総長は地球沸騰化の時代という言葉まで使って警告しています。今後毎年起こり得ることを想定し、抜本的な対策が必要になってくると思いますが、考えがあるか伺います。

最初の勝又議員の答弁もありますので、ダブらない範囲で答弁を願いたいと思います。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議 長 中沢道夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、中沢議員のご質問にお答えします。

1 渇水対策について

渇水対策について、1 点目の大きな項目であります。この高温小雨が本当に大きな影響があるかと。最小限になってほしいと心から祈っていますが、今後異常気象が予想されると。先ほどの中でも言いましたけれども、首長としても思うのは、大雨か渇水。本当に振れ幅が大き過ぎる。冬もそうです。赤天気か大雪が降っているかというような、本当にそれが温暖化なのだと思います。

そんな中で今回の渇水、干害は南魚沼市のみならず、県内外の米作りに非常に大きな影響を与えていると思います。先ほどの勝又議員の質問でも触れたところですが、この事態に対して、当地域においても南魚沼地域渇水連絡協議会での情報共有、また市内でも各土地改良区などの関係者の皆さんと協議しながら、迅速な対処をしていこうということで取り組んでまいりました。

県、JAみなみ魚沼、そしてNOSA I の方々とも被害状況の把握に努めています。8 月 31 日の時点での市内の被害状況を報告させていただくと、水稻の被害については、枯死、また枯れあがり、葉の萎凋——これは水分が不足してしおれてしまうことでありますが——葉の萎凋などが合計面積で約 19 ヘクタール、これは 8 月 31 日段階であります。大豆の被害については、例えば枯れあがり約 4 ヘクタール、さつまいも、アスパラ、カリフラワーなどの野菜類の被害につきましては、先ほど言った枯死、また生育停滞等が約 4 ヘクタールあり、合計で約 27 ヘクタールの被害が分かっている。これが 8 月 31 日段階。その後も調査継続中ということでもあります。少し、この程度ではなかろうという思いがあるわけではありますが、そういう状況であります。

現在、環境省が出している令和元年版環境白書でいうと、長期にわたっての気温上昇とか様々なことが拡大する恐れがあると明記されています。我々が心配しているとおりの状況がやはり、非常に恐れがあるということでもあります。根本的な対策についてと書いてありました。抜本的と読み取ってもいいですね。そういう根本的、抜本的な対策につきましては、南魚沼市だけで対策を講ずることは非常に難しいと考えておりますが、県やその他の関係者

と調整しながら、今後検討してまいりたいと考えております。

我々としてどういうことが考えられるか。例えば今回の——本当はイレギュラーなのですがけれども、平成30年に始めた、今回はなかなか前回どおりに電力会社さんとはうまくいかなかったところもありますけれども、ただそういう地下水の利用とか本当に苦肉の策なわけです。焼け石に水という状況もありましたし。ただ、様々なところをやはり準備しておかなければいけないという点については、先ほどの勝又議員の中でも話をしましたが、様々なことをやはり対策を講じていかなければならないと考えているところであります。

1回目の答弁は以上でございます。

○議 長 7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1 濁水対策について

ありがとうございました。勝又議員の答弁で大分詳しく回答をしていただいていたのですが、私が感じているのは、特に今回の被害、魚野川の西側に集中しています。魚野川は枯れなかったと言ってはちょっと語弊がありますけれども、取水した水を使えないところに被害が広がったというふうに感じているのですが、消雪用の井戸を今回活用して大分有効だったとは思っています。ただ、その範囲がどれくらいの規模で水が供給できたのか、農林課にも聞かせていただいたのですが、不明だということなのです。今回は地下水について言えば、民間の持っている井戸は対象にしてもらえなかったわけです。この西山通りというのはなかなか水の出ない地域なので、どれだけ民間の有効な井戸があるのかというのは私も分かりませんが、今後そういうのも活用していくことが必要になってくるのではないかと思います。その点ではいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 濁水対策について

今ほど大変、私はちょっとありがとうございますという形です。そういう視点も——本当に100点取れない事業だと思うのです、対策事業になると思うのです。だけれども、やはりその中で何ができるかということを考えていくということでは、今、中沢議員からお話をいただいたのは非常に大きな、そういう面もあるなと思ってお聞きしました。

あとは、やはり今回——担当部にちょっと話をしてもらいますが、一番大事なのは、不明であるということではなくて、やはり限定的な場所に水がかからないというところがあると思うのです。程度にもよります。日照りの長さとか様々程度にもよりますが、しかしかからない場所というのは、ある程度限定されてくると思うのです。例えば電力の問題では、そういったところは2次融雪から本格的に、では通年の契約に切り替えておくとか、これはここでちょっと私が言っているだけなので、独り歩きしないように、まだこれから検討しようということですがけれども、そういったことを含めてやはりやっていかなければならない。その中に、例えばその当該地域であれば、ここのお宅の例えば民間の井戸を、例えばそういうときに、何とか頼みますということが先にやはり準備をされているとか、そういうことも含めてやっていかなければならないのかなという思いがしました。担当部局からも答えてもらい

ます。把握をこれからやはりやっていく必要があると思います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 1 渇水対策について

今回非常に大きな渇水で、地区としては塩沢、六日町、大和、どこもありまして、市有の井戸については31か所稼働させていただきました。県の井戸については16か所稼働させていただきました。

そのほかに実際、実務としまして私どもにご相談がありまして、市・県の井戸がないところでも、やはり事業所さんが井戸を持っている場所があるわけです。ですので、そちらの井戸についても実務として、通常使われている井戸でも、この期間に限ってはそこだけメーターを見て、そののところだけは土地改良区さんと相談して、こちらを申請してくださいということで認めさせていただいていますので、実際取り組んでおります。

以上です。

○議 長 7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1 渇水対策について

現在でも使われているということで安心しました。もう一点、消雪の井戸の活用ということになると、消雪パイプから水が出たやつを田んぼに引いていくということになりますよね。それをちょっと工事とか必要になると思いますが、無駄にならないように、ダイレクトに用水に流すようなことは考えられないか、その点ちょっとお聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 1 渇水対策について

必要があれば、それを検討している部署がもうありますので答えてもらいますが、いわゆる消雪パイプで上に飛ばして噴水型にやる場合は蒸発の量も多いと。そして当たる表面積なんかも含めて蒸発部分が大い。これを直接取り出していくというやり方については、検討を始めるということで今考えています。また、やった事例は……まだない。ただ、いい道具は分かっているということで、それも含めて今後の対策をしていきたいということで、必要があれば……そういうことで今検討を開始しております。

要するにこういう飛ばし方をしない。直接取るということです。そしてそこからホースとか、中継、系統するとか、そういうことです。そこからであればいろいろなまた——本当は今回コンクリートミキサー車まで使用可能にしたのです。本当にかからないところはやって差し上げようということで、その事例はちょっとなかったように……あった……そういうことの体制をまず取りました。そういうところに直接入れることもできるわけですから。そういうことを考えています。

○議 長 7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1 渇水対策について

分かりました。いろいろな方策を考えていられるようで、今後も起こり得ることなので、事前のいろいろな検討をこれからもしていただきたいと思います。

では、大項目1点目はこれで終わります、大項目の2点目に移らせてもらいます。

2 カーボンニュートラルに向けた取組について

カーボンニュートラルに向けた取組についてです。私は6月議会でも同様の質問をさせていただいていますが、今回の異常高温と小雨を経験して、改めて質問をさせていただきます。

この夏も日本だけではなく世界各地で異常気象が発生し、甚大な被害が出ています。こうした異常気象の原因が温室効果ガスにあることは誰もが認めるところとなっています。温室効果ガス削減の必要性や影響などについては何度もお話ししたので、詳しくは述べませんが、国連のグテーレス事務総長は、私たちの気候は地球のあらゆる場所で起きている異常気象に私たちが対応できる速度を超えて崩壊しつつある。まだ気候変動による最悪の混乱を避けることはできる。ただし一刻の猶予もないと述べて、対応の緊急性を警告しています。

南魚沼市でも地方公共団体実行計画事務事業編の策定に向けた会議が開かれ、計画策定に向けて動き出し、地球温暖化対策実行計画区域施策編の策定に向けて排出量を把握するための予算を今議会に計上しています。

そこで小項目の1点目です。補正予算で区域施策編作成のために、温室効果ガスの排出量を把握するためとしています。これまで正確な排出量を把握していなかったのかと驚きました。これだけ気候危機が叫ばれる中で本気で削減する意思があったのかと疑問に思っています。把握したいのであれば、目標も計画も立てられませんから、まずは排出量を把握することは避けられませんが、調査分析結果をどのように今後に生かしていこうとしているのか伺います。

次に2点目です。カーボンニュートラルに向かうには、徹底した省エネと再生可能エネルギーの普及です。そしてそこに向かうためには、市民の意識改革も重要になってくると思います。そこで、住宅の断熱化によって省エネ対策が進むよう、市独自の補助事業を行う考えはないか伺います。国もカーボンニュートラルに向けて、住宅に対する断熱対策に補助金制度を設けています。市としても脱炭素に向けて国の補助金の上乗せも含め、独自の補助事業を創設することが市の覚悟も示し、市民の意識改革を後押しする上でも有効だと思いますが、考えを伺います。

次に3点目です。先ほど国連のグテーレス事務総長の一刻の猶予もないとの発言を紹介しましたが、この夏の気候で誰もがそのことを実感したのではないのでしょうか。度々の質問になりますが、私はこれまで何度もカーボンニュートラルに向けて、省エネと再生可能エネルギーの普及を確実に進めるためには、意欲的な目標と計画が必要だと執行部の認識をたどってきましたが、目標を持つことも目標に向けた計画を持つことも否定的な答弁しかいただけませんでした。今夏の事態を受け、改めて考えを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 2 カーボンニュートラルに向けた取組について

それでは、中沢議員の2つ目のカーボンニュートラルに向けた取組、3点につきましてお答えします。

1点目であります、区域施策編の作成をどのように活用していくのかということですが、度々議員からは地球温暖化に対する一般質問をいただいております。区域施策編につきましては、市民をはじめ市内の事業者の皆さんなどが、市内全ての分野において温室効果ガス排出量削減に取り組むための計画でありまして、先般6月議会の中沢さんのほうからの一般質問の際に、速やかに区域施策編策定の検討を行いたいと答えているところであります。今議会の初日の予算でこの調査業務の予算を可決いただきました。

現状における市全域の温室効果ガス排出量、二酸化炭素吸収量、再生可能エネルギー導入のポテンシャルなどの項目について、基礎的な情報の収集・算定・分析を行い、その後の計画策定につなげるといった内容になっていますので、この調査を基に市の特性や課題を踏まえて目標をきちんと設定して、さらにその目標実現に向けた施策の検討・立案のためにこれを活用していくというものでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

2つ目の住宅の省エネはもちろん削減効果を生むと思うが、独自の補助事業を行う考え方はないかということでもあります。現在、最近のZEH住宅で言われているような、気密断熱性能の向上など住宅の基本性能の向上、また電気代等の使用量がより少ない機器による省エネ型、そして太陽光発電などによる創エネの2つが挙げられるかと思えます。

このうち、建物の機器や設備につきましては、エアコンや給湯器などの日常的に使用する家電製品など、これらを最新の省エネ家電に入れ替えることによって使用電力の削減に直結してくるというものであります。既存の住宅にも取り組みやすいことから、市民の皆さんが積極的に取り組むことが一つの有効な対策になると考えております。

一方で、建物自体の改修は多額の費用がどうしてもかかるということで、加えて太陽光発電は、例えばそういうものが、現在のところ雪国ではなかなか難しいといった課題があるけれども、現在でも上の屋根型ではなくて、壁型も開発されてきているということや、ガラスそのものが発電機になってきているものも出てきておりますし、そういったものもありますけれども、そういう課題がいろいろあります。これらにつきましても今後は様々に取り組んでいかなければならないことには、議員がいろいろ主題に掲げている2050年のネットゼロの社会の実現は厳しいのではないかと、当然それは考えられることでもあります。

これらのことも含めまして、補助事業を行う考えはということですが、先ほどお答えをいたしました区域施策編の策定とか具体的施策の検討・立案を進める中で、国・県のいろいろな動向もやはり取り込んでいかなければいけませんので、これらを含めて具体的な検討を進めていきたいと考えておりますので、これはもちろんそういう方向でやっていきたいと考えているところです。

3つ目の問題であります、確実に削減するためには、意欲的な数値目標をとということでもあります。そういう中で計画を作成するべきということでもあります、南魚沼市では地球温暖化対策実行計画の事務事業編、これは市の行政を一つの事業体としてということでありまして、この策定を目標に着手をしています。具体的な計画になります。

今回議員がご質問されている区域施策編、これは市民生活や事業者の活動などそういった

ところ、先ほども申し上げましたけれども、こういうことであります。

今後の地球温暖化対策の推進につきましては、どちらの計画でもしっかりとした数値目標の設定が必要と考えております。どちらも。なので、国の目標、県の計画などの内容も参照しながら、併せて市の効果的な環境施策の実行に向け、様々実施計画のローリングなどもありますし、市内の各種計画との整合性も図りながら計画策定を進めていきたいと考えております。環境は非常に大きなテーマでありますけれども、今後やはり具体的にそちらの方向に進んでいくということになりますので、よろしくまたご協力をいただきたいと思っております。

以上です。

○議 長 一般質問の途中ですが、昼食のため、休憩といたします。休憩後の再開を1時15分といたします。

[午前11時47分]

○副 議 長(清塚武敏君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午後1時14分]

○副 議 長 7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 2 カーボンニュートラルに向けた取組について

では、再質問をさせていただきますが、調査分析、先ほど私がちょっと聞き間違っただのかもしれないですけれども、調査分析については、市内全体の排出量を調査してもらうということだと思っていたのですが、先ほどの市長の答弁の中には、再生可能エネルギーの可能性についても調査をするというような答弁があったと思うのですが、その辺ちょっと確認だけさせてください。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 カーボンニュートラルに向けた取組について

私の答弁が足りなければ、担当のほうから話をしてもらうことにしますが、先ほど言ったことをもう一度では繰り返しますと、予算を可決いただきましたと。現状における市全体の温室効果ガス排出量、そして二酸化炭素吸収量、再生可能エネルギー導入のポテンシャルなどの項目について基礎的な情報の収集・算定・分析を行い、その後の計画策定につながるといった内容になっていますとお答えしました。

以上です。

○副 議 長 7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 2 カーボンニュートラルに向けた取組について

ありがとうございました。では、排出量だけではなくて、再生可能エネルギーの市内におけるポテンシャルについても調査をしてもらうという受け止めでいいわけですね……はい、ありがとうございます。その調査については、報告の期日をいつまでに設定するのか、その辺分かりましたらお願いします。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 カーボンニュートラルに向けた取組について

この件につきましては、担当の部、課のほうから答えてもらうことにします。

○副 議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 2 カーボンニュートラルに向けた取組について

今年補正予算いただいたものですので、年度内を予定しております。

○副 議 長 7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 2 カーボンニュートラルに向けた取組について

年度内に報告書が届くということ、発注するのではなくて。報告書の結果が届くということによろしいのですか。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 カーボンニュートラルに向けた取組について

引き続き、担当部、課のほうに答えてもらうことにします。

○副 議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 2 カーボンニュートラルに向けた取組について

年度内の仕事ですので、履行が年度内という意味ですので、調査の結果が届くというふうを考えております。

○副 議 長 7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 2 カーボンニュートラルに向けた取組について

ありがとうございます。では年度内には全体の結果が届くということで、そうすると計画づくりにその後すぐ着手できるということだと思いますので、早急にまた計画の目標や計画の作成のほうに取り組んでいただきたいと思います。

次、2点目の、なぜ住宅の省エネを推進するのかということで、市長も国・県の動向を見ながら検討もしていくという答弁をいただいたと思うのです。ちょっと紹介しておきたいのですが、ヨーロッパでは最も重視してきた省エネは建築物の断熱化ですということで、冬は氷点下を下回る寒冷地が多いため、暖かい居住環境の確保は命に関わる人権問題と捉えられています。断熱対策が居住空間を冬に暖かく夏に涼しくするので、快適で生活の質を高めます。気密性の高い断熱材や三重窓は既に商業化された技術であり、新改築の標準設備です。またドイツでは国の補助金が呼び水となって、毎年数兆円規模の省エネリフォーム市場が生まれ、30万人の雇用が創出されました。さらに公営団地を省エネリフォームすることで低所得者の光熱費を削減する福祉対策にもつなげられています。こうした省エネリフォームはCO₂排出削減、経済効果、福祉を統合した環境政策統合の好例です、というふうで紹介されています。

国内でも、鳥取県では2021年に鳥取県持続可能な住生活環境基本計画を策定して、様々な目標を定めまして、その中でも重要な政策として、とっとり健康省エネ住宅性能基準を設定して、レベルに応じた補助をしているわけです。ぜひ、こうした例も研究していただいて、先ほど検討するということで答弁をいただきましたので、ぜひ積極的に市としても導入に向

けて関わっていただきたいと思います。それは答弁は結構です。

次、3点目に移ります。それぞれ事務事業編と区域施策編の目標と計画を作成するという
ことで答弁いただいたのですが、一応いつまでにそれを市長としては作成するつもりなのか、
その辺の日程的なことが分かりましたら教えていただきたいと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 カーボンニュートラルに向けた取組について

なるべく早期にというふうに、待ったなしということですから早期にやっていきたいと思
っていますが、どうしても一足飛びにはちょっといけないと思うので、早めという思いで
す。これにつきましても担当部、課のほうから答弁もできるようでありますのでよろしくお
願いします。

○副 議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 2 カーボンニュートラルに向けた取組について

事務事業編は今年やっておりますので、今年度中を目途にやっております。区域施策編は
今ちょうどそれを早急に始めようという段階ですので、ちょっと今の段階でいつまでとい
うことはなかなか言い難い状態です。

○副 議 長 7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 2 カーボンニュートラルに向けた取組について

ぜひ、区域施策編も今年中にそういうデータが出るそうですので、いつも言っていること
ですが、もう本当に2030年、2050年、待ったなしの課題だと思いますので、早急に目標と計
画を立てていただきたいと思います。

3 マイナンバーカードの保険証へのひもづけについて

それではカーボンニュートラルについては終わりました、3点目のマイナンバーカードと
健康保険証を一本化するマイナ保険証について伺います。マイナ保険証をめぐるトラブルは
全国で起きています。給付金が他人の口座に振り込まれたり、マイナ保険証で本人確認がで
きないために、患者が医療機関の窓口で医療費の10割を請求される。あるいは本来の負担割
合とマイナ保険証に登録された負担割合が食い違うなどのケースが相次ぎました。他人のカ
ードで顔認証されたというケースも最近報告されています。こうしたトラブルを受けて、マ
イナカードの自主返納が急増しています。特に高齢者に不安が広がっています。

そこで小項目の1点目です。南魚沼市のカードの普及率は人口の約4分の3になっていま
すが、国民健康保険と後期高齢者医療へのひもづけはどこまで進んでいるか伺います。

次に小項目の2点目です。全国で様々なトラブルが報告されていますが、南魚沼市では同
様の問題は発生していないのか伺います。

3点目です。トラブル続出のマイナ保険証ですが、来年秋に紙の保険証を廃止して、マイ
ナカードを持たない、ひもづけられていない人には資格確認書で対応するということですが、
資格確認書の発行には自治体や保険組合に新たな負担や手間がかかります。マイナ保険証を
持たない人をどう特定するかが大変です。持っていてでもトラブルを心配して使わない人もい

ます。ますます混乱することは目に見えています。少なくとも来年秋の紙の保険証廃止は一旦中止し、国民が信頼できる状態になるまでは廃止は延期すべきと思います。紙の保険証廃止の延期を国に求める考えはないか伺います。

○副 議 長 市長。

○市 長 3 マイナンバーカードの保険証へのひもづけについて

それでは、中沢議員の3つ目のご質問にお答えいたします。マイナンバーカードの保険証へのひもづけのことでお聞きになっておりますので、まず1点目の国民健康保険と後期高齢者医療のひもづけがどこまで進んでいるかということです。質問の趣旨は——いろいろ考えてきたのですけれども、もし外れていたら——私これからちょっと答弁しますが、幾つか用意してきていまして、多分個人が持つマイナンバーカードでの保険証利用のひもづけの意味でご質問されていると思うので、例えばそれが保険者による医療資格データとマイナンバーのひもづけとかとなるとちょっと向きが変わってきて、多分最初に言ったほう側だと思うので、答えたいと思います。

これは被保険者の皆さんが、ご自身の例えばスマートフォンだとか医療機関の窓口で設定していただくものでありまして、最新の情報が7月18日時点のものになるのですけれども——ちょっと前なのですけれども、国民健康保険の被保険者数が1万1,057人のうち5,808人、52.5%になります。後期高齢者医療のほうですが、被保険者数が9,552人のうち3,366人、35.2%となっています。この率は被保険者全体のうちのひもづけ率で、カード取得者のうち、ひもづけをしたという率ではないということでもありますのでよろしくお願ひします。

ちなみにカード取得者のうち、ひもづけをされた方の率は、後期高齢者医療制度についてはカード取得者が5,961人、このうち3,366人ということで、56.5%となっています。国民健康保険については集計されておりませんので、把握していないということでもあります。各情報は国保中央会です、ここからの7月18日時点でのということでもあります。

2つ目のご質問の、全国では様々なトラブルが報告をされているけれども、この当市で問題は発生していないかということにお答えしたいと思います。ご指摘のとおり、報道などを見ておきますと、健康保険証の情報などのひもづけで多くのトラブルが報告されているということは事実かと思ひます。

南魚沼市の状況ですが、マイナンバーカードへのひもづけを行うこととされている項目のうち、市において多くの事務を行っているところでありますが、それらの事務を処理している各担当課のそれぞれの業務システムは、その大本となっている市の住民基本台帳システムと連携しておりまして、かつその住民基本台帳システムが国の住基ネットと整合が図られているということになっておりまして、マイナンバーを手入力するなどの操作が生じていないということから、基本的にひもづけ誤りによる不整合は起きないものと考えているということでもあります。

それでもそもその対象者の取り違いとか、手入力の必要のある細かな情報、これは例えば資格の内容や得喪年月日——取ったとか、失ったとか、そういう年月日だと思ひますが、

こういうほか、その誤りが絶対に起きないとはこれは言えないですけども、それは今回のこの問題に限らず、一般的な事務の正確性の問題ということになるかと思えます。その点ではこれまで今後も、正確な事務を行う必要があると思っております。

また別の観点で、市の事務ではなくて、ほかの社会保険や共済組合などに加入する市民の皆さんの情報、これが正しくひもづけされているかということになると、残念ながらその点は市では調べる方法がないということです。なので、あまり単純ではないというか……。各自でマイナポータルを確認いただくか、各保険者にお問合せいただくしか方法はそういう場合はないから、その点につきましてはご了承いただけるようにということでもあります。

3番目の来年の秋の保険証の廃止、少なくとも延期すべきと議員はお考えであって、そして国にそれを求めていく考えはないかと私にお尋ねでありますので、お答えしたいと思います。現在報道されているような多くのトラブルによって、マイナ保険証への切替えだけでなく、マイナンバーカードの制度全体に対して不安を持つ方がいらっしゃる気持ちもこれは理解しているところであります。

一方で、しかし見失ってはいけないのは、日本社会全体がデジタル化に大変な後れを取っている。本当に後れを取っていると思えます、日本は。キャッシュレスの問題もそうですが、このままでは危ういです。世界の潮流、そして日本の人口の急激な減少見込み、これも非常に大きな課題だと思えます。早急にデジタル化を図る必要があるということも、これも事実だと思えます。これは議員もそういうふうにお考えになりませんかということでもあります。

特に後れていると言われている行政のDXは急務と国は考えている。私どももそのとおりだと思います。マイナンバーカードを活用して行政の効率化をさらに進めていくべきとの考えには大変同感しております。従来から社会全体でマイナ保険証に切り替えるメリットも理解しているつもりであります。現在、市町村をはじめ各保険者など、情報のひもづけに係る機関に対して国は総点検を要請しており、誤りなどは着実に修正されていくものと考えております。

そのほかにも課題はあるかと思えます。その解決はしていかなければなりません、その上で国は制度に対する不安の払拭、改めてデジタル化による効率性・利便性などの啓発に努めていただき、また、市としてもできる分野で協力しながら——これは決して無理をして、必ず期限どおりにということを行っているのではないのですけれども、ここだけは分かっていたいただきたいと思えますが、ただこの大きな変革を推進していただきたいと私は考えているところであります。

先般、国際大学さんのシンポジウムが行われまして、いらっしゃいましたか……。あまりいらっしゃらなかったのですよ、皆さん。大変な結構課題のシンポジウムで、ぜひ聞くべきだったと私は思いますが、ここにマイナポイントの推進している方も別途講演においておられました。その方からのお話等も聞きますと、まさに待ったなしの問題である。その中でこのひもづけの問題が起きているということは、これはやはりクリアしていかなければ

いけない——さっきの繰り返しになりますけれども、ありますが、大きな意味でこれを推進していかなければいけないのは、もう待たなしの問題。私もそこに同感しているところがあります。

しかし、その過程の中でいろいろなことが起きているということを我々は理解しなければならないのではないか。そういう意味において、この大きな変革を推進していくという中で、延期を国に求めていくという考えは私は全く持っておりません。

以上です。

○副 議 長 7 番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 3 マイナンバーカードの保険証へのひもづけについて

ありがとうございました。ひもづけですが、所信表明の資料によると4分の3くらいがマイナカードを所持しているという中で、まだ保険証をひもづけしている人の割合というのは思ったほど多くない。個々についてはちょっと分からないということなので、どうしようもないのですが、それでもやはりこれだけトラブルが明らかになると不安に感じている人というのは相当いるのではないかと思うのです。

特にお年寄りの方は、先ほど市長も答弁しましたが、自分の情報が正しく登録されているか、マイナポータルで自分で調べれば分かりますよという話ですけれども、お年寄りの人はそんなことはできないという人が圧倒的に多いと思うのです。そういう人に対して、市は何か相談に来た人に対する対応とかそういうことを考えておられるのか、ちょっとその辺聞かせていただきます。

○副 議 長 市長。

○市 長 3 マイナンバーカードの保険証へのひもづけについて

対応していると思いますので、担当部、課のほうから答えさせます。

○副 議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 3 マイナンバーカードの保険証へのひもづけについて

市のほうでは、マイナンバーカードを持っていらしていただければ、窓口でタブレット端末を使いまして、どういう登録状況になっているかということと一緒に確認してご安心いただくということはずっとやっております。

以上です。

○副 議 長 市長。

○市 長 3 マイナンバーカードの保険証へのひもづけについて

先ほどちょっと言葉が聞こえてきました。病院の部局のほうもということですので、そちらも心配ですよね。答えたいと思っていると思うので、管理者のほうから答えてもらいます。

○副 議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 3 マイナンバーカードの保険証へのひもづけについて

マイナンバーカードの保険証利用については、議員ご存じのように令和元年からモデル的

にやられていまして、市民病院と大和病院では令和3年9月1日からマイナンバーカードの保険証利用をできるようにしてあります。そして今年の4月1日から、それまで医療機関の対応は任意とされておりましたけれども、療養担当規則の改正により資格確認の導入が義務化されているわけでありまして。したがって、私も自分で使ったことがありますけれども、マイナンバーカードを使って顔認証を選ぶか暗号を選ぶか、ちょっと手間暇かかりますけれども、それを使って保険証の確認はもう市民病院や大和病院はできるわけです。

そのことと、持っている保険証を廃止してしまうということがごっちゃになっていると思っております。実際、マイナンバーカードを使うと非常に様々な情報が分かります。例えばそれぞれの米ねっと以外の健診の情報とか、米ねっとに参加していない医療機関の情報もすぐ見られまして非常にいいわけです。それが今度は制度として、病院として必ずそれを使うのだということになりますと、ほとんどの方がマイナンバーカードを持ち、そして情報を与えていないと、制度としては全体には行き渡らないという段階ですけれども、その場合には今度は健康保険のほうでマイナンバーカードの情報を利用することによると、本人の利益になるものですから、若干の保険点数は数十円上がるということがございますけれども、今その過渡期でありまして着実にそういうことを進めております。

そして実際に、仮にマイナンバーカードを持ってきた方で、そのマイナンバーカードから得られる個人情報、今までは我がほうが把握していた個人情報と合致するのかわからないのかということ、医療機関の現場でも必ずお一人お一人チェックすると。そういった点では議員がおっしゃるように、最初は手間暇かかるかもしれませんが、本人の利益になるように、医療現場でも着実に進めているところであります。

○副 議 長 7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 3 マイナンバーカードの保険証へのひもづけについて

丁寧な対応をしているということですので、ぜひ相談のある方については丁寧な対応を今後も続けていっていただきたいと思っております。1番についてはそれでいいです。

トラブルについては、基本的には起こり得ないと。住民基本台帳と違うものが登録されることはないという、先ほどの市長の話だったと思うのですが、そうするといろいろ報道されているような誤登録とか、そういうのがなぜ起こるのか。その辺のところは私ちょっと不勉強で分からないのですが、その辺もし分かったらちょっと教えていただけますか。

○副 議 長 市長。

○市 長 3 マイナンバーカードの保険証へのひもづけについて

起こり得るとすれば、先ほど言った、細かく言ったところで何かできてきているのだろうなと思うのですが、これにつきましても、担当の部または課から答えてもらうことにします。専門性がありますので。

○副 議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 3 マイナンバーカードの保険証へのひもづけについて

市町村は住基ネットと完全に整合しておりますので、市町村の持っている中のシステムも、

内部のいろいろなそれぞれの業務システムもあるのですが、それも連携させていますので、手入力がないということ、それがずれるということはありません。

ですが、ではなぜ報道のようなことが起こるかという、通常の社会保険、健康保険組合、共済組合、こういった団体は住基ネットのようなものを標準で持っておりませんので、それぞれの従業員の方ですとかその扶養のご家族の方とか、そういう方のマイナンバーというのを大体勤め先に提出するみたいな形で、提出していただいて、それを基に入力してひもづけしているのです。その入力誤りがあるとか、あるいは中には提出していただけない方がどうやら大分いらっしゃるようで、その方の分を組合とかの側が調べなくてはいけないということで、それは国のほうから特別に端末を借りて調べる仕掛けになっているのです。そのときに4情報といまして、氏名・生年月日・性別・住所の4情報で必ず合致したものを当てなければいけないと言っているのですけれども、それをよく報道であるのは、2情報、3情報の整合のままでこの人だろうということで、別の番号を登録してしまうということが起きたというような、報道のまとめとしてはそんな形になっています。

○副 議 長 7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 3 マイナンバーカードの保険証へのひもづけについて

ちょっとよく分かったような、分からないようなのですが。例えば後期高齢者の窓口負担が1割、2割、3割というのがありますけれども、その割合が間違っていて登録されていたというような例があります。そういうことは今の話からすると起こらないはずではないかと思うのですが、その辺のところ、ちょっとすみません。細かいところをいろいろ言って。

○副 議 長 市長。

○市 長 3 マイナンバーカードの保険証へのひもづけについて

これも、ちょっと担当する部長もしくは課長に答えてもらうことにします。

○副 議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 3 マイナンバーカードの保険証へのひもづけについて

そういった間違いというのは、今回のひもづけの問題ではなくて、それこそ通常の事務の正確性の問題であって、その方が2割になるか、3割になるか、1割になるかみたいなのは、所得によって判定する、あとはご夫婦だったりすると、またそういった条件で判定——その所得条件が変わりますので、そういう判定が入るのですが、それはもう通常の事務の時点での誤りをしていれば、当然ひもづけにも同じ反映がされてしまうという意味では——なので、さっき市長の答弁の中にもありましたが、絶対に間違いが起きないと言っているのではなくて、通常の事務の範囲内での誤りというのは、これは必ず残念ながら起こり得るというものであります。

○副 議 長 7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 3 マイナンバーカードの保険証へのひもづけについて

分かりました。今後もトラブルが起こらないように、正確な実務もやはりどうしても必要になってくるのだと思いますので、お願いしたいと思います。

では3番は、これは押し問答になるので求める、求めないということにはちょっとこだわらないというか、再質問はしませんが、政府は当初、資格確認書は本人からの申請で発行するという話に多分なっていたと思うのです。ここで様々トラブルが起こったがために資格確認書は届けるというふうに言い出したというか言っているのですが、例えばマイナカードを持っていない人、持っているけれども保険証のひもづけをしていない人など、いろいろ様々なわけです。そういう方たちに資格確認書を確実に届けることができるのか。その辺の事務的な問題がないのか。その辺をちょっと聞かせていただきたいと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 3 マイナンバーカードの保険証へのひもづけについて

この点につきましても、担当する部長もしくは課長に答えてもらうことにしますので、よろしく願います。

○副 議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 3 マイナンバーカードの保険証へのひもづけについて

これはまさにおっしゃるとおりで、これからの課題になってくると思います。そういったことで最初は申請主義だということから始まったところから、そうでなくてという、あるいは有効期限も1年だったものが最大5年までみたいな話が、どんどん国の考えるこれの対策というかが動いておりますので、具体的に私たちがどういう事務をすれば間違いなくできるかというのは、これからの検討になるのかなと思っております。よろしく願います。

○副 議 長 7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 3 マイナンバーカードの保険証へのひもづけについて

それこそ無保険者になる人が出ないように、確実に持っていない人には資格確認書が届くような確実な実務をしていっていただきたいと思います。

以上で終わります。

○副 議 長 以上で、中沢道夫君の一般質問を終わります。

○副 議 長 質問順位4番、議席番号4番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 質問順位4番、議席番号4番、ピタリ賞をいただきました目黒哲也でございます。昨日、一昨日は越後ワイナリーのワイン祭りが開催されました。また8月末には4年ぶりに魚野川鮎まるかじり祭りが開催され、どちらも多くの来場者が来ておりました。それを目にして、ようやく以前の南魚沼市の明るさとか、あるいはにぎわいが戻ってきたなどいうのを感じております。

観光V字回復戦略について

それでは通告に従いまして、このたびは大項目1点、南魚沼市の観光V字回復戦略についてを一般質問とさせていただきます。南魚沼市は自然・文化・気候・食という観光振興に必要な4つの条件を兼ね備えております。よって、当市における観光は成長戦略の柱、地方創生の切り札としての潜在能力を有していると考えます。

観光は地域に存在する様々な資源そのものが売りとなり、国内外からその魅力を体験する

ために人々が訪れ、その地に滞在し、消費活動を行うものであり、その結果として地域の経済、雇用が支えられるとともに、地域の資源の維持、発展にも資する効果が期待され、ひいては移住定住の促進をする役割をも期待される、地域に大きな貢献をし得る産業分野でございます。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大により、極めて大きな影響を受けております。この危機は社会の在り方を変え、経済構造を変化させ、観光客の意識をも変え、この産業を取り巻く環境そのものが大きく変容いたしました。足元では旅行需要も活発化し、にぎわいを取り戻してきておりますが、市の観光産業は現在もなお厳しい状況に置かれており、またコロナ以前から抱えている積年の構造的課題が一層顕在化しております。

観光産業が再び輝くためには、これまでの発想を変える必要があるかもしれません。いまだこの危機の結末が見えない状況ではありますが、コロナ後の市の観光の進むべき道を以下の3点でお伺いいたします。

- 1、持続可能な観光地域づくり戦略はいかに。
- 2、国内交流拡大戦略はいかに。
- 3、インバウンド拡大戦略はいかに。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○副 議 長 目黒哲也君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、目黒議員のご質問に答えてまいります。

観光V字回復戦略について

観光のV字回復戦略についてということで、私も観光のV字回復を見ずして死ぬことはできないと思っている、そういう一人でありますので、本当にそうしたいと思っています。VよりJ回復くらいですか、伸びていく……。

1つ目の持続可能な観光地域づくり戦略はいかにということです。市では令和3年3月ですが、第2次南魚沼市総合計画後期基本計画を策定して、その戦略プロジェクトに沿って各施策を進めているところですが、情報伝達手段の発達などによりまして観光ニーズの変化の早さ、また何よりも先ほどご指摘ありましたが、新型コロナウイルスの世界的蔓延により、観光動態が大きく変化したと。人や物の流れ、考え方が大きく変わったと感じざるを得ないというところがあります。そのため、総合計画のみでは網羅できないことも生じていますので、計画に沿いながらもこの変化を踏まえていきたいと、そういう意味から答弁させていただきたいと思います。ちょっと前置きが長かったですけれども、よろしく申し上げます。

まずは、持続可能な観光地域づくりについてということです。観光庁は我が国の「住んでよし、訪れてよし」——県知事も同じような言葉を使っていますけれども、持続可能な観光地域づくりを実現するためには、地方公共団体、または観光地域づくり法人——DMOですね——が中心となって、観光客と地域住民の双方に配慮して、多面的かつ客観的なデータ計測と中長期的な計画に基づく総合的な観光地マネジメントを行うことが重要であると言って

います。

南魚沼市の観光地域づくりにおける取組では、今回総論でも触れたところですが、7月14日に観光庁へ市の観光協会からDMO——観光地域づくり法人の正式登録に向けた申請書類を提出したというところです。その段階に来ました。新型コロナウイルスの影響により、その発生前後で観光動態が変化し中、持続可能な観光地域をつくるには、改めて中長期的な取組が必要だと考えています、大きい意味では。そのため、市と地域DMOが連携しながら、改めて中長期的な視点に立って地域の歴史・文化、自然環境、食文化などを生かした観光商品・プランの開発を行っていかねばならない。多様な観光需要に対応できる魅力的な観光地域づくりを推進してまいりたいと考えています。

観光地として持続するためには、今少し大きな問題が——老朽化した観光施設の見直しも必要だと本当に思っております。これは例えばスキー場のリニューアルも今進んできておりますし、加えて私どもの、他のところだけ言うのではなくて、私どもが直接やれることとして、私としては大きなものがあるのは、道の駅だと考えています。現在、市の関係課の職員による内部検討会を始めております。民間の有識者や関係機関によって構成される外部の検討会を開催し始めております。改修やリニューアルに向けた検討を行っております。議会の中でも幾つか触れてきたところもありますが、いよいよそういうことに踏み出しました。

近年、県内外で多くの自治体が道の駅の新規オープン、またはリニューアルをしていること、これはもう皆さんよくご存じだと思います。国土交通省が——道の駅は国土交通省系でありますので、ここが提言する道の駅の姿——第3ステージという言い方になっていますが、これに比べて、我が南魚沼市の道の駅は機能が完全に不足していると思います。また、オープンから10年が経過してござりまして、特に今泉記念館につきましては、建設から約30年が経過しています。大規模改修の時期にまさにもう来ています。これは施設面の見直しの一例ですが、これらハードそしてソフトの両面で取組を進めることが、持続可能な観光地域づくりにまず私どもが取り組んでいかねばいけません。最初、我々がやれることとしてです、と思っております。

DMOの将来系の姿とかも含めて、非常にこのところに係ることが大きいのではないかと。そのことによって起爆剤となるということ。全国状況から見ると、うちは完全に後れていますので。今非常に私としては、市長としても、また個人の休暇の使い方としても、道の駅をたくさん歩き回って今おります。これは以前からそうでしたけれども、これらも含めて、他に負けないものをつくっていかねばならないと考えています。

それから、国内交流拡大のところちょっと触れますが、新型コロナウイルス感染症の蔓延下にあっては、その影響により打撃を受けました観光産業の維持・継続を図る。ここが主眼でこの数年間——実は本当はそういうことよりもという思いがありますが、コロナからは逃げられなかったですから、この中で飲食業の皆さんや宿泊業をはじめとする観光関連事業者の皆さんに数多くの経済支援策を講じてまいりました。恐らくどのくらいでしょうか、20年間分くらいのことをやってきたような何となく実感があるわけです。昔の支援策から見れ

ば、このわずか数年の間にどれだけのことをやったかという思いがあります。そういうことであります。今年も夏季合宿の誘客支援事業を行っているところであります。まさに今やっております。

このような、今までは市内の全観光産業への支援を心がけ、いわゆる全体的な支援、また施策に取り組んできたところですが、これは必要に迫られてもちろんやってきたわけです。この中でコロナの影響とといいますか、旅行形態が団体から個人や家族、宿泊先も比較的価格は高くても、サービスも含めた満足度の高い施設が選ばれる傾向が強まってきているとも感じています。国や観光庁においても、社会情勢の変化に応じたそれら観光施策、また補助事業が用意されてきている。市内でもその補助金などを獲得して、施設改修、PR、また誘客などを行い、独自のブランド戦略を進める事業者が多くなってきていると感じています。

他方でこれに乗り切れないというか、まだまだなかなか力としてそこに立ち向かえない方も、やはり事業者も多いということももちろん思っております、中身は結構複雑だなと考えてはいますが、ただ、そういう動きが多くなっているということを感じているところです。

市でも地域DMOとなる観光協会などと連携しながら、引き続き全体の支援はもちろん進めながら、このような特色ある個々の事業者の取組にも寄り添い支援することが肝要かと思えます。私も観光協会長というのを長くやりましたが、当時は護送船団方式というか、みんなを引き上げていかなければいけなかった。だから、パンフレットも全部一律に同じページを使って、公平感を持ってやっていた。そういう時代ではございません。やはり伸びるところを伸ばして、そして全体を引き上げていくという感覚が、やはりこれまで以上に進められなければならないと思います。これは他からのやはりそういう需要によって、まさにそれが進んでいくというふうに考えています。

3番目のインバウンド拡大戦略です。日本政府観光局が8月16日に発表した7月の訪日客数が、2019年同月と比べて77.6%、232万600人。200万人を突破した前月から12ポイント増という大幅な増加を見せてきているということでもあります。また、日本行きの海外旅行制限措置が続いていた中国を除く総数では、2019年同月比103.4%ということで、コロナ感染症拡大前の実績を上回ってきているという状況です。

こうした中ですが、国ではコロナ禍以前から国内観光の縮小を見据えて、2020東京オリンピックの開催と並行して四季を通じた国内スノーリゾートの形成とそこへの継続的なインバウンド誘客を目的に、国際競争力の高いスノーリゾート形成事業を令和2年度から国内各地で展開しています。これは議員には釈迦に説法ですけれども、ご存じのとおり湯沢町は支援対象となってきたところですが、当市においても、南魚沼市においてもインバウンド誘客の強化を図るため、今年度からこれに加わりまして現在認可をいただいた上で、全てのスキー場ではないのですけれども、これに頑張ろうというところにつきまして、例えばICゲートシステムの導入、また四季を通じて提供できるアクティビティ施設の整備などに現在、取組に力を入れ始めております、ということでございます。

昨シーズンの当市内の外国人スキー場利用客数が約4万1,000人、県内全体の利用者数の

28万6,000人の14%に過ぎません。これは少し私は残念な気持ちです。ずっと時代を牽引してきた当地域としてはもう少し頑張らなければいけないと思っております。しかしながら、現在は先ほど申し上げましたような取組を中心に据えて充実させていくことが、先ほど言った護送船団方式ではない形かもしれませんが、批判も受けるかもしれませんが、一部からは。しかし、このことを避けて通れないという状況が生まれていると思っております。インバウンドは特にそうです。

アメリカに行かせていただきましたが、物価が私の実感として、全部が一律ではありませんけれども、物価はやはり私どもの3倍です。ペットボトル1本700円、ラーメン1杯2,000円。こういう状況の中で今日本がこのインバウンドとして、もちろん魅力もあるのでしょうけれども、非常に安い国ということで今やってきているということ、その状況が現実としてありますので、外貨獲得も含めて今、我々が昔はよそに行って、安くて、少し威張っていた時代の逆転をされているということでもありますけれども、そういう状況が生まれているということで、しかしそこに歯をくいしばって頑張っていかなければならないのではないかと思います。

以上です。

○副 議 長 4番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 観光V字回復戦略について

今、市長より熱い回答をいただきました。観光の経験豊富な先輩とさらに議論を深めていきたいなと思ひまして、再質問させていただきます。持続可能なこの地域の観光地域づくりということで、このたびDMOの正式な登録申請をされた。このDMOが今後持続可能な観光地づくりの柱になっていくと恐らく考えているからかと思ひます。そしてまた今、道の駅の改革というのを含めて、現在市の観光協会が入っている道の駅が恐らくプラットフォームとなりながら、DMOの振興を展開していくのかなというのを感じております。

また、市長の所信表明の中に市観光協会は観光地づくりの司令塔として、観光地経営のマネジメントとマーケティングに取り組むと述べられており、市観光協会にDMOのかじ取り役を期待しているというのを感じております。

そこで課題となるのが、先ほど(2)の答弁にあったとおりでございますが、公平性というところが、今までは全部一律、事業所を公平的にPRしていこうというところがあったと思うのですが、それがやはり市の観光協会の形態にあると思うのです。というのは、会員を集めて、会員から会費を納めてもらって、その資金の使途については会員から互選された理事が決定するという形態にあると思うのです。というのは、どうしてもそういう形態であると、会員の事業所のやはり全体の視点に立ってしまっていて、例えば不利益を生じる事業所や会員があったとすると、その取組がなかなかできづらかったり、あるいは誰も反対しない取組に落ちてしまうことがこれまであったような感じがします。

ですから、そういう意味でこのDMOを進めるに当たっては、やはりそういう部分から脱皮して、来るお客さんの目線に立って、いかにターゲットになる顧客に響く戦略あるいはマ

ーケティング等々を進めていかななくては、DMOの存在意義がなくなってくると思っております。

そこでどうしていこうかということなのですが、観光協会の中あるいはその脇にDMOの専門組織を新たにつくって、そこに専門のアドバイザーを置いて、また協会の会員に限らずやはり幅広い業種から、また有識者やいろいろな関係者も募って、さらなる高みを目指して体制を整える必要があるのではないかなどこれまでの経験から思っているのですが、市長のこれまでの経験の中からどう考えるか、お伺いをいたします。

○副 議 長 市長。

○市 長 観光V字回復戦略について

しっかり聞いているつもりなのですが、全部をちょっと把握し切れなくて申し訳ないのですが、経験上の話をではちょっと、地に足が着けたところで、私の経験上の話をします。私は20代の途中、27歳から地元の観光協会長をやっていました。一番——今みたいな時代になるとちょっと思っていなかったのですが、あの当時一番腐心していたというか、苦しい思いをしていたのは意思決定です。意思決定の大変さに20代、30代全部使ったような感じです。何が言いたいかというと、みんなの意見をまとめるのが容易ではないからです。例えばパンフレットをよく——題材にして悪いのですが、パンフレットを決める場合、より多くの人と考えると大体陳腐なものになるのです——分かるではないですか。だから観光ってそもそもそうですかという、私はちょっと違うと思うのです。

地域経営としてのみんなの参加型とか、ボトムアップ型の観光地づくりとか、まちづくりをしようと思えばそういう視点でいいのですが、少し大変な競争下にある中においては、センスの差もありますし、思いの差もあったり、そして大きい事業をやっている人と小さい事業をやっている人の差。これは今の市の観光協会の統合を牽引した一人と私は胸を張って思っていますが、当時大和、六日町、そして塩沢と合併したときの最終局面まで私は携わっていた。この中で一番もめたのはそういうことです。理事の数とかです。これでわんわんの会議になるのです。そういうことから今変わりましたが、そんなことだったので、過去は、全然観光の振興とは違うことなのです。私の若いうちはすごくそういうことを思っていました。

今ですが、DMOというのはもともと、今、議員がお話をされていたような、全く違う形態に変わっていきます。それぞれのところで選ばれた人が平等な感覚で物を申すのではなくて、そういうことを脱皮していくためにもDMOをつくっていこうというのが、私は趣旨だというふうに思っていますし、よく何度も繰り返して、そのことしか言わないのかと言われてたら、ごめんなさいです。

ただ、大変な私どもの先輩格としても、スキー、山岳リゾートのオーストリアについては、はるかもっと前から、そういう観光局の意思決定については数人で行っているのです。数人で行っていますが、数人が駄目だった場合は全部首が飛ぶのです。そういう緊張感の中でDMOのもともとの原型のような運営を今も続けていて、それがずっと持続可能な観光地づく

りをつくり上げてきています。そこを見ずしてやはり改革というか、新しい方向というのは難しいのではないかなど。この秋に向こうを、それは周年行事として市の代表として行きますが、決してそこだけを目的としているのではなくて、もう一度その辺のところをつぶさに感じて、また勉強し直してきたいという思いなのです。

なので、答えになるかどうか分かりませんが、そういうところを変えていくことだと私は思っています。この中で例えば道の駅に取り組む中においても、DMOのやはりブラッシュアップのやり方——どういう、我々の地域にとってふさわしいDMOの形が取れるかということが、非常にこの市の観光協会さんももちろん含めながら、観光地づくりの新しい核となる方向に位置づけるように、道の駅に取り組んでいかなければならないのではないかな。

加えまして最後に言いますが、稼ぎ出さなければ駄目です。ずっと公的なお金だけで頼っている観光地づくりを持続可能な観光地とは言わないです。オーストリアは違います。例えば世界の観光地はそうではありません。ただもう一個言うと、住民にとって素晴らしいと思える観光地でなければやる意味がない。今世界的には、住民がお客さんを排除しようとするほど殺到されたりして、生活を脅かされているような悪い意味の観光地も出来上がってきているという中で、我々の地域として目指すのは、自分たちの持っている宝物をより活動、活躍ができて、そういう人たちがたくさんいて、喜びにあふれる観光地づくりを目指さなければいけないから、そういったところを一緒にやっていきたいと思いますという気持ちであります。

○副 議 長 4番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 観光V字回復戦略について

市長のおっしゃるとおりでございます。そういう意味で現在の観光協会の会員の中で構成される理事、その理事の中でDMOという少し、展開するのはちょっと難しいのかなというのを実感として感じる中で、今市長がおっしゃったとおり、別できちんとDMOを進める、責任を持って進める場所という組織が必要かなと思って、例えばアドバイザーがいなくても、雪国観光圏が既にDMOになっております。

これまでの経験とそこにいる広い人脈と、そしてその中での知見の広さ等々を生かしながら、スタートの段階を雪国観光圏と市の観光協会の会員以外でも、例えばこの地域ですと農業がふるさと納税もトップですし、食といえばコシヒカリという部分で、農業の方がでは観光協会に入っているかということ、入っていなかったり、あるいは映像をつくったり、クリエイターの皆さんが入っているかということ、入っていなかったり、そういう部分からすると、観光協会の会員ではなくても、そういう方々と一緒になってこの地域の観光地づくりを進めていくのが非常に価値的かなと思って、今回そういった提案をさせていただいたところなのですが、そういう部分で市長のほうの見解はいかがでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 観光V字回復戦略について

私は粗削りな考え方しかしていないかもしれませんが、まさに今私は、議員が言っていることはそのとおりですね。1911年という早い段階で先ほど言ったオーストリアの観光法は出

来上がっています。1911年です。世にスキーが伝わった年です。レルヒ少佐、当時の少佐の時代。そのときにやったのは、やはり一番は負担の在り方を先に議論しているのです。だから一番は、例えば今でいえばスキー場の登坂業者、いわゆる索道事業者が一番お金を出すのが当たり前。その次には誰だ——旅館業とかの皆さん。最後は例えば建具屋さんや床屋さんまで全部出資する比率が決められたものを、チロル州はもう既にそのときにつくっている。何が言いたいかという、そういうことではないですかね。

だから、これからつくるのは例えば本当に、広いこういう意味でのみんなの参加率はそれは捨てるはいけない考え方なのですけれども、一方でDMOというような考え方の中では、私は究極は、出資をしてちゃんと責任を持つ人たちが運営しなければ、今までと同じになりますよということです。なので、厳しさが伴うのです。そういうことを目指さなければ、何となく観光地みたいな、それは通用しないと私は思っている、今までのいいところは団体としてあってもいいと思いますが、先ほどお話になった脇に何をつくるかというところの意味においては、DMOの進めていく究極はそういうことや、例えば地域商社的な扱いをつくり上げていくとか、そして責任所在がはっきりしている。そこで旗を振っている人間は、本当にそれで——ちゃんともちろんサラリーも得るけれども、失敗した場合には、自分がやはりそこを辞するという覚悟があるような将来像を求めなければならないと私は思います。

○副 議 長 4番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 観光V字回復戦略について

市長のおっしゃるのと同じ考えでございます。また、今後のプロモーションにおいてDMOは登録申請されて、登録DMOになった暁には同じように、先ほど言った雪国観光圏とDMOの先輩だと湯沢町観光まちづくり機構、そして南魚沼市と、それぞれが個々の自治体、町で個別にプロモーションとか、イベントを打ち出して現在います。それで中には重複した取組もあつたりして、なかなか非効率な部分もあることはあると思うのです。ですから、これまでの点のPRではなくて、雪国観光圏、湯沢町観光まちづくり機構、DMO南魚沼で連携して、プロモーションとかイベント等を面で展開していくのが必要かと思うのですが、今後のそういった考えはあるかどうか、お伺いいたします。

○副 議 長 市長。

○市 長 観光V字回復戦略について

まさに私は今、目黒議員がおっしゃっているとおりだと思います。市や町の境界線を感じるような観光地づくりを早く脱しましょうということです。そういうものが取っ払われている状況だと思います。例えば大地の芸術祭一つ見ても、十日町の問題ではないです……というくらいに早くならなければいけないという意味です。

例えば……北海道に先般視察に行かせていただいたとき、例えば様々な高速を走っていて、目にするのは市域の地図ではないです。面でもう捉えているのです。私はそんなにいろいろなところに行ったことがあるわけではありませんが、先ほどのもう一度話をするとヨーロッパは既にです。山岳リゾート地域はそうです。国をまたがって逆もあります。フランス側と

かスイス側とか。そういうふうに感じますので、その辺ができるのは、個々のDMO——湯沢であっても、また南魚沼であってもいいのですが、大きな意味でここでやっていくのは、私は雪国観光圏的な大きな面から捉えていくべき必要があると思います。ブランド化の中でも彼らは非常に頑張ってくれたと思います。まさにこれから真価が問われるなということです。

ただ、今は国の補助とかそういうことが大きく、そこに頼っているところの活動がありますが、これからは、我々は少しばかりしか実は観光圏にはお金を払っていませんが、よく問題視する人は多いのですけれども、全くあのくらいの金額でという思いです。もっとやれるように頑張らなければいけないと思いますし、できればそこから早い段階で、自分たちで稼ぎ出してやっていけるシステム、なかなか法律や宿泊税もないのに、それができるかというところまではちょっと至りませんが、しかしながら必ずそちらのほうを目指していく時代が来ると私は思っているの、そこに向かって準備をする必要があると思います。

○副 議 長 4 番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 観光V字回復戦略について

エリアを通した中での観光展開というのは、国内旅行もそうですし、インバウンドもそうだと思いますので、ぜひそういった形で、せっかくDMOを登録したら、そういった連携を進めていくのが非常に大事だなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(2)の国内交流拡大戦略に移らせていただきます。少しデータなのですが、令和4年度の観光入り込み客数が南魚沼市は277万人でありました。そのうちの67.7%が1都3県——東京・埼玉・神奈川・千葉からの来訪者でありました。年代では64%が40歳から50歳台がボリュームゾーンであって、20歳から30歳台、若い世代は17.2%というところでとどまっておりました。全体の入り込み客の82.5%は、実はウインターシーズンに集中しておいて、そのうちの38.9%はスキー場に行かれているというアンケート結果がございました。ただ特筆すべきことがありまして、リピーター率2回以上は87.3%、5回以上になっても65.2%であり、満足度も95.2%というアンケート調査の結果が出ておりました。

一方で、令和4年度の延べ宿泊者数は約35万人ということで、入り込み客数の13%、1割くらいしか泊まっていないという状況でございます。また、その宿泊者も約6割は12月から3月の期間の宿泊でございました。

ただ、リピーターが多いということは、南魚沼市の冬季の観光は質が高いということではないかなと私は考えております。質の観光で必要となる3つの条件があると言われております。1つ目は癒やされる、のんびり過ごす、リラックスできる環境であること。2つ目に食、グルメがおいしく豊かであること。3つ目は地域の人との交流。この3つを兼ね備えていると、質の観光というところで現在非常に注目されております。

なぜかという、どこかの施設に行くだけですと、1回行ったらもう十分というところがありますが、またリラックスしたいとか、また食べたいとか、またこの人に会いたいという、そういう気持ちがリピーターの持続性が高まってくるものであって、そういう意味で非常に

今後の観光で注目されているところが、これまで南魚沼市は冬季観光においては非常に出来上がっていたのではないかなというのを感じております。この成功事例を冬季以外に生かしていくことが一つのヒントかと思うのです。冬季観光は恐らく市長が長年引っ張ってきた観光協会の中で、モデルとして今の質の観光が高まってきたのではないかと思うのですが、これをいかに冬季以外につなげていけるか、展開できるかというのがありましたら伺いたします。

○副 議 長 市長。

○市 長 観光V字回復戦略について

今ほどの高い評価というか、リピーター率とか、そういうことはうれしいですね。そうやって頑張ってきた成果であることは間違いない。うちのコシヒカリを定着させたのも、全部とは言いませんが、やはりスキー観光産業のリピーターのお客様、そこに父や母、また祖父、祖母の時代、民宿で質朴な一番のもてなしをして、本当に都会の人から見ればということだったと思いますが、しかし本当にできるおもてなしをやってきた。その精神を失ってはいけないと思って、民宿の心を営業の基盤にとということで石打では頑張ってきたのですよ、本当に。このキャッチフレーズでやってきたのです。

だから、まさにそれはそのとおりでいいと思うのですが、ただ質の問題としては——でももともとは夜行日帰りの範疇のエリアなのです。当時、新幹線ができる前から、急行の時代から。そういうところだったところに、何とか宿泊を1泊してもらう、1.5泊という言い方を昔はしましたが、これらをどうしていくのか。その中で非常に大きな魅力となるのは、食の問題や、そして新しい町の展開。やはり町が魅力的でないとなかなか増えないと私は思っています。だから、例えば外国に行ってそこをもう一回訪ねたくなるのは、その町の人と触れ合うような場所がちゃんと演出されていたり、お店があったりということになるかと思うので、その辺のところかなと思います。

だからリゾート地域で、やはりこの地域もそういったところがみんなも分かってきていて、魅力的な個が今生まれ始めているというところになると思うし、そういう意味でも全体を引き上げる意味でも、先ほど言った道の駅なんかのムード、空気——例えば今まではスキー場にしか訪れない、そこから帰っていた人がもう一步、もうちょっと足を伸ばすと、我々のいろいろな意味で経済効果が生まれる場所に導いていくことができたり、さらに冬は行きにくいけれども、夏はこんなところなのかということも含めてのアピールや、ということが伴っていくといいなと思います。

先般シンガポールで行われました、にっぽんの宝物世界大会で我々の地域から2つのグランプリが生まれたり、いろいろな動きになってきました。食という意味ですばらしいことだと思います。こういったことも含めてやはりやっていく必要があるのではないかと思います。

○副 議 長 4番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 観光V字回復戦略について

先ほど、民宿の心といいますか、これがこの地域を引っ張ってきたなというのがこのリピーター率なのかなというのを改めて感じました。改めてまた、さらに新規顧客を増やしていくことがまた大事だと思うのです。すぐにこの地域にPRしてくるかというのと、なかなか難しいと思うので、今来訪している1都3県も大事にしながらですが、現在友好都市である7自治体、つながりのある7自治体、そことの関係が深い中で、その地域に対して特典をつけたり、キャンペーンを打ったりしながらその地域からこちらに来ていただく。我々もこちらの地域からそちらのほうに行くような交流の展開をしていくことによって、旅の形が新たに出来上がってくるかなと思うのですが、市長の考えはいかがでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 観光V字回復戦略について

目黒さんの言うとおりでと思います。コロナ禍においては、私ども何とか救ってもらいたい気持ちもあって、我々の国内の友好都市、そこにお邪魔をいたしました。これは機会を見つけて、向こうの皆さんからぜひ来ていただきたい。だから冬の商品をつくったり、様々つくったときに、まず持っていった先は向こうの友好都市の皆さん、首長さんにお会いして、ぜひおいでくださいと言って、向こうの市報なり区報なりに書いていただいて、それなりの効果はあったかと思えますし、コロナ禍でなかなかできなかったこともあります。

もう一度言うと、コロナ禍のときにそういうふうに始めてみましたが、これはコロナ後のアフターの中では十分やらなければいけないことなので、ぜひともこの辺は議会の皆さんとも一緒になりながら、やはり自治体……動きをつくっていったらどうか。その中でやはりすばらしいなと今聞いていて思ったのは、来てもらうだけでは駄目です。我々も行かなければ。お互いに行き来するという事だと思えます。

加えまして今、全く話が別に聞こえるかもしれませんが、日本のいろいろな物産、農業物産のすばらしいところと、G7というか、おにぎり共同体をつくり上げようという動きを今始めていますが、まさに今整い始めました。こういった新しいまた関係性を持てる町や市とも我々は結びついていくことができる、可能なので、そういったところの皆さんともお付き合いを始める意味において、来ていただく。またこちらからも出かけられることがあれば出かけていく。そういう相互関係を持ちながらやはりやっていくべきだなと思っているので、今いい話をさせていただいたと思うので、ぜひとも一緒にまた取り組んでいければと思います。

○副 議 長 4番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 観光V字回復戦略について

おにぎりサミットでまたG7ということで、7つの自治体が増えるということで、そういう意味でのまたつながりが増えてくると思うのです。現在実施しているセカンドスクール事業というのが非常に好評でございまして、そういうのを考えますと、友好都市であるさいたま市とか、坂戸市とか、あるいは江戸川区さんとかに、やはりもう少しPRしてまた増やしていくことも可能だと思いますし、千葉県のいすみ市に関しましては、我々と同じで食をテーマにしたまちづくりをしております。美食の街いすみ「サンセバスチャン化計画」という

のを掲げてやっているほど食に力を入れておりますので、そういう意味での食と食の高いレベルでのつながりは非常に効果が上がってくると思うので、そういった部分での企画もあかなとは思っております。

それと同じように、この地域出身の関東圏に出ております経営者の方や、あるいはその企業の役員が在職しているところの情報があれば、そちらのほうに、こちらのほうに企業の社員研修——この自然があって、温泉があって、食があれば、関東から2時間で着くこの場所が社員研修に非常に向いているかと思うのです。そういう意味での展開も大事かと思うのですが、そういった情報があれば——あるのかどうか分からないのですが、あれば、ぜひ市長のほうからそういった部分でのPRも必要かと思うのですが、見解を伺います。

○副 議 長 市長。

○市 長 観光V字回復戦略について

ここで細かいところまではちょっと申し上げませんが、担当している部や課はもちろんそういう視点で常に動いていると思いますし、何か事あれば、下を見て歩いているようなものです。何か落ちていないかなと、何かとつながらないかなということ。私もそう思って6年半を過ごしてきました。いろいろな学校さんと関係がつき始めたことや、一つ一つが急に起きてくることではなくて、様々なやはり人間としての信頼関係をつくりながら——足りないですけども、私はですね。しかしそういう中でいろいろないい話が来たり、我々もお手伝いすることが出てきたりということだと思うので、常にそういう視点を持ってやっていくつもりですし、できれば観光のやはりそういうところに、すばらしい関係性が出てくればという思いは常に持って動いているつもりであります。

ぜひこれは、私どもだけではとてもできませんが、皆さんからそういうお話があれば、いつでも言っていただければ、私は出かけて行って会ってくるのが仕事だと思っているので、そういう姿勢は貫き通したいと考えています。いつもそういうことを考えながらやっていることは事実ですね。来月でしょうか、非常に有名大学さんといろいろなまた連携協定ができることになりましたが、最初の一步は紙1枚ですけども、その後の学生さんの数や、様々な結びつき、こういったことの中は常にそういうことを含んでの、やはり目標があるということでご理解いただければと思います。

○副 議 長 4番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 観光V字回復戦略について

ちょうど学生というところで、次の質問が若者をどうこちらに取り入れるかというので、現在のVFRといって、友人や親族への訪問を目的とした旅行を指す用語だと言われているのですが、国内旅行の全体の約2割くらいが友人とか親族への訪問を目的とした旅行が多いと言われております。

現在、都市への人口集中によって、ふるさとを持たない若者が増えてきているのが現状でございます。そこで第2のふるさとづくりをテーマに旅につなげていけないかというのを提案できればなと思っていたのですが、現在人気のあるふるさとワーキングホリデーをはじめ、

You key プロジェクト、そして開志専門職大学の実習、夏季合宿の誘致等々をさらに推進するために、受入れとか施設等々を整備した環境をつくった上で、またその他の学生を集められるような企画を拡大して、何度も地域に通う旅、帰る旅というのを題しながら、この地域に複数回足を運んでもらって地域の関係性を構築していく。第2のふるさとにしていけるような展開が必要かなと思うのですが、市長の見解があればお願いしたいと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 観光V字回復戦略について

今お話しいただいた日本版のふるさとワーキングホリデー、まさに私は第何タームというか——何々1期、2期、3期という意味ですけれども、そういう人たちが来るたびに実はお会いしているのです。連れてきていただいて、私が宿泊所のほうに行くこともあるのですが、多くはここに来ていただく。全員の方とお話しするのです。たくさん来ていますよ、今。今第3期目が来たのかな。本当にいろいろな大学さんから来るようになりました。知らない人が多いです、もちろんですけれども。でも本当に最後、2週間くらいすると本当に仲よくなって、涙、涙で別れるという話をよく聞きます。いい話だなと思います。

そのときに、ここで同窓会も行うそうです。もう去年の人たちは同窓会を行っているそうです、ここで。逆にまたその人たちと一緒に繋がりができてきているようで、やはりその人たちと話をして一番言うのは、私にはふるさとがないわけではないけれども、都会育ちなので、ないという言い方をしたり、あるけれども、地元でそういうつながりがなかったということを使う人が圧倒的なのです。だから、南魚沼がどういうふうになら、彼女たちから見えているかどうか分かりませんが、非常にそういう——もちろん取り組んでいる人たちの人間的な魅力もあると思うのですが、何かそういうものを感じさせる地域なのだなと。そして働く先の皆さんのすごい努力というか、温かさとかに——もう皆さん口々にそう言います。

先般、総務省のワーキングホリデーを担当している方々がいらっしゃって、うちにいろいろな取材に来ましたが、写真を撮ったり、またいろいろ使うのだと思うのです。今全国いろいろなところが取り組んでいるそうですが、人気は南魚沼市が1位だということで、非常にうれしく思います。そういうところから始まっている。

あとは、ちょっとまた脱線してしまうけれども、市長になった6年前に話をして、少しやはり時期尚早かと思ったのは、墳墓の地観光というのがあったのだと思います。お墓を自分で所有しなくなる人は多くなる。これはもう察知していたし、私の、檀家ですけれども、ご住職と、もうそんな時代ではなくなるのではないかという話を飲みながらとかでよくしていたのです。そうすると当時はまだ、住職は「うーん」などと言っていました。要するにお墓がなくなっていく時代になって、きれいな景色のところに例えば散骨するような状況とか、所有することを捨てていくという時代が来るので、うちとしてはそういうところを提供すれば、そこにお参りに来ることはやめないだろうから。なので、一旦出て行った人たちも実はお墓をここに戻ってきて、そしてまた自然なそういう公共の場所に埋葬されたいというか、

散骨されたいと思う人は出てくると思ったので、そういう話をよくしていたところ、その頃は笑われていましたが、今全国でいろいろなことが進んでいませんか。

だから、やはりそういう新たな世の中の需要というか、そういったことをいろいろ考えるところがあります。やりもしなかったのに言って恥ずかしいのですけれども、しかしそういう視点がまだまだ南魚沼というのは、別に墳墓の地でなくてもいいですけども、しかしそういうすごい何かものを持った私は場所だなという気がしてなりません。雪国ということも含めて、何かを浄化する力なのか、リセットする力なのか、人間性を回帰する力といったらいいのか。ルネッサンスといったらいいのか。そういうような力を持っている地域ということを我々は信じながら、何か仕掛けていければなという思いがします。

○副 議 長 4番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 観光V字回復戦略について

このワーキングホリデーで感じたのが、学生たちに聞くと、やはり居心地のいい場所だと、癒やしを感じる場所だ、食べるものおいしくて、ここにいる方々は非常に温かい方が多いという、さっき言ったやはり質の観光の3つの要素がきちんと備わっているというのが人気の一つの証拠かなというのを思っております。

続いて、3番のインバウンドの拡大戦略について、再度質問させていただくのですが、インバウンドですと、国内旅行もそうですが、ある程度国別とか、性別とか、年齢別に様々なターゲットを決めてPRしていかないと、なかなか効果が出ないということを言われております。そこでこちらのほうのデータを見ますと、越後湯沢駅の全体の訪問客数の1位は台湾の13.5%というのがあります。また2位は香港の7%。2022年の観光庁の訪日外国人消費動向調査だと、香港来客者の95%、また台湾来訪者の94.5%がリピーターということで、そのうち8割以上が訪日4回以上というヘビーリピーターという結果が出てきております。

加えて2023年1月に台湾のLCC、タイガーエア台湾—新潟—台北は週に2便運行を開始しておりまして、ターゲットとしては非常に高いポテンシャルを秘めているかなと感じております。南魚沼市の訪日外国人の宿泊者もやはり台湾、香港が多いと。令和4年度の延べ宿泊者数35万人のうち、ただ、インバウンドは3,954人と1%程度の宿泊にとどまっているというのが現状でございますが、その1%もほぼ8割以上、83%がやはりウインターシーズンに来ているというところが出ております。

そういったリピーター性が高い台湾、香港を取り込みたいという中で、すぐに取っかかりができるというと、湯沢町がウインターシーズンに夕食難民が出るくらい押し寄せている状況であります。その外国人宿泊者を南魚沼市へ食事、夕食を取れる二次交通を整備して、強化して進めていったら、このインバウンドの取っかかりとしてはいいのではないかと思います。ですが、市長としての見解をお伺いします。

○副 議 長 市長。

○市 長 観光V字回復戦略について

昨年ではない、昨冬、まだ今年ですね。2月、3月の状況とかを見ていて、まさに議員が言

っているとおりだと思いました。私も身をもって自分の家の本業というか、商売のほうにも現場に6年ぶりに行ってみて、あまりの変化に驚いています。そして湯沢のことも気になって、結構湯沢の夜の状況を見に行ったりしたのです。どこも行列でご飯を食べられないという話が、特に2月は多かったと思います。そういう中で、担当の部や課の皆さんと話をしている中で、いろいろなことをやはり考え、検討していると思うので、これにつきましては、少し産業振興部、商工観光課のほうから答えてもらうことにします。

○副 議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 観光V字回復戦略について

湯沢の夕食難民の関係というのは、またコロナが収束に向かってから耳にしています。コロナ前から湯沢の夕食難民をどう持ってくるかと、商工会さん等とも話していた経過があります。それで今、スノーリゾートに湯沢町さんと一緒にこの時期、取り組んでいますけれども、その中にはもう完全に二次交通の充実というのは言われている課題となっていますので、やはりそれがバスを使うのか、あとは公共交通、例えば鉄道を使うのか。そういうところというのは、今湯沢町さん等とも意見交換しています。ただこれをなるべく早めに行えるかというのはありますけれども、ニーズは必ずあるわけですので、そこについては検討してまいりたいと思います。

以上です。

○副 議 長 4番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 観光V字回復戦略について

できれば早い取組が早い結果を生みますので、このシーズンから。できれば電車が一番外国人から見てあの風景もいいのですが、なかなか止まることが多くて稼働ができないという部分があるので、恐らくバスになるかなと思うのです。向こうのほうからバスでこちらに来て、こちらの質の高いおいしい食を食べて、またこちらの温かい人柄に触れて、またある意味のんびりした風景を見ることによって、恐らくリピーターの高い台湾、香港のお客さんは次の訪問はこちらにしようというきっかけになるかなと思うので、ぜひ早めに展開できればなと思っております。

最後にもう一つですが、南魚沼市は先ほどから言うように海外の認知度が非常に低いというのが課題となっております。そういう意味で、今SNSが活用されているわけでございますが、現在ある地域のある場所、ある場所の素材が全て観光につながるという時代にはなってきております。例えばあの映画に出てきた湘南のあそこの踏切の場所で写真を撮りたいとか、あのインスタに載っていたあの場所で私も写真を撮ってみたいとか、その一つとして清津峡の溪谷トンネルのところの写真を見て行ってみたいとか、そういったところが非常に人気があって、あるいは遡及的にインバウンドもそうなのですが、国内旅行者にもインパクトを与える素材に、手段の一つになっていると思うのです。

そういう意味でこの地域、先ほど言ったように優れたセンスのいい、感性の高いクリエイターがたくさんいるわけで、その方々を中心にチームをつくって、この地域の魅力ある場所

をさらに掘り起こしてそういった写真や動画を、作ったものをどんどんとSNSでPRしていくことによって、インバウンドあるいは国内旅行につながってくると思うのですが、その辺を市長の見解をお伺いいたします。

○副 議 長 市長。

○市 長 観光V字回復戦略について

当地のクリエイターというか、例えば映像を撮る皆さんも、写真を撮る皆さん等々も非常に——ごめんなさい。質というか腕が上がったというか、それはもう誰もが言っていることではないですかね。そういうことでは農/KNOW THE FUTURE なんかも代表例がありますけれども、全部うちの人たちで創り上げるほどになっているということです。前はちょっとなかったのではないかと思います。そして国際的な賞を取る人たちも出てきました。

そういう意味でもいいと思いますが、ただ一つ聞いていて思うのは、仕掛けたからその映像が世界的にヒットしたかとか、なかなかそうでもなかったりするところがあって、意外なところが、というところもあるということもよく聞くところなのです。ただ、それはそれとして、仕掛ける部分や、やはり映像というのはやはりある種、題材の刷り込みということもあるから——例えばもう白馬とかは写真を変えないですから。何十年たっても同じ写真を使っていたりすることもあります。そういうこともあるので一概にちょっと言えないようなところがあるのですけれども、ただ新しいそのものについては……私がちょっとここで答えることができませんが……ご意見として承って、今後いろいろ検討してみたいということだと思いますので、よろしくをお願いします。

〔「以上で終わります」と叫ぶ者あり〕

○副 議 長 以上で、目黒哲也君の一般質問を終わります。

○副 議 長 ここで休憩といたします。再開を3時ちょうどといたします。

〔午後2時43分〕

○副 議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後2時58分〕

○副 議 長 佐藤剛君より資料配付の願いが出ております。これを許し、配付のとおりといたします。

○副 議 長 質問順位5番、議席番号13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 それでは、発言を許されましたので、通告に従って質問をいたします。

1 市民のいのちと健康を守る医療体制のまちづくりを

今回は、具体的には今大きく変わろうとしている医療問題と、未来を担う子供たちの子育て、教育環境に絞って大きくは2点質問しますが、質問の背景は6月議会でテーマにいたしました人口減少社会にどう向き合い、まちづくりをどう進めるかの第2弾です。

それでは第1問目ですけれども、市民のいのちと健康を守る医療体制のまちづくりをとありますけれども、通告書では医師不足、医療介護人材不足の現状と超高齢社会での医療ニーズ拡大の中で、市民を守る医療体制のまちづくりをとしてあります。印刷物の紙面のつくり

の関係で少し長過ぎるということで、1行にしましたけれども、長いタイトルの私の気持ちも絞らないで理解していただきたいと思います。

それでは始めます。日本の人口は長期にわたる出生数、出生率の減少での自然減に加えまして、地方では東京一局集中が収まらない中で社会減が続きます。この人口減少社会であればこそ、今、南魚沼市に住んでいる市民が安心して暮らせる活気のあるまちづくりをどう進めるかを考えなければならない。その第一に挙がるのは、市民の命と健康を守るまちづくりをどう進めるかだと思います。そういう中で、市は医療のまちづくりを掲げて、医師確保を含む病院経営から健診施設の見直し、市民病院、ゆきぐに大和病院の今後の在り方も含めて全庁的な検討と市民参加で医療の今後を考えてきました。その検討結果として、昨年6月、医療のまちづくり骨太の全体計画が公表されています。

医師確保については、社会厚生委員会等の資料によれば、数値的には大幅増になっているようであります。またその骨太全体計画を受けて、新たな健診施設は実施設計まで進んでいますが、医療体制については、ゆきぐに大和病院の診療所化の話も出るなど、当初の骨太の全体計画から既に変わりつつあります。この背景には財政的問題や医師の働き方改革の実施が迫っていることなどがあるわけでありますが、医療体制は医療のまちをつくる上での根幹であり、市民の命と健康を守るよりどころであります。医療のまちづくりと銘打って進める中、医療資源不足と超高齢社会が同時進行する中で、どう市民の命と健康を守るのかを次の何点かでお聞きしたいと思います。具体的な質問であります。

1番です。医療資源縮小の中で、在宅医療に何を求め、どう機能強化するかです。総人口は減少しますが、高齢者は増え続け、高齢化に伴う体力の衰え等で医療にかかる機会は多くなり、回復期、慢性期の医療需要が増えることが予想されています。一方で、医師不足の中での医師の働き方改革、さらに生産年齢人口が減る中で、医師を含め医療スタッフの確保も難しい。このまま対応がなければ、回復期、慢性期の医療需要増と縮小する医療供給のバランスが取れないこととなります。

こういう状況の中でありますが、市は大和病院を診療所化し、入院機能を市民病院に集約し、その中で大和地域は在宅医療の機能を強化して対応する方針が示されました。当然、今後の医療は大和地区に限らず、在宅医療に頼らざるを得ないと思います。ただ、在宅医療の体制づくりも実践も、今までの経緯からは簡単ではない。在宅医療に何を求め、そのためにどういう機能を充実・強化し、地域の医療を守ろうとするか、まず伺いたいと思います。

2点目であります。電子カルテ等での病院連携で限られた医療資源の中でも効果的、効率的な地域医療推進をということでもあります。6月の一般質問で医療DX推進に触れましたが、国は電子カルテによる医療情報の全国共有も考えています。このことは、現役世代が減っても高齢者が増える中で、医療の効率化と薬の処方や検査の重複などを避け、医療費抑制につながるということからだと思います。現在の市民病院、大和病院の電子カルテと魚沼基幹病院の電子カルテで医療情報を共有した医療体制の連携ができれば、医師・医療スタッフの労力軽減にも、患者サービスにもなり、今ある医療資源を最大限に活用して、質の高い医療提

供ができると思いますが、考えはあるかお伺いいたします。

3点目でありますけれども、新健診施設でさらなる市民の健康増進と予防医療の充実を図る必要がある。施設設置後のビジョンをどう描いているかであります。ちょっと補足説明いたしますと、新健診施設については基本設計も終わり、実施設計に入りました。社会厚生委員会では、施設の恒常的な説明は図面によりまして細かに説明を受けました。しかし、単に大きな建物を造って、一度に大勢の健診を行うだけの施設ではないと思いますし、それだけでは納得できない部分もあります。健友館のシステムを市民病院脇に移すのであれば、健友館の理念も継承して、ここに住む市民が健康で暮らし続けるための充実した健診を行い、健診後の保健事業や予防事業につなげ、場合によっては早期に医療へもつなぐ実践的な考えがなければ、これだけの新健診施設を建設する意義も薄れます。この施設を運営することで、さらなる市民の健康増進と予防医療の充実につながるビジョンをお伺いいたします。

以上で、壇上にての質問は終わります。人口減少対策はいろいろな視点から考えなければならぬ大きな課題であります。6月に引き続き、視点を変えて第2弾としての質問です。医師不足の中で市民の命と健康をどう守るかという難しい課題であります。前向きで積極的な答弁をお願いいたします。再質問及び第2問につきましては、質問席で行います。

○副 議 長 佐藤剛君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、佐藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

1 市民のいのちと健康を守る医療体制のまちづくりを

市民のいのちと健康を守る医療体制のまちづくりをということで、順番にお答えしてまいります。まず、1番目の医療資源縮小の中で在宅医療に何を求め、どう機能強化するのかということでもあります。議員のご質問のとおり、生産年齢人口の減少とは反対に高齢者は増加傾向で推移していくことが予想されています。これによって確実に医師や医療従事者も減少していくということから、入院機能につきましてはいずれ集約せざるを得ない状況と考えております。集約するための方策として、私どものこの魚沼地域では過剰病床圏域となっておりますが、市民病院を増床するとともに地域包括ケア病床の増床を検討しているということでもあります。

また、大和病院の診療所化が今回避けて通れない、いろいろな議論になるかと思っておりますが、これは好むと好まざるとにかかわらず大変な課題で、そういうところに話が行くと思っております。これに伴いまして訪問看護ステーションを設置する。これまで実施している訪問看護だけでなく新たに訪問リハビリも行い、心身の機能の維持、また回復などの日常生活の自立支援を行うなど、まさに在宅医療の強化を図りたいと考えているところであります。

また、将来に向けた在宅機能の一つとして、看護小規模多機能型居宅介護などについても研究を進めてまいりたいと考えております。当面は情報通信機器——発展が著しいそういった様々な機器による訪問診療、または訪問看護などの在宅医療の効率化を図り、地域医療連携室の増員による入退院支援の強化を図るなど——これはよくいろいろなところで使い始め

ている言葉ですが「時々入院、ほぼ在宅」、こういったことがやはり市民病院としての使命かというふうにも思っているわけであります。時々入院、ほぼ在宅が可能となる、市民の皆さんの生活の質を重視した安全で安心な在宅医療の提供体制をつくり上げていかなければならないと考えているところであります。

2点目のご質問の、電子カルテの病院連携の話であります。限られた医療資源の中でも効果的、効率的な地域医療の推進をということでご質問であります。市立病院と魚沼基幹病院の電子カルテは同一メーカーであるものの、設立母体が異なる医療機関同士の患者情報を共有するという事は、仕組みづくりのまずは労力、または技術的な環境、経済的妥当性などを踏まえすと非常に困難であるという報告を受けております。

現在、国の主導で施設間の医療情報連携が可能となる標準化と言われている、これが進められていまして、この動きの中で、他院の医療情報システムの整備を含めた情報連携が可能な技術的環境が整ってくると思えますし、整いましたら、患者さんの安全性の向上、また医療の効率化のためにも連携を進めていきたいと、そういう方向は考えているところであります。また、本日もいろいろなお話が出ましたが、マイナンバーカードの活用の中でこれが推進された場合、相当程度の診療情報の共有が図られていくというふうにご考えております。

3番目の、ご質問の新しい健診施設でさらなる市民の健康増進と予防医療の充実を図る必要がある。これがなければ納得できないという話を先ほど議員からありましたし、施設設置後のビジョンをどういうふうに描いているかというご質問でありますので、お答えします。

新健診施設については、市内1か所に住民健診を集約するとともに人間ドック受診者の拡大を目指すものであろうかと思えます。人間ドックにおける、例えばがん発見率は住民健診の発見率を大きく上回るということでありまして、早期の発見による早期治療につながっていく。また、社会や家庭で中心的な役割を担う市民の命を一人でも多く救いたいと考えているということがございます。健診システムと電子カルテが連携することによって、精密検査が必要となった場合にはスムーズに市民病院への受診予約が可能となるとともに、健診結果をスマートフォンへ通知し、いつでも確認できるようなシステム、例えばそういうこともつくり上げていきたいと考えているところです。

また、人間ドックの拡大を目指すためには、何よりも内視鏡検査体制の拡充が必要ということで、内視鏡装置の台数を増やすとともに、内視鏡検査をする医師の増員にも努めてまいりたい。これはほかの技師もそうかと思えますが、努めていきたいと考えております。

新健診施設では予防医療に加えまして、地域共生社会の実現に寄与する取組が必要と考えておりまして、議員はもう長くこのテーマでお話をいただいておりますが、地域包括ケアシステム、そして人生100年時代に対応する様々な取組を、まさに住民が主体となって推進をする仕組みづくりを実現していきたい。そのための検討を進めているということでありまして。

私としては、議員時代から佐藤議員の議論をずっと傾聴しておりましたが、まさにその頃から語られている様々なことが今ようやく形になろうとしている。そういうところを迎えているのだらうと思っております、その姿を早くつくり上げたいというふうにご考えます。

それから触れられておりました、地域医療のやはり全国的な雄としてのゆきぐに大和病院の歴史、そういった理念、これは健診施設も含めて、健友館も含めてあろうかと思っております、ここの理念を引き継ぐための様々なことを今現在進めているというふうに考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○副 議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 市民のいのちと健康を守る医療体制のまちづくりを

では順次、再質問を少しずつさせていただきたいと思えます。まず、在宅医療の関係ですけども、何を求めてどう進めるかというところ。私が考えていた半分のところを答弁いただきました。厚生労働省出身の病院事業管理者を前に私が言うまでもないことなのですけれども、国が求めている在宅医療の医療機能は、今話が出ましたけれども退院支援、そしてまた在宅での療養支援もまた話に出ました。そして3つ目が急変時の対応、そして最後がみとりであります。前段2つについては、その対応の話が少しずつありましたので、私はこの場は納得いたしましたけれども、今回一般質問に通告しましたので、急変時の対応とみとりのことについてちょっと再質問をさせていただきたいと思えます。

多くの方が在宅を希望しまして、実は病院を選ぶというのは、病院なら24時間体制で安心がありますが、在宅ではなかなかそうはいかない。この安心感を在宅医療の強化でどう考えているかであります。私は急変時の対応、みとり時も含めまして、医療介護の24時間体制が組めるかどうか在宅医療の強化につながるのだと思えます。医療介護の24時間体制について、今どう考えているのかをお聞きしたいと思えます。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 市民のいのちと健康を守る医療体制のまちづくりを

そのテーマもやはり議員は前から長くお話しいただいていました。このことにつきまして、担当する部局、これは病院のほうだと思いますね。そちらから答えてもらいたいですのでよろしくお願ひします。答弁させますので、よろしくお願ひします。

○副 議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 1 市民のいのちと健康を守る医療体制のまちづくりを

南魚沼市の病院事業のみならず、市民のそういった、最終的には人間の尊厳といいますか、人間らしく――在宅が全てではありませんけれども、もし在宅を選ぶのであれば、在宅で最期を迎えたいということを実現するというのは、病院事業のみならず、南魚沼市全体の目標だと思っております。

そんなことで、その鍵を握るのは、議員がご指摘のように、人間はなかなか死ぬませんし、いろいろな病気を繰り返しながら変わっていくので、いざというときの入院体制と、それから24時間のフォローアップ体制が必要です。その中でいざというときに入院できる体制として、急性期の病床も必要ですけども、地域包括ケア病床というのは一つあると。それから在宅という点では、平時からの訪問診療も重要ですけども、やはり日頃感じておりますの

は、訪問看護ステーションの24時間機能だというふうに感じております。そんなことから市内には大きく4つの訪問看護ステーションがありますけれども、たかだか400人くらいしか診ておりません。市民病院でも140人診ておりますけれども、これは24時間の夜間救急体制をやっております。

話は大和病院の、あるいは大和の診療所のことと及ぶかどうか、言い過ぎないように注意しますが、当然その大和地域の在宅医療を重視するのであれば、そういった訪問看護ステーションの24時間体制を目指すのは当たり前のことだと思っている。ただ、今度は人の手当てが非常に重要でございますので、それが病院事業として2つの24時間体制をつくったほうがいいのか、それとも大きな市民病院を中心とした24時間体制の中に包括したほうがいいのかというのは、また戦略上の問題もあろうかと思っています。さらに看護だけでは24時間体制といっても家族はもう疲れるわけでありますので、対応する介護ですね。介護のことも重要になると思っておりますし、その前提となるケアマネジャーによる居宅介護支援事業のケアプラン、ちゃんとしたケアプランをつくるということ。それらが全部相まって24時間体制を形づくるのだらうと思っております。

以上です。

○副 議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 市民のいのちと健康を守る医療体制のまちづくりを

24時間体制、基本的には必要だろうという答弁をいただきましたので、これはこれでよしにしたいと思います。

今、みとりの話がちょこっと出ましたけれども、みとりの問題については大変大きな問題で、時々病院事業管理者は言うのですけれども、今病院でみとりをする方が大変多いというような話。ただ、希望は在宅なのです。在宅を希望するけれども、それができないから病院が今多い。ところが、一方では今病院がだんだん少なくなってくる。だから在宅に力を入れなければ、みとり難民といえますか、死に場所がなくなってしまう。それが一つの大きな問題にもなっているのです。というもので、私はみとりの関係についてもその在宅の充実というのは非常に重要だと思うのですけれども、その辺の考え方。先ほどちょこっと話が出ましたけれども、もう一回ちょっとお願いします。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 市民のいのちと健康を守る医療体制のまちづくりを

引き続き、病院事業管理者のほうから答弁をしてもらいます。

○副 議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 1 市民のいのちと健康を守る医療体制のまちづくりを

私の記憶によれば、令和4年度に南魚沼市で亡くなられた方は836名いらっしゃいます。そのうちの約4割を病院だけではなくて、市民病院が現在在宅というか、往診しております特別養護老人ホーム、あるいは訪問診療、訪問看護で診ておまして、既に病院だけではなくて、在宅あるいは施設等で、みとりに間に合わないときもありますけれども、少なくとも

死亡診断書は書いております。それを医療計画では、ご指摘のようにベッドのみが問題にされますけれども、新潟県の医療計画を見ますと、約 2,100 人を魚沼医療圏で在宅で診るべしということも言っております、我がほうも現在カウントしますと、在宅関係は病院以外に約 700 名を対象にやっていますので、それを大きく増やしていきたいと思っています。ご本人や家族の希望をよく踏まえてやりたいと思っています。ただ、一部の訪問看護ステーションでは少し数が減ってきておるのも事実なのです。それは、やはり在宅といっても家族は疲れて、必ずしもそういうふうなことは望まないという地域もあるわけがございますので、よくその辺は調節しながらやっていきたいと思っております。

○副 議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 市民のいのちと健康を守る医療体制のまちづくりを

みとりの件、分かりました。

今までの答弁を聞いていますと、そしてまた配付になっている資料等を見ますと、在宅医療の充実はこれからの——これは私の思いですけれども、これからの地域医療に絶対に欠かせないことだと私も思っております。しかし、大和病院を診療所にして、入院機能を集約することによって医療が縮小するから、大和地域に在宅医療を充実させるということでありますけれども、そうではなくて、在宅医療を実現するために医療資源や介護資源がどうあるべきか、どう活用するべきかということをまず考えなければならないと私は思っているのです。在宅医療に求められること、先ほど言いましたけれども、それと地域の実情、医師不足、医療機関不足、そういう中では大和病院に入院機能を維持させた地域密着型の今の医療体制があつてこそ大和地域の在宅医療が実現するのだと、私は思っているのですけれども、その辺の考え方がありましたらお願いします。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 市民のいのちと健康を守る医療体制のまちづくりを

また、病院事業の部局に答弁させますが、今の考えではもたないと思いますよ、私は。だから、この議論を始めているということです。これは違っていたら、答えを教えてもらいたいくらい。とてもそんなことではできないと私は思っております。あとは病院事業のほうから答えます。

○副 議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 1 市民のいのちと健康を守る医療体制のまちづくりを

理想の医療というのは何かというのは、常にみんな悩みながら毎日仕事しているわけでありますけれども、今大和病院はそれなりに一生懸命やっています。やっていますけれども、今の体制の中では労働基準法といいますか、医師の働き方改革の中で大和病院のみならず、どんな小さな病院でもどんな大きな病院でも、365 日毎日、医者を 1 人当直させなければいけないのです。内科の患者だけでなく、外科の患者も来るし、整形外科の患者も来ることになりますと、全体でそういうふうな働き方改革に対応するためには、今の大和病院の——非常勤の医者を増やしたのですよ、増やしましたけれども無理なのです。

したがって、そうではなくて、今度は今の病院の体制ではできなかった、今の在宅医療だって、訪問看護だってやっていないわけです。やれなかったわけです。それを逆に基幹病院であれだけの病床があるわけですから、今度はできなかったことを在宅のほうで、あの地域全体の包括医療を考えたときに、より全体でよくなるように、そして地域包括ケアにつきましては、市民病院のほうを少しでも増床することによって——今晚みんなで話し合いますけれども、そういう形で前に持っていきたいと思っております、さりとてそれが完璧かという、みんな完璧ではないので日々悩んでいるわけでありましてけれども、そういう考え方であります。

○副 議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 市民のいのちと健康を守る医療体制のまちづくりを

市長から、このままではもたない、考えがあったらということを言われましたので、私はあまり立派なことを考えているわけではないのですけれども、私が認識している限りのことでちょっとお話しさせていただきたいのですけれども、基幹病院が軌道に乗りつつあります。そうして充実した高度医療、急性期医療の役割を今度担います。これから超高齢社会での医療需要と供給からは、市民病院につきましてはある程度、急性期は担う必要が私はあると思うのです。ただ、市立病院全体としてはむしろ増える慢性期疾患に備えて、分散してでも地域包括ケアシステムを整えて、今後の回復期、慢性期医療に対応することを考えていかなければならないと私は思っているのです。それしか、市長が言いましたように、この地域医療を守る方法はない。ないというのは、言い切ってしまうかもしれませんが、そのことも含めて、国は国策として地域包括ケアシステムを構築して、この難局を奪回しようとしているのではないのですか。もう一度お答えいただきたいと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 市民のいのちと健康を守る医療体制のまちづくりを

ちょっとそのテーマでは考えてきませんでしたけれども、もう少し端的にその辺のところを聞いてもらえばよかったなと思いますが、私としては、今、佐藤議員が言っているように、やればそれはいいです……やればです——やれますかということ。だからこの議論を今始めているし、間に合わなくなるのです。だから、その点の話をしている。佐藤議員の考えが間違っているなんてことは言っていません。ただ、やれないと私は思っていますから。今の議員の話では……（「分かりました」と叫ぶ者あり）と、私は思っているのです。

○副 議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 市民のいのちと健康を守る医療体制のまちづくりを

私の思い込みがあるかもしれませんが、私が言ったことは多分間違いではないと思うのです、厚生労働省出身の病院事業管理者にお聞きしても。だから国策として地域包括ケアシステムを進めながら、この国の難局を乗り越えようという気持ちが国にあるからという、私は思いでした。これはもういいです。そういうふうなことを言わせてもらった。

ちょっと時間の関係もありますので、電子カルテのことは回答いただきました。私もやは

りシステマ的には共有できるというあれはありますけれども、いろいろな面でまだ時期尚早かなということを感じましたので、これはまた次の機会にしたいと思います。

次、健診施設の関係で、ちょっと1つ、2つ再質問させていただきたいと思います。まず、この市内の健診施設を1か所にまとめていこうという一番の課題は、最初から話が出ていますように、どうしたら市内全域から今まで以上に多くの市民に健診を受けてもらうかであります。その最大の目的はずっと問題になっています健診を受けるための足です。アンケート等で実際に健診を受ける人は自分の車で来ている人がほとんどであります。ちょっと変な言い方に聞こえるかもしれませんが、それはある程度近いからだと思うのです。だんだん高齢になって運転ができて、大和の外れから、また塩沢地区の外れから健診のために自分の車を運転して来るだろうかというところは、私は非常に不安があるのです。1か所にまとめて足が遠のいてしまつては、元も子もないといえますか、話にならないことなので、ずっと問題になっていますけれども、今時点、この問題についてどう考えているのかを、今時点の考えをお聞かせいただきたい。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 市民のいのちと健康を守る医療体制のまちづくりを

これは細かいところを病院のほうも非常に気にして、もう調査しているのです、アンケートをとったりして。佐藤議員、ちょっとご自分の……しようがないですけれども地域性があるから……（「そういう問題じゃないでしょう」と叫ぶ者あり）そういうことを言っているでしょう、常に。違いますか。私どものところ……（「違う、違う」と叫ぶ者あり）自分の足で行ってますよ、例えば。でもそうだけれども、いろいろな意味で皆さんの不安を取り除くためにも、市内全体の中でやはりそれは解決していかなければならない問題なのではないですかね。ほとんど自分の足で行っていると思いますよ。病院のほうから答弁します。

○副 議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 1 市民のいのちと健康を守る医療体制のまちづくりを

新健友館への足の問題は、社会厚生委員会で度々お答えしておりますけれども、4月以来今の健友館においでになっている、主に住民健診ですね、その方に全員アンケートをとっております。それは健友館のほうは全員とろうということで、まだ続けております。

ただ一方で、今市長が申しあげましたように、大和だけではなくて、六日町や塩沢の地域の問題もありますので、その方々にも同様のアンケートを、これは一部抽出になりますけれども、8月の下旬までやっております。それらを全部合わせまして、実際にどういったニーズがあるのか。問題は、来られない人をどうして類推するのだということもありますので、今来ている手段はどうかということではなくて、今後そうなった場合にはどういうふうにお考えかという、どういう交通手段が必要かと、公共交通あるいはバス等あると思うのです。そういうふうなことを聞いておまして、まずは実態について十分把握したいと思っております。

軽々なことは申しあげられませんけれども、新健友館の役割というのは、がん等の早期発

見であるとか様々なことが、人生 100 年時代に向けた対応とかありますけれども、議員がおっしゃっているように、人々により利用していただかなければいけないということで、この交通手段の確保というのは非常に重要な問題だと思っております。これは病院事業としてだけではなくて、行政のほうも健診の実施主体として責任ある問題だと思っておりますので、市民の問題ですから、きちんと対応いたします。

○副 議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 市民のいのちと健康を守る医療体制のまちづくりを

私の言い方がちょっと誤解を招いたかもしれませんけれども、私は議場に入って一般質問する中で、地元の方には頼りないと思われるほど、地元の話を中心にやったことはほとんどありません。市全体の中での話をしています。自分が市議会議員になったのもその意気込みで市議会議員になったわけですので、ちょっと言い方がやはり地域性のところにこだわったのかなという反省もしていますけれども、そういうことを理解していただきたいと思います。

時間もなくなってきますので、この問題、あと 1 点だけちょっと。先ほど市長は健友館の理念のようなところに少し触れましたので、このところに少し私も触れたいと思うのです。私もその健友館の理念という言葉を使わせてもらいましたが、これは私が勝手に思い込んでいたのかもしれませんが、ただ、私は健友館が保健・医療・福祉の連携の象徴だと思っております。これはずっと言っていることですが、また言うかというような話が出るかもしれませんが、かつて大和病院の院長をされていた方が、町民の健康はまず保健活動を充実させる。保健の後ろは医療が支える。医療で足りないところは福祉が控える。保健・医療・福祉を相互乗り入れして市民の命と健康を守る、ということをおっしゃったのです。非常に心に残った言葉でありまして、その象徴であり拠点が、私は健友館だと思っております。

今、高齢化が進みまして医療ニーズも増えます。一方で、ずっと言っていますように医療資源が減少する中で、私は健友館にかける期待というのは非常に大きいのです。病気予防、早期発見、早期治療につながる健診施設の役割は非常に大きいというふうに思っています。それを広げるのが理念だというような、らしきようなことを先ほど言っていたので、それで結構といえば結構なのですけれども、ここのところが一番重要なところなので、新たな健診施設建設計画を——まだ建設が始まったわけではありませんけれども、どういう理念を持って施設建設の計画を進めるのかというところを、先ほどと同じだということであればそれでいいのですけれども、簡単にもう一度お願いしたいと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 市民のいのちと健康を守る医療体制のまちづくりを

私、それは佐藤議員に賛同しているというか、同じ考えだと思えます……（「ありがとうございます」と叫ぶ者あり）そこが健友館のやってきた、広義でいえば地域医療を頑張ってきた、私はゆきぐに大和病院の理念にも通じるころだと思って、私は浅い考え方かもしれませんが、非常にそう思って今進めているつもりであります。今ほど言ったところは全くたがえるところはないと思います。それが 100 年時代を迎えるという意味で非常に重要なところ

に、また拡大もしながら、今そういうことを進めなければいけないという状況になっていると私は考えています。

○副 議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2 子供たちの将来に向けたまちづくりを

大きな項目の2点目に移らせていただきたいと思います。子供たちの将来に向けたまちづくりをとありますけれども、ここも通告書では未来を担う子供たちのための子育て・教育環境の充実で、将来に向けたまちづくりをと、長ったらしいタイトルをつけたのですけれども、これも印刷物の関係で長過ぎるということで1行にまとめた簡略な形になっています。

それでは質問に入りますけれども、1番、要保護・準要保護者への就学援助の運用と活用、充実についてであります。要保護・準要保護者への就学援助に関連しましては、実は平成28年の3月議会にも質問していきまして、ただ令和元年に閣議決定された子供の貧困対策に関する大綱には、要保護・準要保護児童生徒数、制度の周知方法、準要保護の認定基準等を調査し、就学援助の適切な運用を促し、就学援助の活用充実を図るというふうにされていることがありまして、今回全国のそういうデータも出ましたので、その辺と比べて、当市においては改善できるところがあるのかどうかというところをちょっと聞いてみたいと思います。

したがって、まず次の3点をお伺いいたします。就学援助制度の活用の周知と活用の推進は十分図られているか。2番目でありますけれども、要保護・準要保護の援助数はどのくらいか。3番目、準要保護の認定基準の見直しは必要ないか、考えていないかというところを教えてくださいたいと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 子供たちの将来に向けたまちづくりを

それでは、佐藤議員の2つ目のご質問の子供たちの将来に向けたまちづくりの中の(1)番、要保護・準要保護者への就学援助の運用と活用の充実ですが、1番から3番までにつきましては、考えたのですけれども、教育長からちょっと答弁してもらおうことにしますので、よろしくをお願いします。

○副 議 長 教育長。

○教 育 長 2 子供たちの将来に向けたまちづくりを

それではお答えしたいと思います。要保護・準要保護者への就学援助の運用と活用、充実について、1番目から3番目までお答えいたします。

まず最初の就学援助制度の活用の周知、推進は十分か、というご質問でございます。就学援助制度の保護者への周知については、毎年度当初に市報へ就学援助制度のお知らせを掲載するとともに、学校を通じて全ての保護者へ制度の周知と申請を促す文書を配布しております。また、市内に在住し、市外の学校へ就学している児童生徒の保護者へも就学先の学校から文書を配付しております。さらに小学校新1年生の保護者へは、秋に実施しております就学時健診の案内をお送りする際に就学援助制度の文書を同封し、制度の周知と併せて新入学用品に係る前倒し給付があることについてもお知らせしております。

このほか、学校に入学してからも学校諸費の納付が遅れるなど、生活状況に気になる点がある場合は、保護者との話し合いにおいて就学援助制度を説明し申請を促すなど、個々の状況に応じた対応を行っております。また、市役所窓口において離婚などにより世帯状況の変更手続を取られた際にも、制度を記載した文書を配付するなどしております。

これらの取組により、制度を知らなかったために援助を受けられなかったということがないように、今後も適切に周知を行い寄り添った対応を継続してまいります。

2つ目の要保護・準要保護者の援助数はどうかについてでございます。児童生徒数が年々減少しているため、就学援助の認定数も減少傾向にあります。しかし、全体の児童生徒数に対する就学援助の認定率で比較すると、小学校ではおおむね9%前後、中学校では10%前後で推移しており、若干の低下傾向は見られますが、大きな変動はありません。

また、就学援助を申請する割合も、小学校では11%前後、中学校では12%前後で推移しており、こちらも大きな変動はありません。申請いただいた児童生徒の80%以上が認定されている状況となっております。これらは保護者の皆様への周知がなされている結果と考えております。今後も申請漏れがないように、制度の周知に努めてまいります。

3つ目の準要保護の認定基準の見直しは必要ないか、でございますが、準要保護は、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者として規定しており、内容は佐藤議員がご用意されました資料の3つ目の二重丸のとおりでございます。このうち、⑦では括弧書きにあるように、世帯の総所得が生活保護基準額の1.3倍以内を、世帯が経済状況に困っていると判断する基準としております。この生活保護基準額の1.3倍については、令和4年度の調査では県内の市町村のうち、南魚沼市を含め14市町村が採用しており、標準的な状況であると認識しております。一方、3市町村が1.3倍を超える率を採用しているのは、実際でございます。

子供の貧困対策に関する大綱が示すように、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的に講じていくことが必要と考えております。昨今の物価高騰により、社会全体で消費生活が苦しくなっている現状があります。これまでに南魚沼市では、議会からのご提言もあり、援助を必要とする時期に速やかな支給が行えるよう、新入学児童生徒の学用品費の入学前支給も実施いたしました。また、コロナ禍における家計急変世帯への対応も行ってまいりました。現時点では認定基準を改定するものではありませんが、今後も就学援助の申請状況などから、実態に合った支援となるように心がけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副 議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2 子供たちの将来に向けたまちづくりを

1点、再質問させていただきたいのですけれども、資料の裏面をご覧ください。文部科学省調査の就学援助の実施状況の表を載せました。認定基準に該当するのに黒丸がついていますが、魚沼市や新潟市に比べると大変少ない。大変少ないというか、大分少ないことはどう読み取ればいいのかということです。今説明していただきましたけれども、これは保

護者は困っていないので就学援助の制度が発動にならなかったのか。それとも、今制度はちゃんと周知しているということですが、まだ周知が足りないので運用範囲が狭まっているのか。ここだけ端的にお答えいただきたいと思います。

○副 議 長 教育長。

○教 育 長 2 子供たちの将来に向けたまちづくりを

佐藤議員からご提示いただきました資料について、今のご指摘のとおりでございますが、この令和3年度の状況が、南魚沼市と魚沼市、新潟市とでは大きく異なっている実態についてでございます。これは南魚沼市においても認定基準としては設けておりますが、実質的に把握が難しい——例えば経済的な理由による欠席日数が多いものなどについて記載しなかったために、このような結果となりました。

令和4年度の調査においては、認定基準に沿った回答に改めまして、そうしますと魚沼市と異なる部分はカとクの2項目となっております。カについては、児童扶養手当の全部支給としている部分が異なっており、またクについては、南魚沼市内の市立学校においては、学校諸費の減免を行っている学校がないと把握しておりますので、基準としていないというところがございます。

以上でございます。

○副 議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2 子供たちの将来に向けたまちづくりを

まさにそのことを聞いてみようかと思っていたのですが、今説明いただきましたので、大体分かりました。次年度以降はそれが大体同じような形になるということで、一安心なのです。

ただ、これを見ますと、魚沼市は本当に細かいところまで拾っていますよね。それは多分この南魚沼市の制度からすると、資料に配りました⑦のところだと思うのです。⑦その他に家庭の経済環境で困っているというところの捉え方、把握の仕方、そこが魚沼市は細かく、今おっしゃったところまできちんと見ながら、そして学校側の目線で、そしてまた行政の目線で見るとそういうところも多分拾っているのではないかというような気も私はしたのです。そこら辺が、入り口のところでもう差がついていたのではどうしようもないという、私は実は思いがあったのです。だけれども、次年度からそうではなくなるというようなことでありますので、そこはそういう理解でよろしいですね。

○副 議 長 教育長。

○教 育 長 2 子供たちの将来に向けたまちづくりを

認定基準そのものにつきましては、南魚沼市におきましては、魚沼市と同様な内容がほとんどでございます。一部違うところもございしますが、丁寧に申請していただいたものをしっかりと精査して、状況に応じて支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○副 議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2 子供たちの将来に向けたまちづくりを

ありがとうございました。決して入り口が狭いわけでも、運用が厳しいわけでもないということを確認いたしましたので、この部分はこれまでにしたいと思います。

もう一点、次の（２）が残っていますので、多子世帯の学校給食費の負担軽減というところに移らせていただきたいと思います。いろいろ細かな情勢は省略いたしまして、今いろいろ物価高騰の中での家庭の経済的負担は大きくなっています。そしてその中でも学校給食費の家庭負担は少なくないわけでありまして、各自治体、新型コロナウイルス感染症の関連で臨時交付金を活用しながら給食費の一部無償化を進めてきまして、それが終わった後も引き続き負担軽減を、子供たちの健全育成のために続けるというところも多くあるようであります。

市も令和４年度はその制度を利用しまして、給食費の負担金支援として食材費の上乗せをしていますし、令和５年度もそれを今度は単費でやるということでもありますので、そこのところは分かりました。ただ、私は流れとしては、国・県の動きも、国もこども未来戦略方針や今制定を進めている新潟県の子ども条例の中におきましても、少子化対策そして止まらない物価高の中で子育ての支援策として、給食費の無償化も今、それも含めて検討を進めているようであります。当市も加速する少子化対策として子育て、教育環境の充実の視点で、全世帯とは言いませんけれども、ここに書いてありますように多子世帯は負担が多くなりますので、そこに給食費の負担軽減というのは考えられないかということで通告いたしましたので、お願いいたします。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 子供たちの将来に向けたまちづくりを

これは私のほうから答弁いたします。（２）番の多子世帯の学校給食費の負担軽減であります。学校給食費の無償化については、令和４年６月議会定例会で川辺議員から、また同年１２月定例会では中沢一博議員からもご質問をいただいております。そのときの答弁と重複する部分がありますが、学校給食に係る経費の負担について、食材費は保護者負担となっておりまして、これは法律により規定されているのですが、したがって、無償化の検討は国が全国一律に行うべきというふうに考えているという話をしてきました。今もその考えを変えているところはないのですけれども、現在は市町村の努力によって全国的にも無償化がなされている状況で、近くにもそういうところが出てきていますので、いろいろ比較、または競争というところも、若干そういう面もあるということかと思えます。これはうそではなくて、競争もあるのだらうと思えます。

学校給食費の無償化に対する国の財政措置がまずはないこと。これはご存じのとおりです。仮に市内の学校で無償化を実施した場合には、令和４年度決算額でいいますと約２億 9,000万円の財源を必要とするということです。経常的に必要な経費となるわけでありまして、不確実な財源、例えばふるさと納税の話もよく出ますが、果実分などを充当することはなかなかふさわしくないのではなかろうかということで答弁をずっと続けてきました。

昨今の食材費高騰に対応するため、本来であれば給食費を値上げする必要があるのですが、

議員もちょっと触れてくださってございましたけれども、規定の給食費単価に市が上乗せを行いまして、保護者負担を増やすことなく、給食内容の充実を図る取組を昨年9月から継続しているという状況です。今年度はおおむね3,000万円程度の上乗せを行うことになっております。

質問をいただきました本題ですが、就学援助事業において給食費に係る費用は全額補助をされ、認定されれば無料となると。多子世帯であれば、就学援助を判断する基準額が上がるというようなことから、より就学援助を受けやすい制度設計となっていると考えています。これら既存の制度によりまして一定の支援がなされていると現在考えておりまして、現状では給食費の無償化は考えておりません。

以上です。

○副議長 13番・佐藤剛君。

○佐藤剛君 2 子供たちの将来に向けたまちづくりを

以前も市長の考えておらないという答弁とほぼ同じような答弁であります。資料をお配りしまして、給食費の負担軽減を質問する資料としてはあまりいい資料ではなかったのですが、無償化は76自治体、4.4%。これは平成29年の国の調査の数値でして、これが取りあえず一番最新の調査データです、国のものは。ただ、コロナ後、先ほど言いましたように、臨時交付金を使いまして、日本農業新聞の調査によりますと、無償化に取り組んだ自治体は2022年、451団体。そしてまた今年、ほかの調査を見ますと、それが491団体になっていきます。どんどん増えているわけでありまして。

そういう状況なのですけれども、では保護者の給食費の負担はどうかということです。市は把握していませんので、これもちょっと資料を載せましたので、令和3年度の資料ですけれども、月額で小学校が4,477円、月額ですね。中学校が5,121円。これはちょっと分かりづらいので、大ざっぱに4,500円で10か月、10か月給食を食べたということにしますと、1年間4万5,000円です。そして3人いれば13万5,000円。多子世帯は特に負担が多くなります。この辺もちょっとやはり考慮していただきたいということなのです。

ただ、全額補助しろとはもちろん言えません。というのは、資料の後ろに出してありますように、市長もおっしゃいましたけれども、今、学校給食法で食費は保護者負担ということになっていまして、そこに書いてありますように給食費の実費を徴収して、おおむねその金額で給食を出しているということです。もし南魚沼市が全生徒に給食を無償化で出すと、ここに書いてある賄い材料費、年間2億8,000万円くらい、これだけかかるということになると思うのです、私の思いだと。それはさすがに無理でありまして、ですので私は、多子世帯の軽減はできないかということで通告したわけです。

そういうふうに通告しましたので、もし2人以降の負担軽減、または3人以降の負担軽減、そういうのを出しながら、今市長がおっしゃったように、給食費無償化というのはできないという判断をされたと思うのですけれども、もし2人以降、3人以降だったら公費負担はどのくらいになるかというのが、データがありましたら教えていただきたいと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 子供たちの将来に向けたまちづくりを

これはちょっと私手元にはないので、もし調べていたら……答弁できるようだったらお願いします。時間気にしながら答弁お願いします。

〔「ありがとうございます」と叫ぶ者あり〕

○副 議 長 教育部長。

○教育部長 2 子供たちの将来に向けたまちづくりを

今、議員がおっしゃったようなデータは持ってありません。

〔「分かりました」と叫ぶ者あり〕

○副 議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2 子供たちの将来に向けたまちづくりを

きちんと通告しなかったもので、私も悪いので、それは結構です。ただ、今県内でも無償化はやはり時の流れといいますか、そういう必然性といいますか、もう出てきているのです。県内の無償化を少し調べてみましたら、例えば村上市、新発田市は第3子以降無償化です。そして見附市はちょっとこれは変わってしまして、中学3年以下が3人以上いることが条件で、その対象から2を引いた人数分を補助しているということですので、3人いれば2引いて1人分、4人いれば2引いて2人分の補助ということをやっているようであります。

やり方や対象は財源もありますので、それぞれなのですけれども、一番私が気になるところは、先ほどもいじくも市長がおっしゃいましたように、悪い意味での競争になるのか、いい意味での競争になるのか、私は分かりませんが、競争の雰囲気ですよ。そして人口減少、少子化対策が今最重要課題になっていまして、ここの充実が、人の、住民の、選ばれるまちの大きな要素だと私は思うのです。だから競争かもしれないけれども、乗れるところの範囲で乗ろう。そしてまた子育て支援に力を入れている姿をほかの県外、県内の人に見せようというような気持ちがあるかないかだけお聞かせいただきたいと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 子供たちの将来に向けたまちづくりを

この時間ではちょっと答えにくいですが、これまでもずっと私の思いは言ってきたつもりです。給食費無償化のことをやはり思いを巡らさないことはないくらい、いつも考えているのです。ただ、ゼロか100なのか、ほかのところはどうなのか。またやはり恒常化する、ずっと続けていく固定費にもなってきます。なので、これらを一体どうするかということ。ではほかのサービスのどこを減らすかということも考えなければいけません。そういう中でこのことですので、これは慎重にやはり検討——私は思考を止めているのではなくて、それはどうやったらできるかなとか、多子——子供さんが多いところはどうかということもいろいろ考えながらやはりやっているつもりなので、少しここではちょっと答弁を控えさせてもらいますが、常に考えています。

○副 議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2 子供たちの将来に向けたまちづくりを

人口減少の中にあっても、今ここに生活して暮らし続ける市民が安心して暮らし、未来を担う子供たちが心配や不安もなく元気に育つ子育て環境、教育環境をつくるのが、議員も含めて行政に関わる者の大きな使命だというふうに、私は考えています。

今、暮らしと市民の命と健康を守り、そしてまた未来の投資となる子育て支援、教育環境の整備に力を注ぐ市政に期待しまして、今回の質問を終わりたいと思います。

○副 議 長 以上で、佐藤剛君の一般質問を終わります。

○副 議 長 ここで休憩といたします。再開を 4 時 15 分といたします。

[午後 3 時 59 分]

○副 議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午後 4 時 14 分]

○副 議 長 本日の会議時間は質問順位 6 番までとしたいので、あらかじめ延長いたします。

○副 議 長 質問順位 6 番、議席番号 5 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 議長から発言を許されましたので、一般質問のほうをさせていただきたいと思います。

1 マイナ保険証の導入に向けた不安の解消を

今回は大項目 2 点ですが、まず 1 点目、マイナ保険証の導入に向けた不安の解消をということで、1 点目をさせていただきたいと思います。

政府はマイナ保険証の導入に伴い、これまでの健康保険証は令和 6 年秋に廃止する予定としています。しかし、情報登録や各種記録などとのひもづけの段階で数々の不具合が発生し、自党内からも延期の声が上がるなど、その混乱は収束しそうにありません。具体的にはマイナ保険証に別人の情報が誤登録されたとか、公金受取口座に別人の口座が登録されていた。コンビニで住民票を取ろうとしたら、別の人の住民票が交付された。あるいはマイナポイントが別の人に誤って付与された。さらには他人の年金記録がひもづいて閲覧できる状態だったというような不具合が次々と発生したため、マイナ保険証への移行については、国民から強い不安の声が上がっています。

先般、実施されました全国市区町村長アンケートにおきましても、保険証廃止の延期を求める市区町村長さんが全体の 4 割を超え、予定どおり廃止すべきという 3 割を上回る結果となりました。このような状況の中、マイナ保険証の導入に対する認識と市民の不安解消に向けた取組についてお考えを伺いたいと思います。7 番議員からも同じようなことで一般質問がされておりますので、重複するようなところは、はしょっていただいても結構かと思えます。よろしくをお願いします。

○副 議 長 梅沢道男君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市長 それでは、梅沢議員のご質問に答えてまいります。

1 マイナ保険証の導入に向けた不安の解消を

マイナ保険証の導入に向けた不安の解消をということで、今ほど議員から紹介のありました、全国市区町村長アンケートについては、7月に共同通信社が全国の市区町村長を対象に実施したもので、8月に新聞報道などがされているものであります。私も回答しているものであります。

この新潟県内の状況——30市町村中27市町村と伺っていますが——については、予定どおり廃止を求めるものが9市町村、延期するべきが9市町村などとなっており、当市は、私ですけれども、予定どおり廃止するとともに、資格確認書も活用するべきとの回答をしています。現在の健康保険証を廃止して、マイナンバーカードを保険証として利用することについては、どの健康保険に加入しても全て個人番号に集約されるという画期的な仕組みでありまして、国によってこの事業は予定どおり進めるとともに、誰一人取り残さないために、経過措置、また代替の措置を設けて丁寧に進めていただきたいと考え、先ほどの回答としたところであります。

一方で、議員大変ご指摘で、今日このところの一般質問が多いですが、報道されているひもづけ誤り等による医療情報をはじめとする個人情報への漏えいなどにつきましては、市民の不安は、これは当然のことだと思います。そしてデジタル庁をはじめとした行政全体でカードにひもづくデータと連携方法の総点検が、現在実施されているという運びかと思えます。

当市としての市民の不安解消に向けた取組としては、これは6月議会の川辺議員からの質問にお答えしているところですが、皆さんのマイナンバーカードのひもづけの状況はどうなっているかということについては、市で調べるということはできない仕組みになってしまっていて、残念ながら市民全体に向けて不安を払拭できるような方法がないのが実情ということですが、もし不安があれば、カードを持参して、窓口に来ていただければ、ひもづけされた内容の確認をご本人と一緒にすることは可能ということでもあります。実際に来庁して確認し、そして安心してお帰りになる方が既に何人もいらっしゃるという報告を受けております。

マイナ保険証にすることで、高額医療費の一時的な自己負担額を抑えるために必要な負担限度額の適用認定証などを取得する申請が不要となるなど、多くの皆さんにとって直接のメリットになることをはじめ——悪いほうばかりの報道が多くて、大事な点というのが十分に周知・報道されていないように感じるところであるのですけれども、DXにより医療機関や保険者、関係機関の事務効率化が大いに図られるということからも、推進していくべき事業と考えているところです。

なお、医療機関等の認証端末の導入については、現在までに市内では9割近い医療機関、薬局等で既に利用可能ということでありまして、これは義務化されていることでもありますので、今後さらに進むものと考えています。マイナンバーカードを持たない方の資格確認書の発行についてなど、まだ細部が定まっていない部分というのが多くありますが、最終的には信頼の得られる制度運用となるよう——していただかなければならないと思えますし、これ

は市としても今後も国に協力していきたいと考えているところであります。

以上です。

○副 議 長 5 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 マイナ保険証の導入に向けた不安の解消を

分かりました。先ほど7番議員のご回答でもそういうことで伺いました。正直言って私も利便性といいますか、そういうところは本当にそうで、これからも進めて、この方向に動くのだらうと思っています。実は先週の9月7日木曜日の新潟日報だったのですけれども、マイナ精査 332 自治体、データひもづけを確認ということで、読んでいきましたら、この精査の中に南魚沼市も入るということで、ちょっと心配したのですが、先ほど7番議員の回答でもあったように、市の場合は住民基本台帳ときちんと既に市内でひもづけができていくということですから、これは県からの委任事務ということもありますので、恐らくここにも載っています精神障害者保健福祉手帳情報に関わる事務ということが主になるのだと思いますので、一安心をしているところです。

ただ、今ほど市長からもお話がありましたけれども、国はこの不安払拭策の概要を8月に入って示したわけですが、主にはマイナ保険証を持たない人全員に、申請がなくても資格確認書を出すとか、有効期限を1年から5年に延ばすとか、そして最終的にはマイナ問題の総点検結果を踏まえて、延長の是非を判断するというようなことで動いています。ちょっと心配しているのは資格確認書の発行、これは先ほどもちょっと議論がありましたけれども、これが保険者や自治体の新たな負担になって、またトラブルが出るのではないかと実は危惧しています。危惧はしていますが、一応この方向で今進むという方向になっていますので、これは国の制度といいますか仕事ですので、ではうちがどうできるかという問題ではないと思うのです。ただマイナ保険証、今ほど市長のほうから、誰一人取り残さないようにということでお話がありました。

そういう意味では、こういったデジタル化といいますか、DXを進めていく中では、どうしてもデジタルデバイドの問題というのが出てくるのだらうと思っているのです。例えば我が市も高齢化が進む中で、そういう意味では老人世帯あるいは独居の老人の世帯、こういったものが今本当に増加傾向にあります。

例えば平成24年から令和4年の10年間を取ってみても、例えば65歳以上の人口、1万6,254人から1万8,594人、14.4%の増加。85歳以上も10.3%の増加。75歳以上というのがちょっと2.5%くらい減っているのですが、進んでいる。例えば単身世帯——老人世帯のうちです——老人世帯もこの10年間で2,295世帯から4,024世帯、そういう意味では1.75倍、175%も増えている。その中で老人のみの単身の世帯も1.79倍、179%。あるいは老人世帯の複数世帯——おじいちゃん、おばあちゃんの世帯、これも1.86倍ということで、2倍までには行っていませんが、かなり増えています。

そういう中では例えばマイナ保険証ということになりますと、今までは保険証は郵送でみんな自宅に送られてきたわけですが、マイナンバーカードは今度は本人が来て、本人

確認をして渡す。これが大原則になっています。そうなったときに、将来的にどうなるのかというのが不安なのです。例えば市は今回の議会の補正予算の中でコロナワクチンの接種、これもやはりそういう意味では接種に会場まで足の問題で来られないお年寄りも含めてタクシーの利用を予算化してやっているわけですが、マイナンバーカードもそういう意味では、これだけ高齢化がどんどん今進んでいく中で本人が来て確認が取れない、そういったところ。

国は恐らくそんなことまでは面倒を見ないのだと思うのです。そういう人たちに新たなマイナンバーカード——保険証も込みになるわけですが——渡すときに、例えばどういった対応を今検討しているのか、考えているのか。保険証を持って世帯ごとに確認して渡してくるのか、例えばタクシー代みたいなものを出すのかとかいろいろあると思うのですけれども、ワクチンと同じような対応になるのかどうなのか、その辺ですね。今市長がおっしゃった一人も取り残さないという部分で、どのような検討になっているのか、もしあればお聞かせいただきたいと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 マイナ保険証の導入に向けた不安の解消を

事前に、もしもうちょっと細かく私に通告があれば、もうちょっと考えてきてもよかったですかなと思って、すみません。ちょっと私が持ち合わせていない。なるほどなと思って聞いてもいますが、これはちょっと担当している部、また課の課長にちょっと答えてもらいます。なるほどなと思って聞いているところもありますが、答えさせますのでよろしく願います。

○副 議 長 市民課長。

○市民課長 1 マイナ保険証の導入に向けた不安の解消を

マイナンバー制度が始まってからなのですけれども、うちのほうでもなかなか本人確認ができる書類をお持ちではない方向けに出張申請をしてきた実績があります。その中でも地域づくり協議会ごとに伺って、足のない方を対象に申請を受け付けるという方法をしておりますし、ほかの自治体では直接個人のお宅に伺ってというようなこともやっている自治体があります。こちらでもちょっと4月以降申請が少なくなってきた状況が見られていましたので、この9月のマイナポイントの事業が終了しましたら、個別の対応もちょっと考えていきたいと思っております。

以上です。

○副 議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 マイナ保険証の導入に向けた不安の解消を

そういう個別の事例みたいなものもあるようですけれども、今度はマイナ保険証になると、本当にそれが日常になってくるわけです。ぜひ——今一番危惧しているのは、いつもマスコミに出るのは、先ほど市長がおっしゃったような悪いところというか、ひもづけがどうだとかと、新しい制度ですから、それは最初から完璧にはなかなか行かない。これはこれから整

備しながらやっていくということになるかと思うのです。ただ今度は現場がそれが出ると、来年の秋以降は、自治体が今度は新たなそういった今のような問題を抱えながらやっていかなければならないということになるわけです。その辺はやはり今から少しずつ検討したり、例えば市の議長会ですとか県への要望ですとか、例えば今回のアンケートなんかも、うちはその他でちょっとコメントを書いて上げてあるようですけども、そういうコメントの中で問題提起するとか、そういった外に向けた努力もやりながら、また市としてはどうやっていくのかという辺りを、中で知恵を出しながらぜひやっていただきたいと思っています。

実は本当にこの問題については細かい部分が幾つかありまして、例えばマイナ保険証を今度はなくしてしまったという場合、マイナ保険証を持っていれば資格確認書は来ないわけですから、なくしてしまうと、今でも恐らく1か月半くらいかかると思うのです。全国的にも1か月から2か月くらい再発行にはかかって、そして本人確認をして渡すというマイナンバーカードがなっているわけです。なくしたときに、老人の方なんかは定期的にお医者さんにかかっているわけだけれども、1か月半から2か月もかかったらその間がどうなるのかという問題もあると思うのです。

それから、例えば子供さんもそうなのですけれども、ご高齢の方もそうですけれども、マイナンバーカードが保険証になりますから、1枚ずつ全部あるわけです。お医者さんにかかるときは、今まで保険証は保険証を持っていけばお医者さんにかかれたわけですよ、保険で。ところがマイナンバーカードになると、マイナンバーカードプラス4桁の暗証番号が必要になるのです。そうすると、例えば親御さんは子供さんを連れていったときに、子供の暗証番号4桁を必ず覚えていなければいけないですし、お年寄りもそうです。ですから、例えばなくしたときとか、お年寄りのそういう暗証番号の管理とかというのも大変な負担になってくるだろうと思っています。

それからもっと実は心配しているのは、いわゆる高齢者施設です。高齢者施設の場合は、今ですとお年寄りの保険証を、入所している方の保険証を預かっていて、お医者さんにかかるときは、預かった保険証で往診があったり、一緒に連れて行ったりしてお医者さんにかかっているのですけれども、今度はマイナンバーカードを預からなければいけない。そうすると、マイナンバーカードと4桁の暗証番号もセットで預からないと、入所者がお医者さんにかかるというか、保険診療をするということができなくなるような気がするのです。今までの報道を見ていると。

これはマイナンバーカードと4桁の暗証番号があれば、そこから見られる個人情報というか、ひもづいているものが全部今度は見られるわけなので、そういった部分の負担や管理が今度は施設に行くとか、そういう問題が、今の国の議論や報道なんかも含めてあまり出てこないような気がするのです。そういった部分は恐らく市町村が最終的な窓口になったり、相談を受けたり対応しなければいけないと思うのです。幾つか今挙げましたけれども、その辺についてどういう議論になっているのか、今の実態はどうなのか、少し教えていただきたい

と思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 マイナ保険証の導入に向けた不安の解消を

私が全部答えるのは、ちょっと申し訳ありません。そこまで詳しくなくて、そこまでの議論にちょっと参加していないところもありますが、個々でも聞いていると、いろいろなところについては、そういう議論があるなと思って今振り返って聞いています。

ただ、自分の子供も海外にちょっと勉強に行っていましたが、やはりそんなカードを持たされる経験があって、でもかの国はそれで全部まかり通って、国民全部が持っているという、住民が。なので、そういう議論の果てに今進行形として向こうは進んできたのか分かりませんが、何かやはり通らなければいけない道なのかなと。ではそこをどうするかというところの議論のほうが大事なのかなという気がしますけれども、ちょっと私が全部答えられません。なので、担当部長もしくは課長に答えてもらうことにします。

○副 議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 1 マイナ保険証の導入に向けた不安の解消を

まさにそのところが、そういったところも多く不安というものにもつながっているというようなことで、国のほうでも不安の払拭という取組の中で、今のことについても対応する方向だということを一応情報としてはある部分があります。

例えば、発行あるいは再発行までに時間がかかるという1つ目のことにつきましては、具体的にどうするかはちょっとこれからだと思うのですが、最短でも1週間程度での発行ができるような制度の構築に取り組むということとされております。

あとマイナンバーカードの暗証番号がないと使えないという、その4桁を覚えなくてはいけないというような、特に高齢の方ですとか、認知症の方ですとか、そういう方を見ていると思うのですが、それについては本年11月頃までに暗証番号等の要らないというか、その設定がなくても使えるマイナンバーカードを用意するというようなことが、国のほうで文書にされております。

もう一個、施設の方の取得ですとか、そのまた管理といったことにつきましては、ちょっと詳細を私はまだ見ていないのですが、この8月に施設をやっている方、支援団体などをやっている方向けのマイナンバーカードの取得管理マニュアルというようなものが定められたということもありますので、それらをちょっと私どものほうでもまた見ながら、市のほうでどういう支援ができるかというあたり、検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 マイナ保険証の導入に向けた不安の解消を

病院事業管理者からも答えさせます。

○副 議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 1 マイナ保険証の導入に向けた不安の解消を

実際に市民病院のほうでは暗証番号を選ぶのか、顔認証を選ぶのかという形で、私なども高齢者ですから、顔認証のほうで登録しておりまして、非常に短時間でぱっと認証されますので、お年寄りについては、むしろ顔認証で問題はないのではないかと。ただ、子供さんは小さいときから発達過程で骨格も変わりますので、そういうのは親御さんが覚えていただくということになろうかと思えます。今、市民生活部長が答弁したように、現場ではそう問題にしておりません。

○副 議 長 5 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 マイナ保険証の導入に向けた不安の解消を

市長も、誰一人取り残さないようにということと、今議論の、これからやはり議論の途上というか進められていくのだろうというお話でしたが、ぜひ、そういうことでお願いしたいと思っています。国のほうも報道にはまだちょっと載っていないですけども、そういう幾つかの課題を認識しているということですので、そういう意味では、ぜひ、自治体も含めてそれらへの対応、今からぜひ、ご検討——私が思いついた程度ですから、まだまだ恐らくいろいろ問題もあろうかと思えます。特に事務的に内部でどうやるかというのは、私らの見えないところですので、担当部局でその辺は意見を出し合いながら、ぜひ、ご議論を進めていただければと思います。

また、顔認証ですけれども、子供さんは今病院事業管理者が言ったようなこともあろうと思えますし、やはり心配しているのは、お年寄りも入所したりなんかすると、大分痩せてきたり、病状によっていろいろありますから、本当にあまり病状がよくなかったり、低栄養の老人の方は本当にしばらくして会うと、えっと思うようなこともありますから、なかなか顔認証で今おっしゃったようにうまくいくというばかりではないと思います。その辺も含めてぜひまたご検討のほう、それこそ本当に南魚沼市としては一人も取り残さないということが実現できるように進めていただければと思います。

それでは1番のほうは以上にしまして、大項目の2点目のほう、お願いしたいと思えます。

2 会計年度任用職員への勤勉手当支給に向けた進捗状況について

大項目の2点目、会計年度任用職員への勤勉手当支給に向けた進捗状況についてということとあります。小項目2点ありますが、まず1点目、令和2年4月の法改正により、これまでの臨時職員の皆さんは会計年度任用職員として、正規職員と同じ地方公務員法の適用を受ける身分となりました。当市においても今年の4月現在で正職員996名、これに対し会計年度任用職員は、フルタイムのお二方を含めて553人となっています。職員全体の実に35.7%を占めています。

特に今、公務現場では近年定例の業務に加えましてコロナ対策ですとか、異常気象等も含めて災害対策、そして今もちょっと議論になりましたけれどもDX——デジタルトランスフォーメーションの推進、また異常気象もそうですけれども、脱炭素に向けた取組など、業務の多様化により慢性的な人員不足の状態があろうかと思えます。長時間労働を余儀なくされているという状況も見受けられます。

このような中、会計年度任用職員の皆さんの存在は、今の地方自治体における行政サービスの確保ですとか、その執行という観点からもなくてはならない重要な存在になっているのだらうというふうに考えますが、この会計年度任用職員の皆さんに対する市長のご認識について、最初にお伺いしたいと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 会計年度任用職員への勤勉手当支給に向けた進捗状況について

それでは、梅沢議員のご質問に答えます。会計年度任用職員への勤勉手当支給に向けた進捗状況、まずその中の1点目の、会計年度任用職員の方について、現在なくてはならない重要な存在になっていると思うが、これについての市長の認識ということであります。

令和2年4月1日に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行されまして、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保するという観点から、会計年度任用職員制度が導入されたということでもまだ新しいものであります。南魚沼市では令和5年4月1日現在で、今ほど議員がお話をされた553人の方が任用されています。

処遇面については、県内19市の会計年度任用職員の給与等の調査を実施しまして、その結果を踏まえて、今年度から期末手当の年間支給月数を、フルタイム勤務職員は現行の1月から2月へ、そしてパートタイム職員の場合は、現行の0.9月から1.8月に改定して、処遇面の改善を行ったところであります。今後も必要に応じて処遇面の改善を図っていきたいと考えているところです。この制度が始まって4年目となっておりますが、行政ニーズの多様化、また業務量の増加等によって、行政の担い手としての会計年度任用職員の役割は非常に重要となってきましたし、行政サービスの確保に欠かせない重要な存在であると考えているところであります。

以上です。

○副 議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 会計年度任用職員への勤勉手当支給に向けた進捗状況について

よく分かりました。市長も私と同じような認識を持っておられるということで安心しました。会計年度任用職員については、今市長のおっしゃった法改正によりまして、これまで雇用契約だったのが、正式な辞令による任用行為となって、正規の公務員ということになりました。服務規律もちろん、ここにおられる管理職の皆さんと同じ服務規律ということですから、期間の定めのない職員と会計年度任用職員ということで、種類は2つありますけれども、これは同じ正規の公務員ということになったわけです。そして今これだけの業務の中で本当に重要な役割を担っていただいている。これらの職員の皆さんの頑張りに対して、処遇も含めて今後適正な対応がやはり必要になってくるのだらうと思っています。1番については同じような認識ということで承りましたので、2番のほうに行きたいと思っています。

小項目の2番です。地方自治法の改正により、令和6年度から会計年度任用職員への勤勉手当の支給が可能となりました。今ほど市長のほうから期末手当の改正等のお話もございましたけれども、これに伴いまして、国も令和5年6月9日付の公務員部長通知で、会計年度

任用職員に対する勤勉手当の支給に当たりましては、改正法の施行に遺漏のないよう必要な対応を図ることとしています。南魚沼市の法改正に向けた対応方針と条例改正に向けた準備の進捗状況について伺いたいと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 会計年度任用職員への勤勉手当支給に向けた進捗状況について

それでは、2番目のご質問にお答えいたします。令和2年4月1日に会計年度任用職員制度が導入されまして、期末手当の支給が可能となりましたが、勤勉手当については、国の非常勤職員と会計年度任用職員の取扱いの均衡や、各地方公共団体における期末手当の定着状況などを踏まえた上での検討課題とこれまでされてきました。その後、議員が言われるとおり、令和5年、今年の6月9日付で通知が発出されたところであります。この通知の中で、改正法において、パートタイムの会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となることに合わせまして、令和6年度から、フルタイムの会計年度任用職員についても、対象となる職員に勤勉手当を適切に支給すべきものであること、という通知がされたということであります。

これを受けまして7月31日に、新潟県市町村課から県の現時点での見込みとしては、令和5年12月議会で関連条例案を提案し、令和6年6月から会計年度任用職員へ勤勉手当を支給する予定との情報提供がありました。県からです。県のほうではそうです。

南魚沼市の対応方針につきましては、国の通知に準拠して、令和6年度から勤勉手当の支給を行う方針を今持っております。進捗状況と今後のスケジュールにつきましては、現在、県から条例案などの情報提供を待っているという状況ですけれども、今後、勤勉手当の支給月数等の検討を行って、我がほうの職員組合との協議を行った上で、令和5年12月議会へ関連条例案を上程しなければならない。そういう予定で進めようと考えているところです。

以上です。

○副 議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 会計年度任用職員への勤勉手当支給に向けた進捗状況について

分かりました。県では12月議会ということですが、会計年度任用職員の当初の法改正のときも、県よりもちよっと遅れてということもございました。県と同時にできるかどうかは別として、考え方とか、今ほど市長のほうから職員組合ともという話も出ましたけれども、なかなか新年度からとなると、残された時間も十分あるわけではありませんで、少しずつ協議や検討も始める必要があるかと思っていますのです。一つは先ほど市長から、期末手当の改正というお話がありました。

当初決めてから、また去年は改正されたということですがけれども、基本的にはどういうふうに支給していくかということなのです。内容の細かいところは別として、例えば支給するには、期間の定めのない職員との均衡ということになりますから、勤勉手当を支給するには同じように——今の期間の定めのない職員の皆さんと同じように、期間率とか成績率の取扱い等も含めて具体的に、今の職員との権衡を踏まえて定める必要があるということになって

います。恐らく今、まだ人事評価体制みたいなのが、勤勉手当支給の期間率や成績率に反映させ得るような体制になっているのかどうなのか、その辺についてちょっとお聞かせいただければと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 会計年度任用職員への勤勉手当支給に向けた進捗状況について

必要があったらもう一度、もしも再質問あたりが出るようだったら答えさせなければいけないかなと思いますけれども、先ほどから言っているとおり、これから検討を行って、職員組合ともいろいろ話もするとまで踏み込んだ話をしているわけです。これ以上必要ありますか、この議場で。私はそういうふうに思いますので、例えば民間の人たちもこれを聞いたりしているわけです。いろいろな思いがある中で、やはり我々としては働く人たちを守っていかうということなんです。

例えば指定管理をやっている皆さんの給料まで気にされていますか……とか、そういうことも含めてやはり、何かいつも公務員の話だけされますけれども——お立場も分かりますが、これ以上のことをここで細かくやるのは、少し私としては差し控えたいなと思いますが、いかがでしょうか。もし再質問があったら、担当のほうから少し答えさせますが、しかしそれにも限度があるのではないかなと思います。

○副 議 長 5 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 会計年度任用職員への勤勉手当支給に向けた進捗状況について

分かりました。これから職場内といいますか、いろいろなところで協議を進めるということですので、条例の提出時期等もありますので、ぜひ、鋭意その辺は進めていただきたいと思います。

私が何でこう言うかということ、実は今の地域の人手不足といいますか、6月議会ですか、ちょっと一般質問をさせていただきましたけれども、例えば今の教員の採用試験倍率。これはもうどんどん下がっていて人が集まらなくなって、筆記試験が今まで5教科だったのを2教科に下げて、それでも人を集めようという状況があったり、ついこの間の新聞に、県の職員の2023年度の採用試験も競争率が2.4倍ということで、平成以降最低になったと。1999年は18倍あったわけですから、それが2.4倍にまで県職員も落ちてしまった。

県内だけでなく、全国的にも地方自治体の職員の若年退職も増加傾向にあるというような報道もあります。そういう中では最初、小項目の1番でちょっと市長にもお伺いしましたが、会計年度任用職員が、市長の認識も含めてこれだけ公務の中で重要な位置づけにあって、その占める割合も36%くらいにうちの中になっているわけですから、ここを将来的にも優秀な人材をきちんと確保していく。このことが今の当市の行政サービス、住民へのサービスを担保していく上で、本当に重要になってくるということだろうと思っています。

民間の給与を気にしますかという話もありましたけれども、私は今、行政サービスが本当にきちんと将来的にも継続性があってやっていける。それを担保するには、こういった部分もきちんと対応していく。このことが重要だろうと思っています。

もう一つだけちょっとお伺いしたいと思っているのですが、会計年度任用職員の給与水準の決定については国の通知にもありますけれども、地方公務員法の給与決定の原則があります。これにのっとって類似する職務に従事する常勤職員の給料表——いわゆる任期の定めのない公務員になります——の給料表を基礎として、その職務の内容、責任、それから職務経験等を考慮しながら、期末手当の支給割合など、具体的な支給方法についても常勤職員の取扱いとの権衡を踏まえて定めることが適当だというふうに国は言っています。この辺については国の言っているような同じような方向で検討を進めている、基本だということ、恐らくそうだと思うのですが、そこだけちょっと確認をお願いしたいと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 会計年度任用職員への勤勉手当支給に向けた進捗状況について

今聞いて、即答しなければいけない立場でありますけれども、私が全て理解するにはちょっとまだ足りない部分があるのか、本当はこういうことは言えませんが、首長なので。少し自信がないところもあるので、これを担当しているところは均衡でやっていくのは当たり前だということを言っていますが、必要があれば答弁させますけれども、必要ありますか……（「具体的な」と叫ぶ者あり）そういうことは言ってはいけませんよね……（「基本」と叫ぶ者あり）では、担当の部長もしくは課長に答えさせます。まあ、もうちょっと——あまりふさわしくないかな……。

○副 議 長 総務課長。

○総務課長 2 会計年度任用職員への勤勉手当支給に向けた進捗状況について

基本的には、公務員部長通知をきちんと理解しながら私どもは給与なんかは決めているつもりですので、基本的には均衡を図りながら、ほかの自治体を参照することはありますが、基本的にはこの通知に基づいて決定しているという考え方です。

以上です。

○副 議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 会計年度任用職員への勤勉手当支給に向けた進捗状況について

分かりました。まだ県から条例（例）などもまだ下りてきていないと思いますので、今後それらを踏まえながら、恐らく検討を進めるということにはなろうかと思うのです。その中でも今ほど市長のほうは、職員団体とかいろいろのところとの協議もこれからだというお話がありましたから、今全部決まっているということではどうもないようですし、県も12月議会で条例を制定という情報で来ているということですから、条例（例）等も含めて今後ということになるのだらうと思います。

ぜひ、協議については、本当に行政の継続性といいますか、行政サービスをきちんと担保して、住民の皆さんが、市役所のどうも会計年度任用職員は募集しても集まらないらしくて、市役所の人は大変そうだななんてことのないように、将来的な部分も含めてきちんとした、まず処遇といいますか、それらも国との均衡を保った中で進めていただく。そして、住民サービスの安定も図っていただく。

今ほど総務課長が言いました、国からの部長通知の原則に基づいて検討していくということです、細部についてはこれからだと思いますが、ぜひ今のほうの言った内容で検討のほうは進めていただきたいと思います。

以上で終わります。

○副 議 長 以上で、梅沢道男君の一般質問を終わります。

○副 議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

○副 議 長 本日はこれで延会いたします。

○副 議 長 次の本会議は明日9月12日、午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦勞さまでした。

〔午後4時59分〕